

財政的援助団体等監査結果報告書

平成22年度

佐賀県監査委員

監査第122号
平成23年6月8日

佐賀県議会議長	石井	秀夫	様
佐賀県知事	古川	康	様
佐賀県教育委員会委員長	安永	宏	様
佐賀県公安委員会委員長	山口	久美子	様

佐賀県監査委員	中村	孝
同	田中	俊雄
同	三竿	博史
同	稲富	正敏

財政的援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果	2
第3 意見事項	1 2
用語等の説明	2 1
監査対象団体ごとの監査結果	2 2
(1) 監査対象団体	
【出資団体】	
財団法人 佐賀県芸術文化育成基金	2 3
財団法人 佐賀県女性と生涯学習財団	2 4
財団法人 佐賀県環境クリーン財団	2 5
財団法人 佐賀県地域福祉振興基金	2 6
財団法人 佐賀県長寿社会振興財団	2 7
財団法人 佐賀県臓器バンク	2 9
財団法人 佐賀県食鳥肉衛生協会	3 0
財団法人 佐賀県地域産業支援センター	3 1
社団法人 佐賀県農地保有合理化事業公社	3 3
財団法人 佐賀県青年農業者育成センター	3 4
社団法人 佐賀県野菜価格安定基金協会	3 5
財団法人 佐賀県教育文化振興財団	3 6
財団法人 佐賀県体育協会	3 9
財団法人 佐賀県暴力追放運動推進センター	4 1
【補助金等交付団体】	
佐賀陸上競技協会	4 2
佐賀県バレーボール協会	4 3
佐賀県ラグビーフットボール協会	4 4
社団法人 佐賀県サッカー協会	4 5
学校法人 光薫学園	4 5
学校法人 鍋島学園	4 6
学校法人 佐賀龍谷学園	4 6
社会福祉法人 吉祥会	4 7
相賀区自治会	4 8
有限会社 鳥栖環境開発総合センター	4 8
社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	4 9
社会福祉法人 済昭園	5 0
社会福祉法人 聖母の騎士会	5 1
財団法人 佐賀県老人クラブ連合会	5 1
社会福祉法人 松風会	5 2

社会福祉法人 麗風会	5 2
社会福祉法人 梅生会	5 4
社会福祉法人 博仁会	5 4
特定非営利活動法人 福祉コミュニティエル	5 4
社会福祉法人 たちばな会	5 5
社会福祉法人 友悠会	5 6
社会福祉法人 天童会	5 6
佐賀大学医学部附属病院	5 7
不二コンクリート工業株式会社	5 7
株式会社 日立物流	5 7
鳥栖 I ロジスティック特定目的会社	5 8
基山ロジスティック特定目的会社	5 8
美光九州株式会社	5 8
株式会社 SUMCO	5 8
職業訓練法人 唐津高等職業訓練運営会	5 9
佐賀県商工会連合会	5 9
佐賀県中小企業団体中央会	6 0
佐賀県玄海地区漁業協同組合併推進協議会	6 0
佐賀県玄海漁業協同組合連合会	6 1
佐賀県農業会議	6 1
佐賀県耕作放棄地対策協議会	6 2
社団法人 佐賀県果実生産出荷安定基金協会	6 2
佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会	6 3
佐賀県鶏卵販売農業協同組合	6 4
佐賀県農業協同組合	6 5
富士大和森林組合	6 5
まつら森林組合	6 6
武雄杵島森林組合	6 6
株式会社 JTB 西日本メディア販売事業部	6 6
第 6 2 回全国人権・同和教育研究大会佐賀県実行委員会	6 7
財団法人 筑後川昇開橋観光財団	6 8
市民がつくる 2009 年レーザーラジアルヨット	
世界選手権大会実行委員会	6 8
第 5 回食育推進全国大会佐賀県実行委員会	6 8
「家族だんらん県民運動」みんなで食卓推進委員会	6 9
佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会	7 0
平成 21 年度全国中学校体育大会佐賀県実行委員会	7 1
財団法人 佐賀県市町村振興協会	7 2
財団法人 佐賀県環境クリーン財団 (再掲)	2 5
財団法人 佐賀県長寿社会振興財団 (再掲)	2 7
財団法人 佐賀県地域産業支援センター (再掲)	3 1

財団法人 佐賀県農地保有合理化事業公社（再掲）	3 3
財団法人 佐賀県青年農業者育成センター（再掲）	3 4
社団法人 佐賀県野菜価格安定基金協会（再掲）	3 5
財団法人 佐賀県体育協会（再掲）	3 9
財団法人 佐賀県暴力追放運動推進センター（再掲）	4 1

【公の施設の指定管理団体】

社会福祉法人 佐賀ライトハウス （佐賀県立点字図書館）	7 3
特定非営利活動法人 佐賀県射撃と狩猟振興会 （佐賀県射撃研修センター）	7 4
マベック・松尾建設共同企業体 （佐賀県営住宅（佐賀県東部地区））	7 4
川原建設株式会社 （佐賀県営住宅（佐賀県西部地区））	7 4
財団法人 スマイルアース （佐賀県立二十一世紀県民の森）	7 5
乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体 （佐賀県立宇宙科学館）	7 6
財団法人 佐賀県女性と生涯学習財団（再掲） （佐賀県立男女共同参画センター） （佐賀県立生涯学習センター）	2 4
財団法人 佐賀県長寿社会振興財団（再掲） （佐賀県介護実習普及センター）	2 7
財団法人 佐賀県地域産業支援センター（再掲） （佐賀県地域産業支援センター） （佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター）	3 1
財団法人 佐賀県教育文化振興財団（再掲） （佐賀県北山少年自然の家） （佐賀県黒髪少年自然の家） （佐賀県波戸岬少年自然の家）	3 6
財団法人 佐賀県体育協会（再掲） （佐賀県総合運動場） （佐賀県総合体育館） （市村記念体育館）	3 9
社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会（再掲） （佐賀県立児童養護施設聖華園） （佐賀県立婦人保護施設佐賀婦人寮）	4 9

所管課・関係課ごとの監査結果	7 7
----------------	-----

(2) 所管課・関係課

【出資団体関係】

男女参画・県民協働課	7 8
循環型社会推進課	7 8
地域福祉課	7 9
長寿社会課	7 9
健康増進課	8 0
生活衛生課	8 2
新産業課	8 3
雇用労働課	8 5
農産課	8 6
空港・交通課	8 7
園芸課	8 7
社会教育・文化財課	8 8
体育保健課	9 0
組織犯罪対策課	9 1

【補助金等交付団体関係】

政策監グループ	9 2
こども未来課	9 5
くらしの安全安心課	9 9
循環型社会推進課	1 0 0
地域福祉課	1 0 1
母子保健福祉課	1 0 3
長寿社会課	1 0 4
障害福祉課	1 0 6
地域医療体制整備室	1 1 0
企業立地課	1 1 1
雇用労働課	1 1 2
商工課	1 1 2
生産者支援課	1 1 5
農産課	1 1 6
園芸課	1 1 7
農山漁村課	1 1 8
畜産課	1 1 8
林業課	1 2 0
空港・交通課	1 2 0
市町村課	1 2 1
学校教育課	1 2 1
社会教育・文化財課	1 2 2

体育保健課 1 2 2

【指定管理団体関係】

母子保健福祉課 1 2 3

障害福祉課 1 2 4

生産者支援課 1 2 5

建築住宅課 1 2 6

森林整備課 1 2 8

第 1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査を次のとおり実施した。

1 監査の実施時期

平成22年7月から平成23年3月まで

2 監査の対象機関

県が資本金等の4分の1以上を出資している団体等及び補助金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体（補助金等交付団体）並びに公の施設の管理を指定している団体のうち72団体（施設）について実施。

区 分	出 資	補助金等交付	公の施設の 指定施設	計
財団法人	12	11	12	35 (16)
社団法人	2	4		6 (4)
学校法人		3		3 (3)
社会福祉法人		11	3	14 (12)
職業訓練法人		1		1 (1)
NPO法人		1	1	2 (2)
有限会社・株式会社・特 定目的会社・共同企業体		8	3	11 (11)
その他		23		23 (23)
計	14	62	19	95 (72)

(注) ・数値は団体等数で、()は重複を除く実団体等数

・「その他」は、国立大学法人、農業協同組合、森林組合及び各種協議会等任意の団体等

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

- (1) 出資団体については、経営が適切、良好に行われているか
- (2) 補助金等の交付団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか
- (3) 公の施設の管理団体については、運営及び財産管理が適切に行われているか

などを着眼点とした。

4 監査の実施方法

団体及び所管課の平成21年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

第 2 監 査 の 結 果

出資団体及び補助金等交付団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次のような指摘事項が認められたので、所管課並びに団体に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

1 重要な指摘事項

(1) 出資団体関係

(団体に対するもの)

- ① 法的に命令権限のない別団体において、財団職員に対し、時間外勤務命令を行っているものがあった。

【財団法人佐賀県臓器バンク（健康増進課）】

県からの受託事業（平成21年度骨髄移植普及啓発事業業務委託）で雇用した職員の勤務地は、佐賀県赤十字血液センター内となっていたが、これら職員の時間外勤務命令の決裁は、本来財団法人佐賀県臓器バンクで行うべきものを、法的に何ら権限のない佐賀県赤十字血液センターに行わせていた。

(所管課に対するもの)

- ① 団体の寄附行為に記載のない骨髄移植普及啓発事業を委託していた。

【健康増進課（財団法人佐賀県臓器バンク）】

当初、県は、骨髄移植普及啓発事業については、ふるさと雇用再生特別基金事業として日本赤十字社に委託しようとしたが、断られたため、財団法人佐賀県臓器バンクに受託させていた。結果として、当財団の寄附行為で事業として位置付けられていない骨髄移植普及啓発事業を委託していた。

(2) 補助金等交付団体関係

(団体に対するもの)

- ① 知事承認が必要な補助対象経費の取扱いで、知事特例による支出承認を受けないうまに、執行されている事業があった。

【佐賀県バレーボール協会（政策監グループ）】

さがんアスリートジュニアサポート事業補助事業においては、指導者の育成及び選手強化を目的に、久光製薬スプリングスの協力を受け、

- ・高校指導者を久光チームに派遣し、久光チーム指導者からの直接指導
- ・久光チーム指導者を招聘し、選手への指導

が計画されていたが実施されておらず、事業経費のほとんどが（財）日本体育協会公認トレーナーの指導経費として支出されていた。

この経費については、補助金交付要綱の「その他特に必要と認められる経費」に該当するものであり、支出する場合は、特例支出承認申請書を提出し、知事の承認を受けることと規定されているが、承認を受けていなかった。

補助事業実績額 1, 996, 983円

うちトレーナーの謝金	1, 773, 000円
〃 旅費	196, 720円
計	1, 969, 720円

- ② 補助対象が他の受託事業と重複し、補助金の返還を要するものがあつた。

【学校法人鍋島学園（こども未来課）】

佐賀県私立幼稚園運営費補助事業の変更承認申請書において、補助対象にできない幼稚園等支援要員配置事業業務委託事業による採用職員1名を含んで申請したため、補助金額が過大となり、返還を要することとなっていた。

過大となった補助金額

$$84,000円/月 \times 12月 = 1,008,000円$$

- ③ 軽費老人ホーム（ケアハウス）利用者の収入認定の誤りにより、補助金の返還を要するものがあつた。

【社会福祉法人麗風会（長寿社会課）】

佐賀県軽費老人ホーム事務費補助事業の補助金額は、補助対象の事務費の実支出額と県の実要綱に基づき算定された事務費の年間合算額（事務費基準額）とのいずれか少ない方の額から、本人から徴収した事務費徴収額（以下「サービス提供料」という。）を控除し得られた額を基本とし、決定される。利用者本人から徴収されるサービス提供料は、本人の前年の対象収入によって決定されるが、対象収入の認定に必要な利用者の収入を証明する書類（遺族厚生年金の証明書）がないままに、前年に提出されていた証明書を元に認定していたものなどがあり、その結果、サービス提供料が過少になり、補助金を過大に受領していた。

そのため、補助金の返還を要することとなっていた。収入認定は厳格に実施されたい。

ア サービス提供料を過少に認定していたものの 2件

事例：

(正) サービス提供料 月額40,000円

(誤) サービス提供料 月額16,000円

イ 平成21年度事業に係る補助金返還額

既受領補助金額 (A) 23,328,000円

修正後補助金額 (B) 22,885,000円

補助金返還額 (A-B) 443,000円

- ④ 実行委員会規約に、予算・決算の規定がなかった。

【第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会（くらしの安全安心課）】

総会の権能として、最も重要な予算・決算が実行委員会規約に規定されていなかった。事務局長を務める県の所管課長が、実行委員会事務局規程を作成する際、予算・決算については、事務局の分掌事務としていた。

その結果、事務局長の権限のみで予算額が流用されていた。

監査の際、所管課からは、予算・決算に関し、実行委員会事務局規程に基づき適正に処理したとの説明があつたが、予算科目毎の予算額と決算額の差額が大きいかかわらず、予算額変更に係る事務局の決裁等の記録もなかった。実行

委員会規約に、予算・決算についても規定し、実行委員会として適正に管理すべきであった。

また、実行委員会規約には、監事の規定も定めておらず、やむなく関係者（幹事）に監査をさせていた。

(平成21年度実行委員会支出額)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	科 目	予算額	決算額
賃金	244,000	0	役務費	97,000	576,605
社会保険料	34,000	0	委託料	0	500,000
旅費	2,195,000	374,360	負担金、補助及び 交付金	4,500,000	3,438,427
需用費	901,000	3,048,375	使用料及び賃借料	0	111,233
計				7,971,000	8,049,000

- ⑤ 事業計画変更にあたって、機関決定がなされないままに、執行されている事業があった。

【第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会（くらしの安全安心課）】

広報計画については、平成21年9月3日開催の第2回実行委員会において、実行委員会規約第11条に基づき、事業計画の一部として審議決定されているが、決定された計画にない広報事業が実施されていた。

また、広報事業の計画変更についての事務局の決裁等の記録もなかった。

(主な広報事業)

項 目	計 画	実 績	決 算 額
ポスター	1,200枚	4,000枚	231,000円
チラシ	9,000枚	120,000枚	409,500円
パネル	なし	A0判13枚、特大1枚	287,500円

- ⑥ 米穀事業の執行で、事業計画及び予算に計上されていない米袋を作成し、卸・小売店等に販売するなど、適正でないものがあった。

【佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会（流通課）】

事業計画では、米袋のロゴタイプ・パッケージの「デザイン開発等」を行うとされている。したがって、開発後の統一デザインを活用した米袋の作成及び販売は、JA及び卸・小売店等自身が行うべきものである。

米袋の作成、販売が協議会事業として必要であれば、事業計画及び予算に計上し、執行すべきであった。

平成21年度の米袋の作成費支出（借用）

米袋販売収入

(収入分は、支出に戻入)

・新県産米マーケット確立対策費	1,861,388円	972,993円
・米穀事業販売促進対策費	2,028,363円	3,088,460円
合 計	3,889,751円	4,061,453円

(所管課に対するもの)

- ① 現場の実態の調査・把握が不十分で、事業手段の検討・検証が不足していた。

【政策監グループ（佐賀陸上競技協会ほか3団体）】

「さがんアスリートジュニアサポート事業補助事業」（平成20～22年度の3か年事業）については、佐賀県の存在感を高めるとともに、県民の盛り上がりを出創することを目的に、高校生スポーツ活動を支援することとし、マスコミへの露出度の高い特定の競技（駅伝、バレーボール、ラグビー、サッカー）について強化を行い、平成22年度までに、高校スポーツの全国大会で表彰台に1回立つことを成果目標とされていたが、目標は達成できていない。

平成19年度の県の新規事業評価では、「これまでの取組の反省等を踏まえた事業手段で、常勝チームを構築するためのプログラムも含まれており、成果は見込まれる」と評価されていたが、目標実現には、効果的で高度な対応が求められる中、事業実施についても、団体の組織的な支援体制がなされておらず、県が指定した公立高等学校の現場責任者任せになっていた。また、いずれの競技団体も、経理処理には携わっておらず、実質指導教師任せになっており、経理処理が不適切な事例も多くあった。県は、経理指導についても、きめ細かな指導をしておらず、加えて実績報告書のチェックも杜撰であった。

当事業は、非常に高い目標を目指す事業であるにもかかわらず、現場の実態の調査や状況把握が十分になされておらず、当初の新規事業評価時の事業手段の検討や事業実施後の効果の検証が、杜撰であった。

（事業実施が現場責任者任せの例や経理方法の指導が不十分な例）

- ・団体の決算書が、適正な決算とはなっていなかった。（佐賀陸上競技協会）
- ・委託契約に当たって、団体内部の決裁がなかった。（佐賀陸上競技協会）
- ・補助金変更承認時期で、大幅に遅延していた。（佐賀県バレーボール協会）
- ・補助対象経費で、知事の承認を受けないままに、事業が執行されていた。
（佐賀県バレーボール協会）
- ・総会や理事会への補助金の報告が、事後となっていた。
（佐賀県ラグビーフットボール協会）
- ・領収書の記載内容が、誤っているながら、そのまま保存していた。
（佐賀県ラグビーフットボール協会）
- ・補助事業について、関係団体と県の調整不足など不十分な処理があった。
（（社）佐賀県サッカー協会等）

② 他の委託事業との重複確認を怠り、補助金を過大に交付しているものがあった。

【こども未来課（学校法人鍋島学園）】

学校法人鍋島学園に対する佐賀県私立幼稚園運営費補助事業の変更承認申請書において、対象にできない県の幼稚園等支援要員配置事業業務委託事業の採用職員1名を含んで申請されたものを、そのまま交付決定し、補助金額が過大となり、返還を要することとなっていた。両事業は、いずれも所管課が管理する事業であり、重複の確認を行うべきであったが、行っていなかった。

③ 団体に提出させて処理すべき補助金変更承認申請書を県が改ざんしていた。

【こども未来課（学校法人佐賀龍谷学園ほか73団体）】

平成21年度の佐賀県私立幼稚園運営費補助事業について、平成22年2月に、園児数割や経費割などの補助単価を変更したため、73団体から平成22年2月下旬に、補助金変更承認申請書の提出を受けた。その後、平成22年3月に、再度補助単価を変更したため、2回目の補助金変更承認申請書を提出させる必要があったが、職員の1名減等もあり、団体への指導に手が回らず、平成22年2月下旬に提出された1回目の補助金変更承認申請書を、県が勝手に、補助単価、補助金額及び日付を改ざんして、補助金を交付していた。

- ④ 実行委員会規約や規程の作成で、所管課としての指導的役割が果たされていなかった。

【くらしの安全安心課（第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会）】

第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会規約は、所管課職員が事務局職員を兼務し作成していたが、総会の権能として、最も重要な予算・決算や、監事の設置について、当該規約に規定していなかった。予算の大部分が県の負担金であったとしても、資金の使途は、総会の総意で決定すべきものであり、実行委員会規約の中に規定すべきであった。

また、予算・決算を事務局の分掌とした実行委員会事務局規程の素案作成に当たって、本部長及び副本部長の判断を仰ぐべきであった。

- ⑤ 補助金申請書等の審査や団体への指導を徹底すべきものがあつた。

【長寿社会課（社会福祉法人麗風会）】

佐賀県軽費老人ホーム事務費補助制度では、補助金の交付を受ける施設は、年1回、利用料の見直しのために、施設利用者の収入階層認定を行うこととなっているが、証拠書類の確認が不十分で、認定を誤り、補助金を過大に申請しているものがあつた。また、補助金申請書及び実績報告書について、「佐賀県軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する要領」の規定に沿って記載されていないものもあつた。

所管課においては、補助金申請書等の審査や団体への指導を徹底されたい。

ア 利用者の収入階層認定を誤り、利用者からの事務費徴収額（サービス提供料）を過少に算定し、結果、補助金を過大に受領していた。

平成21年度補助金返還額： 443,000円

イ 補助金申請書及び実績報告書の記載内容に誤りがあつた。

事例： 1施設当たり平均勤続年数の記載誤り

**(3) 公の施設の指定管理団体関係
(指定管理者に対するもの)**

- ① 郵便物の発送で、不適正な取り扱いがなされていた。

【社会福祉法人佐賀ライトハウス：佐賀県立点字図書館（障害福祉課）】

運営懇談会の開催に当たって、ボランティアに開催通知を郵送しているが、それを第四種郵便扱いで行っていた。

2 その他指摘事項

(1) 出資団体関係 (53件)

① 出資団体に対するもの (35件)

- ・理事会の在り方で改善を要するもの (6件)
- ・役員就任承諾日が不明確なもの (1件)
- ・決裁が規程どおり行われていないもの (1件)
- ・公印規程の整備について検討を要するもの (1件)
- ・嘱託職員就業規則で改正を要するもの (1件)
- ・会計規程で改正を要するもの (1件)
- ・役員への報償費等に関する規程の整備を要するもの (2件)
- ・知事への届出・報告を要するもので行われていないもの (3件)
- ・寄付金収入の取扱いについて適正でないもの (1件)
- ・賛助会員加入促進活動が不十分なもの (1件)
- ・資金調達の見直しで、理事会の決定方針どおり実施されていないもの (1件)
- ・一般会計への繰出金で増額の検討を要するもの (1件)
- ・県と財団との役割分担が不明確なまま事業執行されているもの (1件)
- ・図録の管理について適正でないもの (1件)
- ・資金運用で改善や検討を要するもの (3件)
- ・会計処理について適正でないもの (3件)
- ・事業報告書の内容について適正でないもの (2件)
- ・団体の助成事業で実績報告書の審査が適正でないもの (2件)
- ・団体の助成事業で助成金の額の確定が遅れているもの (1件)
- ・文書の管理について適正でないもの (2件)

② 所管課に対するもの (17件)

- ・団体の在り方について検討を要するもの (3件)
- ・団体に実施させている業務の方法や体制について検討を要するもの (1件)
- ・基金管理で団体への指導を要するもの (1件)
- ・外郭団体の見直しの取組みで不十分なもの (2件)
- ・理事会の議事録署名で団体への指導を要するもの (1件)
- ・知事や教育長への届出や報告で団体への指導を徹底すべきもの (3件)
- ・経理方法で団体への指導を要するもの (1件)
- ・会計処理規則の改正で団体への指導を要するもの (1件)
- ・団体への委託事業で団体の実態把握や検討が不十分なもの (1件)
- ・団体への委託契約方法で検討を要するもの (2件)
- ・空港建設に伴う代替農地の長期保有の対応で関係課への協議を要するもの (1件)

③ 関係課に対するもの (1件)

- ・空港建設に伴う代替農地の長期保有の対応で方針決定をすべきもの (1件)

(2) 補助金等交付団体関係 (184件)

① 補助金等交付団体に対するもの (63件)

- ・ 県の実施要領や補助金交付要綱に即した事務処理が行われていないもの (6件)
- ・ 補助要件を満たすことを証明する書類を保存していないもの (1件)
- ・ 団体の補助事業で交付決定通知が適正でないもの (1件)
- ・ 補助対象経費の取扱いについて適正でないもの (5件)
- ・ 補助金変更申請が遅れているもの (1件)
- ・ 補助金申請書や実績報告書で内容に誤りがあるもの (9件)
- ・ 実績報告書に事業効果が記載されていないもの (1件)
- ・ 実績報告書が期限後に提出されているもの (1件)
- ・ 知事への届出を要するもので行われていないもの (1件)
- ・ 補助金の返還を要するもの (1件)
- ・ 総会や理事会での予算承認がないまま事業が行われているもの (1件)
- ・ 委員会での予算承認手続きについて適正でないもの (1件)
- ・ 委員会での予算承認手続きで改善を要するもの (1件)
- ・ 決算書の内容が適正でないもの (1件)
- ・ 補助事業の事務処理体制が不十分なもの (1件)
- ・ 監事が選任されていないもの (1件)
- ・ 規程どおり会計主任が任命されていないもの (1件)
- ・ 会計規程等で改正を要するもの (3件)
- ・ 財務規程等の改正について検討を要するもの (2件)
- ・ 契約事務で適正でないもの (5件)
- ・ 支出事務で適正でないもの (3件)
- ・ 団体の補助事業で事務処理が適正でないもの (1件)
- ・ 団体の補助金交付要綱の改正について検討を要するもの (1件)
- ・ 団体の補助金交付要綱の取扱いについて適正でないもの (1件)
- ・ 団体の実施要領に即した事務処理が行われていないもの (1件)
- ・ 団体の貸付事業で事務処理が適正でないもの (1件)
- ・ 団体の交付金事業で返還免除の事務処理が適正でないもの (1件)
- ・ 団体の補助事業で履行確認が不十分なもの (2件)
- ・ 団体の交付金事業で実績確認方法について検討を要するもの (1件)
- ・ 資金運用で改善を要するもの (1件)
- ・ 備品等の管理について適正でないもの (3件)
- ・ 現金の管理について適正でないもの (1件)
- ・ 事業の実施時期が適正でないもの (1件)
- ・ 収入未済があるもの (1件)

② 所管課に対するもの (121件)

- ・ 事務処理体制が不十分な団体の実態把握を行わないまま事業を実施しているもの (1件)

- ・関係団体との調整や事業実施に当たっての検討等が不足しているもの（2件）
- ・補助金交付要綱で不明確な規定があるもの（1件）
- ・補助金交付要綱で改正を要するもの（13件）
- ・補助金交付要綱の改正について検討を要するもの（1件）
- ・交付申請書や実績報告書で事業の効果の記載を求めているもの（13件）
- ・補助対象経費の基準で明確にすべきもの（1件）
- ・補助事業の変更承認基準の見直しについて検討を要するもの（1件）
- ・補助金交付要綱に補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除規定が設けられていないもの（2件）
- ・補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が提出されていないもの（5件）
- ・補助事業採択要件の履行確認方法について検討を要するもの（1件）
- ・交付金交付要綱の策定について検討を要するもの（1件）
- ・補助金の内示で検討を要するもの（1件）
- ・補助金交付事務について適正でないもの（13件）
- ・補助金交付事務で検討を要するもの（4件）
- ・補助金交付事務が遅れているもの（6件）
- ・補助事業者への指導が不足しているもの（4件）
- ・補助事業の進行管理が適正でないもの（1件）
- ・支出科目で検討を要するもの（1件）
- ・補助対象経費の取扱いで団体への指導の徹底を要するもの（2件）
- ・負担金の支出時期について適正でないもの（1件）
- ・補助金申請書や実績報告書の提出時期が適正でないもの（9件）
- ・補助金申請書や実績報告書の審査事務が適正でないもの（20件）
- ・補助金の返還事務について適正でないもの（1件）
- ・補助金の額の確定通知が遅れているもの（2件）
- ・補助金の額の確定が遅れているもの（6件）
- ・補助事業の成果の継承について改善を要するもの（1件）
- ・補助対象事業で未実施のものがあり団体への指導を要するもの（1件）
- ・貸付事業で実績が不十分なものについて団体への指導を要するもの（1件）
- ・補助事業の実施が遅れているもの（1件）
- ・負担金事業の在り方について検討を要するもの（1件）
- ・実施要領の見直しについて団体への指導を要するもの（1件）
- ・契約事務で団体への指導を要するもの（1件）
- ・実行委員会の予算執行について適正でないもの（1件）

（3） 公の施設の指定管理団体関係（78件）

① 指定管理団体に対するもの（41件）

- ・利用料金の設定について検討を要するもの（1件）
- ・事業計画書が期限後に提出されているもの（1件）

- ・事業計画書や実績報告書で内容が不十分なものや誤りがあるもの（7件）
- ・事業報告書の内容で検討を要するもの（1件）
- ・指定申請書に記載していた業務で実施されていないもの（1件）
- ・指定管理業務の実施について適正でないもの（2件）
- ・事業計画書に記載していた自主事業で実施されていないもの（1件）
- ・業務仕様書に基づく自己評価が提出されていないもの（1件）
- ・施設利用許可の事務処理について適正でないもの（1件）
- ・運営懇談会の内容で不十分なもの（1件）
- ・財産の管理について適正でないもの（4件）
- ・会計規程等で改正を要するもの（5件）
- ・個人情報の開示請求への対応に関する規程の整備を要するもの（1件）
- ・各管理施設の会計処理で指導を要するもの（1件）
- ・維持管理費の積算について適正でないもの（1件）
- ・維持管理費の負担方法で適正でないもの（1件）
- ・収入事務や支出事務で適正でないもの（2件）
- ・契約事務について適正でないもの（2件）
- ・管理運営業務の再委託で県の承認を得ていないもの（2件）
- ・委託仕様書の内容で見直しを要するもの（1件）
- ・委託料の支払方法で検討を要するもの（1件）
- ・施設の利用増に努めるべきもの（2件）
- ・監査の指摘事項に対する不誠実な対応がなされているもの（1件）

② 所管課に対するもの（37件）

- ・協定書の内容が適正でないもの（2件）
- ・団体の施設等更新計画に対する県の方針が示されていないもの（1件）
- ・利用料金設定で知事承認を要する基準を明確にすべきもの（1件）
- ・公募時に示した指定管理物件の数量に誤りがあるもの（2件）
- ・管理運営業務仕様書の内容が適正でないもの（1件）
- ・指定管理業務の一部について県の他事業でも委託しているもの（1件）
- ・指定管理経費の見直しについて検討を要するもの（1件）
- ・団体に対する指定管理物件の台帳等の提示が不十分なもの（5件）
- ・事業計画書や事業報告書の提出時期が適正でないもの（2件）
- ・事業計画の変更手続きで団体への指導が不適切なもの（1件）
- ・事業報告書の様式で検討を要するもの（1件）
- ・事業計画書や事業報告書の審査で適正でないもの（12件）
- ・管理委託料の支払いが遅れているもの（1件）
- ・監査調書で誤った資料を提出しているもの（1件）
- ・備品の管理について検討を要するもの（2件）
- ・防火管理者の業務で団体への指導を要するもの（1件）
- ・指定管理施設の利用で検討を要するもの（1件）

- ・ 前回監査の指摘事項で改善されていないもの（1件）

3 監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果

監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果については、22ページから129ページまでに記載している。

第 3 意見事項

この意見は、平成22年7月から平成23年3月までの間に執行した監査の途上において気づいたことを述べたものであり、今後の業務運営及び行政運営に当たり留意され、改善措置について検討されたい。

1 出資団体に関するもの

県は、県行政を補完するため、公益上必要がある場合は、出資をし、団体を設立して、事業を行わせることができるが、その前提として、団体の運営が適切かつ健全に行われるよう、適正な指導監督に努めるとともに、必要な予算の措置等を図る必要がある。

しかしながら、今回の監査では、次のような問題点や改善すべき課題がみられた。

【団体の問題点・課題等】

① 県民の信頼獲得への取組、団体を経営するという感覚が、不足している。

県からの財政援助や人的支援が減り、運営が厳しくなり、また、新公益法人制度改革の期限が平成25年11月末に迫る中、団体が県民から求められるものとして存続していくためには、団体はその設立趣旨に沿った業務を着実に推進し、県民の信頼を高めていく取組が強くと求められている。このため、その存在価値が高められるよう、団体を経営するという感覚を一層磨いていくことが不可欠と言える。

しかしながら、長年、県に依存してきた経緯から、また、人的・財政的制約もあり、県民の信頼獲得のための積極的な取組が不足している面が見受けられ、団体を経営するという感覚や経営に対する危機意識が欠落している団体が多い。

- ・ 従来からの事務方法を安易に踏襲し、事務改善の取組意識が薄いと感じられる団体が多くあった。
- ・ 新公益法人制度改革の期限が迫る中、今後の団体の方向性が不明確なままの団体が多くあった。
- ・ 県が事務局を務める団体で、県事業を財団事業予算で支出しているものや、県から複数の業務委託を受けながら、混在して管理されているものなど、団体としての事業を適正に管理できていないものがあった。
- ・ 必要な事業規模、新規助成制度や基本財産の積立等の検討もなく、年間支出額を超える金額を安易に繰り越している団体があった。
- ・ 県の委託料や補助金に依存する団体が多く、財政的援助が減る中で収入増に向けての取組みの弱さが目立った。基金取崩しが続いているものの、自助努力について何も検討していない団体もあった。寄付金募集活動や自主事業等による新たな収入源の確保など、自らが抜本的に見直す努力をすべきである。
- ・ 理事会で賛助会員制度導入を決定しながら、取り組まれていない団体や賛助会員が減少する中、賛助会員加入促進活動を行っていない団体があった。
- ・ 普通預金に高額の資金が滞留しているなど、資産の有効活用等について十分でない団体があった。

② 理事会が、形骸化している。

団体では、運営に係る重要事項を機関決定するために理事会が開かれているが、形式的に終わっているものが多かった。

- ・ 出席者の大半が代理人で開催されている団体や、代理人の代理権を証する書面がない団体があった。
- ・ 議案は、理事会当日、席上で配付されているにもかかわらず、前もって委任状が提出されており、事実上、白紙委任の状態のまま機関決定されている団体が多くあった。
- ・ 県の人事異動に伴う理事及び副理事長の選任で欠席した理事が議事録署名人として押印していた。

③ 事務局体制が弱く、事務の誤りも多い。

県出資の団体の場合は、団体への補助金額の削減等により、職員数が減少したり、常勤職員を嘱託職員に切り替えている団体が多くあった。また、少ない人員で不安定な雇用形態による運営を余儀なくされている団体がみられた。さらに、指定管理者に指定された団体で、県職員の派遣がなくなり、円滑な運営のための事務局の在り方に問題がある団体が多かった。また、団体の業務や県の補助金業務に精通している職員の不足など、事務局体制が弱体化し、事務の誤りも多く見受けられた。

- ・ 団体の寄附行為や財務会計規程で定められた県への報告が行われていない、団体の決裁規程による決裁が行われていないなど、団体が定めた規程に基づく事務が行われていないものがあった。
- ・ 就業規則に、嘱託職員の年次休暇取得の規定が整備されていない、理事への報償費及び旅費の支給の取扱いが明確でないなど、規程等の整備が十分でないものがあった。
- ・ 県職員給与条例を準用するとした団体で、扶養手当の認定誤りや期末手当の特例措置が適用されていないなどで、過払いが発生していた。
- ・ 団体内部での検討や協議が不足し、内部でのチェック体制が不十分で、事業の実施が担当者任せになり、事務の誤りや、事業関係書類の確認不足、事業の遅れ等が出ている事例が多く見受けられた。

以上のように、団体が行うべき業務内容や体制について県からの支援が減り、新公益法人制度改革の期限も迫っている厳しい経営環境の中、何かあれば最終的には県が責任を取ってくれるだろうとの依存体質が団体には少なからず見受けられる。

県民の信頼獲得への取組を積極的に図り、理事会の在り方や事務局の体制等についても、団体内部で十分に検討し、団体を経営するという感覚をもって、団体業務の運営に努められたい。

【県の問題点・課題等】

このような団体の現状は、一方で、出資者である県のこれまでの姿勢などに責任の一端があり、県として、一步踏み込んだ取組が必要であると考えます。

① 出資した県も責任を持って団体の将来の在り方を示すべきである。

県では、平成17年度から平成21年度を見直し期間とする外郭団体の見直しが進められたが、その中では、他団体との統合の可能性について結論を出すとしなが

ら、いまだに結論が出ていない団体や、規模の大きい団体との統合計画が合意に至らず、補助金削減等により出資金取崩しが続いている団体もある。また、県職員の役員就任の見直しが先送りされ、理事や監事に県職員や県職員OBが多数就任し、公益法人の指導監督基準を満たしていない団体もあるなど、県の団体に対する基本的な指導の在り方が問われるものもある。

県と出資団体との関係が変化してきている中で、団体創設時の背景を知らない職員が増えており、見直しの検討が安易に団体任せになっている状況もみられ、自立できない団体の責任は、誰が取るのか危惧されるところである。

また、新公益法人制度改革については、平成25年11月末の期限が迫っている中、公益法人として進むのか、一般財団・社団法人として団体を存続させるのか、NPO法人の可能性もあるのかなど、現在においても明確に方針が決定していない団体もある。また、公益法人を目指すとした団体も、そのための具体的な準備手順について、団体自身で判断できずに苦慮されている面もある。

県が主導して創った団体について、社会情勢や行政ニーズの変化の中で、今後団体をどうするのかを根本的に検討すべきである。

また、新公益法人制度改革に団体が対応するための準備期間は限られており、県出資の団体が、円滑に新公益法人制度改革に対応できるよう、県が十分に指導すべきである。

② 団体の業務、体制等を把握した上で、適正な業務遂行を指導すべきである。

団体の業務執行において、団体が定めた規程等に基づく事務が行われていないもの、規程等の整備が不十分なもの、県の条例・規則等に基づく事務が行われていないものなど、多くの事務の誤りがあった。

また、県から団体に対し、団体の業務内容や体制も考慮しないままに、団体の寄附行為では取り組む事業となっていない業務、指揮命令系統などの体制づくりができていない業務、職員体制に比して事務量の多い業務などを安易に担わせ、団体に負担をかけ、結果として事務の誤りに繋がっている例もあった。

中には、県の課題を安易に外郭団体に担わせ、その課題が長期にわたっているものもあり、外郭団体に担わせることで県民に県の課題が示されない状況となっているものもあった。

これらについては、県が団体の業務、体制等の把握を行い、適正な業務量の把握、丁寧な事務指導、的確な情報提供や情報公開等を行えば、適正に対応できたものも多くある。適正な業務遂行について、団体への指導に努められたい。

③ 団体の実情や将来の在り方等を見極めた予算の措置等を図るべきである。

県の補助金・委託料の減額に伴い、基本財産を取崩したり、事業費に対して委託料が大幅に不足するなど、財政的しわ寄せが団体に向いている。また、県内唯一の指定検査機関でありながら、検査機器整備や施設改修等の今後の具体的な予算の検討がなされていない団体もある。

団体の実情や団体の将来の在り方等を十分に見極めたうえで、予算措置やその検討を図るべきである。

以上、県が行うべき取組について意見を述べたが、県が公表し取り組まれてきた

「外郭団体の見直し」は、平成21年度に終了したところであるが、今後、見直しの結果を早急に検証するとともに、新公益法人制度改革への対応も考慮した上で、今回の監査結果意見を踏まえて、再度見直しの方向性について検討し、指し示すことが喫緊の課題であると言える。

2 補助金等交付団体に関するもの

県は、特定の施策を推進するため、特定の団体に対し、補助金や負担金を交付して事業を実施している。

補助事業については、補助金の不正使用の防止や適正な執行を図るために、関係する法令、規則に基づき、補助事業ごとに要綱等が定められ、それによって会計処理、事務処理を行うこととされている。

一方、負担金については、その性格上、佐賀県補助金等交付規則に基づき、知事が特に定めるもの以外は、細かな規定はなされていない。

県は、団体に対し、補助金、負担金等の目的に沿って事業が遂行されているか、意思決定の手続きや諸規定を整えて適正に運用されているかなど、きちんと確認し、指導する必要がある。

今回の監査では、補助金や負担金等に係る団体や県の事務処理等において、次のような問題点や改善すべき課題がみられた。

① 補助金、負担金等の機関決定、透明性のある予算執行等が、軽視されている。

補助金、負担金等の機関決定、透明性のある予算執行等の重要性については、各種の監査報告等において指摘してきたところであり、それを受け、県においても、「協議会の設置及び運営に関する基本指針」が示されているが、平成21年度の予算・決算を対象とする今回の監査においても、次のような不適切な事務処理がみられた。

- ・ 県が事務局を務め、負担金を交付している実行委員会において、総会の権能として最も重要な予算・決算が実行委員会規約に規定されておらず、県の所管課長である事務局長の権限のみで予算額が流用されており、また、予算・決算の状況のチェックや評価を行う監事も定められていなかったものがあった。
- ・ 団体の決算書に適正な金額で補助金額が計上されていないもの、総会や理事会への補助金の報告が事業実施後となっているもの、事業計画及び予算に計上されていない物品を作成し、販売したものなどがあった。

県においては、実行委員会や協議会等の関係の明確化を図られるとともに、予算執行等の透明性を高められたい。

② 県補助金交付要綱や団体規程等に基づく取り扱いが、できていない。

適正な補助金や負担金等の執行については、これまでも幾度となく指摘してきたところであるが、基本となる要綱や規程等に基づかない取扱いが多くみられ、次のような例があった。

- ・ 知事承認が必要な補助対象経費について、その知事承認を受けていなかった。
- ・ 団体の要綱で年次有給休暇を付与できない期間内に有給休暇を与え、満額の人件費を補助対象経費にしていた。

- ・ 団体に提出させて処理すべき補助金変更承認申請書を県が作成していた。
- ・ 団体の経理規程で100万円を超える場合に必要とされる契約書が作成されていなかった。

また、団体や県の規程等の整備が不十分なものも多く、次のような例もあった。

- ・ 補助対象となる人件費について、団体の給与規程の改正がされていなかった。
- ・ 年度途中で、県職員派遣人件費が補助対象経費から除外されていたが、県の補助金交付要綱改正が遅れ、補助金変更申請等の事務処理が年度内にできていなかった。
- ・ 補助金交付要綱で算定される補助金額と実際の補助金交付額が異なっていた。
- ・ 平成17年3月31日付け財第379号「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除の適正な取扱いについて」の通知に基づく、仕入控除規定が補助金交付要綱に規定されていないものや、規定されていても補助金に係る消費税仕入控除税額確定に伴う報告書について提出されていないものがあった。なお、この仕入控除規定でどのような場合に返還が出るのかなど、適正な取扱いについて説明できる職員はほとんどいなかった。仕入控除規定の内容について、職員に対し、具体的な指導等を検討されたい。

以上の他にも、県の補助金交付要綱等や団体の規程等に基づく取扱いができていない多くの事例があった。補助金や交付金等に関する事務は、要綱等に基づき適正に行う必要があること、また、実態にあわない場合は、その要綱等の整備を図ることは補助金事務の基本である。県及び団体の関係者がその意識を十分にもって事務を遂行するよう、県においては周知等の徹底を図られたい。

③ 補助金の内示や補助金交付が遅れているものが目立つ。

補助金については、その目的に沿った事業の効果が最大限発揮できるよう、適正な時期に交付する必要があるが、その内示や交付が遅れ、補助事業の効果に疑問を抱くものも多くあった。

県の補助金交付事務においては、次のような例があった。

- ・ 補助対象は、ほとんど人件費の県単独補助金で、補助限度額通知（内示通知）について、5月以降のものが多くあり、中には10月通知のものがあった。
- ・ 8月に交付申請を受けていながら、交付決定が1月中旬となっていたものがあった。
- ・ 国の交付内定通知が遅れたこともあり、補助金の交付決定について3月になっていたものがあった。
- ・ 県補助金等交付規則第4条第3項では、交付申請から交付決定するまでの通常要すべき標準的な期間を定め、公表するよう努めなければならないと規定されているが、交付要綱に規定されていないものがあった。

県においては、補助事業を効果的に機能させ、補助金を受ける団体の負担軽減を図るため、内示通知は、補助事業の開始前に速やかに行い、補助金を適正な時期に交付されたい。また、国の交付内定通知が遅れる場合には、県費相当額部分の交付決定を先に行うなど、団体の事業が適正に実施できるよう配慮されたい。

なお、県補助金を財源とした団体が実施する間接補助事業についても、速やかに補助金を支出するよう、県から団体に対し指導されたい。

④ 事前調査、申請書・実績報告書の審査、効果の確認や検証が、不足している。

県が行う補助金や負担金等は、特定の施策推進のため、貴重な財源を活用し交付するものであり、県の各分野での課題解決や事業推進等を着実に図っていく必要がある。しかしながら、実態としては、予算の獲得、補助金の消化等が主目的となっており、関係団体への事前調査、交付申請や実績報告の審査、事業効果の確認や検証等が不足し、結果として十分な効果が出ていないものや、事務の誤りが増えていることに繋がっている。次のような例があった。

- ・ 事業遂行状況の確認が十分でなく、当初計画の主要事業が実施されず、その変更申請について年度末になっていたものがあった。
- ・ 県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されているが、要綱に規定されていなかったもの、また、規定があっても記載内容の不足により、効果についてわからなかったものが多くあった。
- ・ 実績報告書の確認が不十分で、未記載や記載誤りをそのままにして、額の確定を行っていたものが多くあった。中には、他の委託事業との重複確認の未実施や収入認定の誤り等で多額の補助金額の返還を要するものがあった。
- ・ 会員目標を大きく下回ったもの、貸付原資を補助金として交付しながら貸付制度の1つが実施されていなかったものなど、事業実績が低調であるにもかかわらず、県での抜本的な対策等について検討がなされていないものがあった。
- ・ 特に、さがんアスリートジュニアサポート事業補助事業については、重要な指摘事項に詳しく記載しているとおりであるが、非常に高い目標を掲げながら、事業の実施が経理も含め現場の担当者任せになっており、また、主要計画が困難となった場合も県からの支援や指導等もほとんど実施されていないなど、現場の担当者に過度の負担を強いるものとなっていた。高い目標を実現するための競技団体や県の支援体制、補助金の経理体制など、目標達成に向けて十分な計画の検討がなされておらず、関係団体の事前調査や協議の実施、効果の確認や検証が杜撰であった。

県補助金の制度創設や実施に当たっては、施策の着実な推進に繋がるよう、事前調査や審査の充実、効果の確認や検証に努められたい。

⑤ 交付（変更）申請書、実績報告書、額の確定等の日付の不適切な取扱いが多い。

地方自治法施行令第143条第4号、第5号の規定により、「補助金の会計年度の所属区分については、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」とされており、「その他の補助金は、その支出負担行為をした日の属する年度」とされている。

また、運営に係る補助金のように年度末まで事業を実施するため、年度末までに履行確認を行うことが現実的に難しい補助金については、平成19年3月28日付け財第10385号で「補助金の支出に係る当面の取扱い」が通知されている。

しかしながら、実績報告書や交付申請書、変更承認申請書、額の確定等の日付について、職員が上記の内容を十分に理解していない取扱いを行っているものや、提出期限が守られていないもの、実態の改善は行わないまま、安易に辻褃合わせの日付

の書き直しで対応しているものなど、次のような不適切な取扱いが行われていた。

- ・ 完了払の補助金で12か月を超える無理な補助対象期間の設定をしていることから、補助金申請書の提出期限を4月30日までとしており、年度内の履行確認について不可能となっていたものがあった。
- ・ 概算払の補助金で、変更承認申請書の日付を県で書き直していたものがあった。
- ・ 完了払の補助金で提出期限である3月31日付けの実績報告書が、実際は4月中旬に提出されているものや、概算払の補助金で提出期限である4月30日付けの実績報告書について、実際は6月上旬に提出されているものがあった。
- ・ 概算払の補助金で額の確定が、特別の理由もなく出納整理期間後の6月に行われていたものがあった。また、監査日において、額の確定がまだなされておらず、補助金の返還事務を行われていないものもあった。

これらのことは、平成21年度途中に緊急経済対策関係の補助金が多数創設され、事務が多忙となったことも一部要因としてはあるが、いずれにしても補助金に係る団体からの書類の提出については、法令、規則、要綱、通知等による日付を守るよう徹底されたい。また、県においては、職員が事業内容にあった補助金の支払方法や書類提出日の設定、事業進行管理等が適正に行えるよう、職員に周知されたい。

3 公の施設の指定管理団体に関するもの

公の施設の管理については、平成15年に地方自治法が改正され、多様化する行政ニーズに効率的に対応するため、民間事業者が有するノウハウの活用と経費の節減を目的とした指定管理者制度が設けられた。

本県でも平成16年度から平成22年度までに38の公の施設（うち4施設は民間に移譲され、平成22年度末は34施設）で指定管理者制度が導入されている。

この間、監査委員としては、平成19年度の行政監査で「指定管理者制度の在り方について」をテーマに様々な問題点を取り上げて、その結果を各本部・各課に対し詳しく伝えたところであり、さらに、財政的援助団体等監査でも、指定管理者への県の関わり方等について、多くの不適切な事例を捉えて強く改善を求めてきたところである。

しかしながら、今回の監査でも、依然として団体に任せ放しの傾向が見られ、不適切な取扱いも多く、県の公の施設であるにもかかわらず、県としての関わり方に疑問があるものもあり、次のような例があった。

① 施設利用が低調なものがあり、利用料金収入拡大の取組も弱い。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るものであるが、施設利用が低調なものや、利用料金収入拡大の取組が十分でないものも多くあった。特に、県が主導して創った団体が指定を受けている施設では、利用者増対策が通り一遍など、指定管理者としての努力が足りず、最後は県がどうかしてくれるという甘さを感じさせる団体もあった。

- ・ 事業計画書に掲載する利用者数及び利用料金収入が目標に達していない団体も多くあり、貸研究室6室のうち1室のみの利用となっていたものもあった。
- ・ 設置目的外の利用者に対する料金設定、自主事業の実施経費に見合う料金設

定など、利用料金収入の増加を視野に入れた検討が不足していたものがあった。一方で、指定管理団体からは、県の指定管理者制度での団体の利用料金収入拡大の取組意欲に関して、次のような意見もあった。

「2期目の指定管理の募集では、1期目で利益が上がった分を管理委託料から減額された事例もあるが、必要な管理委託料とは関係なく、利益を上げると次期の委託料について、減らされるのであれば努力の意欲が薄れる。」

「他自治体では、指定管理施設での行政財産の使用許可に関連し、団体が広告看板設置などを行う広告主を募集し、その広告料を自治体と団体に折半する事業を実施しているところもあり、検討して欲しい。」

県においては、施設の目的にあった利用促進が図られるよう、また、利用料金収入拡大の取組が図られるよう、団体を指導されたい。また、その際には、団体のインセンティブが向上し、団体の取組意欲が増すような方策等についても検討されたい。

② 協定書、仕様書、事業計画書等が守れられず、事業報告書も不十分である。

指定管理者制度においては、団体は管理運営に関する県との協定書や県が示した業務仕様書、団体が県に提出した当初の指定申請書や毎年度の事業計画書に基づき業務を遂行し、その内容を適正に県に報告する必要がある。しかしながら、団体及び県において、次のような不適切な例が多くあった。

- ・ 仕様書では、利用者等に施設運営に関するアンケート調査を行い、自己評価を実施するとされているが、行われていなかった。
- ・ 管理運営業務について、仕様書の内容が行われていなかったものや、第三者への再委託の協議がないもの、仕様書について実施困難なため、実際の運用では県から異なった指示をしていたものがあった。
- ・ 指定申請書記載の運営懇談会の開催回数が守られていないものや、事業計画書記載の出前講座や職員研修等について実施されていないものがあった。
- ・ 指定管理者の当初の共通募集要項に示した社会教育主事等の指導員の資格について県で確認されていないものがあった。
- ・ 協定書では、管理委託料で購入した備品は、県の所属となるが、備品台帳に記載されず、備品札も貼られていなかったものがあった。県から団体に対し、協定書に規定する財産台帳及び備品台帳が提示されていないものも多かった。
- ・ 業務報告書について、仕様書に定める施設の管理状況が未記載であったり、記載誤り等も多かった。また、業務報告書の様式で、仕様書及び事業計画書どおり業務について遂行されているか確認できないものがあった。

以上のように、仕様書、事業計画書で指定管理業務の内容を決めながら、事業報告書のチェックが形式的になされ、内容確認が不十分なもの、指定管理者への応募の際に団体から提案された自主事業は、団体選定の際の評価に加味しているにもかかわらず、事業報告書に記載されておらず、チェックもできていないものがあった。

県の出資団体や設立に当たって、県において深く関わった団体が多いことから、所管課が公と民の関係を確立できずに、民間との対等な契約という認識が欠けているといわざるを得ない状況である。

所管課は、指定管理施設に定期的に出向くなどして、協定書・仕様書・事業計画書どおり業務が行われているか厳正にチェックするとともに、事業報告については、仕様書等に照らしながら、その効果等について確認すべきである。

③ 指定管理者制度の在り方について、疑問のあるものがある。

県では、平成21年度から2巡目の指定管理業務を始められているが、その際に、真に指定管理すべき事業なのか、指定管理になじむ団体なのかの検討が十分になされたのか疑問を感じざるを得ない。

例えば、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターは、財団法人佐賀県地域産業支援センターが指定管理者であり、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターで運営にあたる研究者は、財団法人佐賀県地域産業支援センターの職員という位置付けであるが、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターの所長以下、県の研究機関であると認識されており、ある意味ねじれが生じている。今後、新公益法人制度改革への対応の検討の中で、実態にあった雇用関係を構築する必要がある。

また、施設の利用促進や県民サービスの向上を図る上で、魅力的なプログラムの開発など、事業の改善は極めて重要であるが、指定期間が3年間と短く、また、指定管理委託料の削減もあり、優秀な職員の長期雇用が困難な状況であり、常勤職員を採用できず嘱託職員に切り替えている団体が多くあった。加えて、指定管理業務は県職員が兼務できないこと等により、県職員の派遣がなくなった団体もあり、男女共同参画やスポーツ振興など本来行政が担うべき役割も大きい施設の指定管理団体においては、今後も、施設を指定管理者として適正に運営できるか不安を持っている。

その他にも、老朽化している指定管理施設の施設設備の更新計画に不安を抱いている団体や、大雨災害による施設閉鎖の影響等があり、実質赤字になっている団体もある。

指定管理者制度も2期目に入っている中、県においては、今回の監査を含め、これまで監査で意見を申し述べた内容について、速やかに対応・改善を図られるとともに、指定管理としている施設の役割を再確認し、指定管理者団体の経営状況や意見等も十分に把握した上で、現在の指定管理施設について、指定管理として今後も実施していくことが適しているのか、指定期間の延長は検討できないのか等も含め総合的に検討し、県民にとってよりよい施設運営が実現されるよう努められたい。

なお、以上のほか、今回の監査において、監査に立会する所管課は、十分に内容を把握しないままに間違った回答を行い、その修正等の報告やその後の対応が不十分なものや、前回の監査の指摘事項で、対応・改善されていないものもあり、所管課の中で監査の実施や監査の指摘結果をどれだけ真摯に受け止められているか疑問に思えるものがあった。

今後は、監査の立会時は、十分な内容把握を行い臨むとともに、監査で指摘されたことを誠実に改善されることを切に望むものである。

※ 用語等の説明

用 語 等	説 明
地方自治法第199条 第7項 (財政的援助団体等の 監査に関する規定)	<p>条文(抜粋)</p> <p>監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。</p>
公の施設の指定管理者 制度	<p>指定管理者制度とは？</p> <p>平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するそれまでの「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。</p> <p>それまでの「管理委託制度」のもとでは、県が公の施設の管理を直接行わない場合、委託できるのは、改正前の地方自治法により、公共団体(市町村や土地改良区など)、公共的団体(農協や自治会など)及び自治体が出資する出資法人に限定されていました。</p> <p>「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律上特段の制約がないことから、民間企業やNPO法人などを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。</p> <p>指定管理者制度の目的</p> <p>指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。(佐賀県ホームページ引用)</p>
NPO法人	<p>「NPO(NonProfit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。</p> <p>このうち、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格(個人以外で権利や義務の主体となり得るもの)を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。(内閣府ホームページ引用)</p>
公益法人制度改革関連 3法	<ol style="list-style-type: none"> ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

監査対象団体ごとの監査結果

1 出資団体

団 体 名	財団法人佐賀県芸術文化育成基金		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成22年10月 5日		
監 査 執 行 者	監査委員 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	出資金	基本財産	302,087,223円
		出 資 額	240,448,000円
		出 資 率	79.6%
所 管 課	政策監グループ、社会教育・文化財課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 決裁規程に基づき、決裁されていないものがあった。 当基金の決裁規程では、「理事会の招集及び議案の提出」、「寄附行為及び諸規程の制定並びに改廃」等は、理事長決裁（副理事長代決可）になっているが、全て事務局長決裁となっていた。</p> <p>(2) 公印規程の整備について、検討を要するものがあった。 公印は、一般会計用1個と特別会計用5個の計6個が使用されており、新公益法人制度改革への対応方針も考慮しつつ、公印規程の整備について検討されたい。</p> <p>(3) 特別会計に係る寄付金収入の取扱いについて、適正でないものがあった。 寄付金（図録、グッズの頒布）の際に、領収書が発行されていなかった。</p> <p style="text-align: center;">〔 吉野ヶ里遺跡保存整備特別会計、 名護屋城博物館、博物館・美術館、佐賀城本丸歴史館 〕</p> <p>(4) 図録の管理について、適正でないものがあった。 名護屋城博物館で開催された、追悼「日本芸術会員 中里逢庵」展で、基金特別会計から図録が購入（200部100千円）されているが、物品管理簿等で管理されていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（芸術文化普及特別会計（名護屋城博物館））</p> <p>(5) 事業の執行で、県事業と財団事業との役割分担について、不明確なままに支出されているものがあった。 名護屋城博物館で、県事業である特別企画展「肥前名護屋城と『天下人』秀吉の城」が開催されているが、経費の一部（警備委託料等）が財団事業から支出されていた。 当財団の事務局を兼ねている県が、財団事業としての位置付け（財団の事業計画への計上、理事会の承認）を明確にした上で、事業執行すべきであった。</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団											
所 在 地	佐賀市天神三丁目2-11											
監査執行年月日	平成22年10月29日											
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄											
財政的援助内容	出資金	基本財産	20,000,000円									
		出資額	20,000,000円									
		出資率	100.0%									
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯 学習センター									
		委 託 額	217,063,000円									
所 管 課	男女参画・県民協働課、社会教育・文化財課											
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 理事の異動で、主務官庁に届けられていないものがあった。 財団寄附行為第17条第6項には、理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、遅滞なく、その旨を主務官庁に届出なければならないと規定されているが、登記は行われているのに、県の主務課への届出は行われていなかった。</p> <p>(2) 予算の補正について、主務官庁に届け出られていないものがあった。 財団会計規程第16条には、予算の補正をするときは、理事長は補正予算を編成して、理事会の承認を得て、主務官庁に届出なければならないと規定されているが、理事会の承認は得られているのに、県の主務課への届出は行われていなかった。</p> <p>(3) 非常勤役員への謝金支払の根拠について、明確でないものがあった。 財団寄附行為第21条には、「役員は無給とする。ただし、必要な場合には有給とすることができる。」とされ、同条第3項には、前2項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定めるとされているが、非常勤役員への理事会開催時の謝金支払は、同項に基づき理事長が別に定めておらず、支払根拠が明確となっていなかった。</p> <p>2 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 指定管理業務報告書の様式で、検討を要するものがあった。 管理運営業務の報告で、県の委託料で購入された備品が事業報告書に記載されていなかった。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>・テレビ</td> <td>1台</td> <td>97,500円</td> </tr> <tr> <td>・給与ソフト</td> <td>1式</td> <td>59,850円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>157,350円</td> </tr> </table> <p>(2) 会計規程の見直しを要するものがあった。</p>			・テレビ	1台	97,500円	・給与ソフト	1式	59,850円		計	157,350円
・テレビ	1台	97,500円										
・給与ソフト	1式	59,850円										
	計	157,350円										

	<p>指定申請書において、警備、清掃、建築設備保全、舞台等管理業務については、蓄積されたノウハウを活用し快適で安全な施設管理を行うために、申請時点の契約業者と随意契約する旨計画し、指定管理者の指定後、この計画に基づき、単一業者との随意契約を行っていたが、財団会計規程では、単一業者との契約についての規定が明記されていなかった。会計規程を見直されたい。</p>
--	---

団 体 名	財団法人佐賀県環境クリーン財団			
所 在 地	唐津市鎮西町菖蒲3700番地20			
監査執行年月日	平成22年10月25日			
監査執行者	監査委員 中村 孝			
財政的援助内容	出資金	基本財産	100,000,000円	
		出資額	30,000,000円	
		出資率	30.0%	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県環境クリーン財団運営費補助	
		補助事業費	33,204,438円	
		補助金交付額	33,204,438円	
		補助事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備事業費補助	
		補助事業費	42,626,000円	
		補助金交付額	42,626,000円	
		補助事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助	
補助事業費	471,437,454円			
補助金交付額	463,570,000円			
所 管 課	循環型社会推進課			
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 資金運用で、検討を要するものがあった。</p> <p>事務監査日現在で、廃棄物処理事業特別会計預金に約1.6億円、環境保全基金預金に約1.4億円の資金が普通預金で管理されていた。地元協議を要するものもあるが、資金を有効に活用するよう検討されたい。</p> <p>2 補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【財団法人佐賀県環境クリーン財団運営費補助金関係】</p> <p>(1) 事業の執行時期について、適正でないものがあった。</p> <p>産業廃棄物啓発学習推進事業で、高度処理施設案内設備として屋外展示用パネル3枚が平成22年1月15日、循環型社会の啓発物品として下敷き2,000枚が平成22年1月26日、展示パネル17枚が平成22年3月30日に納品されていた。</p>			

団 体 名	財団法人佐賀県地域福祉振興基金														
所 在 地	佐賀市鬼丸町7番18号														
監査執行年月日	平成22年10月12日														
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝														
財政的援助内容	出資金	基本財産	742,426,197円												
		出 資 額	450,000,000円												
		出 資 率	(地域福祉活動推進事業関係) 60.6%												
		基本財産	2,430,000,000円												
		出 資 額	2,430,000,000円												
		出 資 率	(高齢者保健福祉推進事業関係) 100.0%												
所 管 課	地域福祉課、長寿社会課														
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 理事会の在り方で、改善を要するものがあつた。 議案が事前に配付されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、さらに、委任先が空欄となっているものもあつた。事実上の白紙委任状態となっているものがあり、理事会の在り方について検討されたい。</p> <p>(2) 役員就任承諾日について、不明なものがあつた。 監事の就任承諾書の日付が空欄となつていた。</p> <p>【地域福祉活動推進事業関係】</p> <p>(1) 資金の有効利用について、検討を要するものがあつた。 年間支出額(12,080,587円)を超える繰越金(34,786,586円)があつた。 助成金の公募や基本財産に積み立てる等資金の有効利用を検討されたい。</p> <p>(2) 助成事業の実績報告書の確認で、不適切なものがあつた。 県社会福祉協議会から当財団に提出された実績報告書に、下記のような不備があつた。</p> <p>① 記載誤り</p> <table border="1" data-bbox="523 1532 1450 1848"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民福祉セーフティネット充実強化事業における市町社会福祉協議会への事務交付額</td> <td>2,211,000円</td> <td>2,760,000円</td> </tr> <tr> <td>まちづくりモデル事業支援の助成金額</td> <td>300,000円×9事業 = 2,700,000円</td> <td>300,000円×8事業 = 2,400,000円</td> </tr> <tr> <td>助成金の積算額</td> <td>8,683,000円</td> <td>8,932,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② まちづくりモデル事業支援として、A町ボランティア推進協議会に30万円支出されていたが、添付されていたA町ボランティア推進協議会の決算書には当助成金が計上されていなかった。</p>			項 目	正	誤	住民福祉セーフティネット充実強化事業における市町社会福祉協議会への事務交付額	2,211,000円	2,760,000円	まちづくりモデル事業支援の助成金額	300,000円×9事業 = 2,700,000円	300,000円×8事業 = 2,400,000円	助成金の積算額	8,683,000円	8,932,000円
項 目	正	誤													
住民福祉セーフティネット充実強化事業における市町社会福祉協議会への事務交付額	2,211,000円	2,760,000円													
まちづくりモデル事業支援の助成金額	300,000円×9事業 = 2,700,000円	300,000円×8事業 = 2,400,000円													
助成金の積算額	8,683,000円	8,932,000円													

	<p>③ 「しあわせ体感！福祉のまちづくり」プロジェクトとして、B市社会福祉協議会へ100万円助成されているが、B市社会福祉協議会から提出された決算見込書（抄本）には証明の日付も押印もなかった。</p> <p>以上のように杜撰な事務処理がなされており、この実績報告書を担当者以外がチェックしたことを確認できなかった。実績報告書の審査に不備があるので、改善されたい。</p> <p>(3) 団体の事業報告書の記載で、誤っているものがあつた。</p> <p>住民福祉セーフティネット充実強化事業における市町社会福祉協議会への事務費交付額の記載に誤りがあつた。</p> <p style="margin-left: 40px;">(正) C市 96,000円 D市 102,000円</p> <p style="margin-left: 40px;">(誤) C市 102,000円 D市 96,000円</p> <p>【高齢者保健福祉推進事業関係】</p> <p>(1) 実績報告の確認で、改善を要するものがあつた。</p> <p>地域福祉振興事業助成金は、平成21年度分から領収書の添付が求められたが、社会福祉法人E町社会福祉協議会の助成は、助成額も大きく、減額変更等もあり、領収書に代え、現場確認が予定されていたにもかかわらず、事務監査日現在で現場確認も未実施であつた。なお、現場確認実施の有無にかかわらず、領収書提出を求めるべきであつた。</p> <p>(2) 額の確定時期について、遅れているものがあつた。</p> <p>平成21年度地域福祉振興事業助成金の額の確定が行われていなかった。（平成20年度は平成21年6月に額確定）</p> <p>返納を要する案件もあり、額の確定は早期に行われたい。</p> <p>(3) 基金の運用について、改善を要するものがあつた。</p> <p>高齢者保健福祉推進事業会計の流動資産の平成21年度残高については、予算額（41,390,000円）をはるかに超える金額（131,242,472円）が無利子の決済性普通預金で管理されていた。事業費規模の見直し等も含め、資産の有効活用について検討されたい。</p>
--	--

団 体 名	財団法人佐賀県長寿社会振興財団			
所 在 地	佐賀市神野東二丁目3番33号			
監査執行年月日	平成22年10月22日			
監 査 執 行 者	監査委員 篠塚周城			
財政的援助内容	出資金	基本財産	210,000,000円	
		出 資 額	200,000,000円	
		出 資 率	95.2%	
	補助金	補助事業名	佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助	
		補助事業費	37,967,000円	
		補助金交付額	37,967,000円	

	公の施設の 管 理	施 設 名 委 託 額	佐賀県介護実習普及センター 18,155,000円																						
所 管 課	長寿社会課																								
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 手当の支給誤りで、補助金返還を要するものがあった。</p> <p>① 扶養手当の認定月日の誤りで、過払いを生じているものがあった。</p> <p>扶養手当の支給は、財団の職員給与規程では、佐賀県職員給与条例を準用すると規定されているが、職員1名の扶養親族届について、平成21年4月1日の事実発生、平成21年6月30日届出で、平成21年7月からの認定となるが、平成21年4月から認定されていたため、人件費、社会保険料及び雇用保険料で、57,200円の過払いが生じていた。</p> <p>② 期末手当の算定誤りで、過払いを生じているものがあった。</p> <p>期末手当については、財団の職員給与規程では、佐賀県職員給与条例を準用すると規定されているが、平成21年12月に支給された期末勤勉手当については、県で実施された平成21年12月支給の期末手当の特例措置が適用されていなかったため、過払いが生じていた。</p> <p>財団職員人件費（補助金交付額）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">実績報告額（A）</td> <td style="text-align: right;">26,798,813円</td> </tr> <tr> <td>修正報告額（B）</td> <td style="text-align: right;">26,729,059円</td> </tr> <tr> <td>補助金返還額（A－B）</td> <td style="text-align: right;">69,754円</td> </tr> <tr> <td>うち扶養手当に係る返還額</td> <td style="text-align: right;">57,200円</td> </tr> <tr> <td>うち12月支給期末手当に係る返還額</td> <td style="text-align: right;">12,554円</td> </tr> </table> <p>3 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 光熱水費等の維持管理費の経費の按分方法について、適正でないものがあった。</p> <p>維持管理費等の支出については、当施設に入居している財団、指定管理経費、県老人クラブ連合会で応分の負担をすることとなっているが、按分率に基づく支出がなされていなかった。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">・財団で決定された按分率</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%;">支出の際の按分率</td> </tr> <tr> <td>財団負担分 44%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>44%</td> </tr> <tr> <td>指定管理分 46%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>56%（決算上は、10%分が多めに計上）</td> </tr> <tr> <td>県老ク連分 10%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>年度末に一括して10%相当額（426,380円）を徴収し、財団の収入に受入れられ、適正な指定管理経費の実績報告とはなっていないかった。</td> </tr> </table>			実績報告額（A）	26,798,813円	修正報告額（B）	26,729,059円	補助金返還額（A－B）	69,754円	うち扶養手当に係る返還額	57,200円	うち12月支給期末手当に係る返還額	12,554円	・財団で決定された按分率		支出の際の按分率	財団負担分 44%	→	44%	指定管理分 46%	→	56%（決算上は、10%分が多めに計上）	県老ク連分 10%	→	年度末に一括して10%相当額（426,380円）を徴収し、財団の収入に受入れられ、適正な指定管理経費の実績報告とはなっていないかった。
実績報告額（A）	26,798,813円																								
修正報告額（B）	26,729,059円																								
補助金返還額（A－B）	69,754円																								
うち扶養手当に係る返還額	57,200円																								
うち12月支給期末手当に係る返還額	12,554円																								
・財団で決定された按分率		支出の際の按分率																							
財団負担分 44%	→	44%																							
指定管理分 46%	→	56%（決算上は、10%分が多めに計上）																							
県老ク連分 10%	→	年度末に一括して10%相当額（426,380円）を徴収し、財団の収入に受入れられ、適正な指定管理経費の実績報告とはなっていないかった。																							

団 体 名	財団法人佐賀県臓器バンク		
所 在 地	佐賀市天神一丁目4番15号		
監査執行年月日	平成22年10月14日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	出資金	基本財産	81,710,130円
		出 資 額	48,351,324円
		出 資 率	59.2%
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 法的に命令権限のない別団体において、財団職員に対し、時間外勤務命令を行っているものがあった。</p> <p>県からの受託事業（平成21年度骨髄移植普及啓発事業業務委託）で雇用した職員の勤務地は、佐賀県赤十字血液センター内となっていたが、これら職員の時間外勤務命令の決裁は、本来財団法人佐賀県臓器バンクで行うべきものを、法的に何ら権限のない佐賀県赤十字血液センターに行わせていた。</p> <p>(2) 事業報告書に、財団法人佐賀県臓器バンクの業務と社団法人日本臓器移植ネットワークの業務とが混在して記載されていた。</p> <p>事業報告書に（財）佐賀県臓器バンクの業務と（社）日本臓器移植ネットワークの業務とが混在して記載されており、どの記述が（財）佐賀県臓器バンクの業務なのか不明確であった。</p> <p>（財）佐賀県臓器バンクの業務と（社）日本臓器移植ネットワークの業務とは明確に区分して記載されたい。</p> <p>(3) 知事への届出・報告を要するもので、行われていないものがあった。</p> <p>寄附行為第10条及び第12条で、事業計画、予算に関する書類、事業報告及び決算に関する書類は、知事に届出・報告をしなければならないとされているが、届出・報告が行われていなかった。</p> <p>(4) 理事会の在り方で、改善を要するものがあった。</p> <p>議案が事前に理事に対し配付されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、事実上の白紙委任状態となっているものがあった。さらに、委任先及び委任の日付が、空欄のまま提出されているものがあった。</p> <p>(5) 電気料の支払方法について、適正でないものがあった。</p> <p>県からの受託事業実施のため別団体庁舎の1室を借り受けていたが、庁舎使用に伴う電気料の支払については、本来、別団体からの請求に基づき、電気料の負担分を別団体に支払うべきところ、支払先は九州電力（株）であると、別団体が九州電力（株）に支払う費用の一部として支払われていた。</p> <p>別団体：財団法人佐賀県総合保健協会</p>		

	<p>(6) 県委託事業の会計処理について、適正でないものがあつた</p> <p>県委託事業で、精算に伴う返還金が生じており、決算においてこの返還金は本来、未払金として計上すべきであつたが、次期繰越収支差額として計上されていた。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>県委託料返還金</td> <td>骨髓移植普及啓発事業業務委託</td> <td style="text-align: right;">824,708円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>臓器移植普及啓発事業業務委託</td> <td style="text-align: right;">71,478円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">896,186円</td> </tr> </table> <p>財団決算計上 臓器バンクふるさと雇用特別会計次期繰越収支差額</p> <p style="text-align: right;">896,186円</p>	県委託料返還金	骨髓移植普及啓発事業業務委託	824,708円		臓器移植普及啓発事業業務委託	71,478円		合 計	896,186円
県委託料返還金	骨髓移植普及啓発事業業務委託	824,708円								
	臓器移植普及啓発事業業務委託	71,478円								
	合 計	896,186円								
監 査 意 見	<p>○財政問題について</p> <p>当法人は県の「外郭団体の見直し」の中で、財団法人佐賀県総合保健協会との統合の可能性を検討されたが、統合は困難と判断された。しかし、財政基盤が脆弱なため、基金取崩しを続け、財政的に苦しい状況であり、事業の継続が困難視されている。にもかかわらず、当法人は、財政的に県に頼りきっており、寄付活動も行っていない。県に頼るばかりでなく、自助努力も必要である。</p> <p>また、役員全てがあて職であり、経営者意識が薄く、団体と県との意思疎通も不十分な状況にある。</p>									

団 体 名	財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会		
所 在 地	多久市東多久町大字納所796番地6		
監査執行年月日	平成22年 7月23日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中 俊雄		
財政的援助内容	出資金	基本財産	10,000,000円
		出 資 額	10,000,000円
		出 資 率	100.0%
所 管 課	生活衛生課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 理事会の委任の在り方で、改善を要するものがあつた。</p> <p>理事会開催に当たって、欠席の場合は委任状の提出を求めているが、表決権の委任先が議長に特定されていた。委任先は理事の意思により記載されるべきものであり、委任の在り方を検討されたい。</p> <p>(2) 嘱託職員の就業規則で、是正すべきものがあつた。</p> <p>常勤以外の職員として嘱託職員(検査担当)を雇用し、嘱託職員の就業規則として財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会嘱託職員の就業に関する要綱(以下「要綱」という。)が整備されている。労働基準法第39条第3項に基づき、短時間労働者についても、法定の要件を満たせば、年次有給休暇を与える必要があるが、要綱では、年次有給休暇の取得に関する規定が設けられていなかった。</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター			
所 在 地	佐賀市鍋島町大字八戸溝 1 1 4 番地			
監査執行年月日	平成22年10月19日			
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	8, 0 1 9, 8 2 4円	
		出 資 額	8, 0 0 0, 0 0 0円	
		出 資 率	99. 8%	
	補助金	補 助 事 業 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助	
		補 助 事 業 費	1 1 4, 5 8 1, 6 1 0円	
		補助金交付額	1 1 4, 5 8 1, 6 1 0円	
		補 助 事 業 名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助	
		補 助 事 業 費	2 7, 9 2 3, 7 3 7円	
		補助金交付額	2 6, 4 2 3, 9 3 7円	
		補 助 事 業 名	佐賀県技術振興等補助	
		補 助 事 業 費	1 2, 9 4 7, 3 6 5円	
	補助金交付額	1 2, 9 4 7, 3 6 5円		
	貸付金	貸 付 事 業 名	さが農商工連携応援基金事業資金貸付	
		貸 付 事 業 費	2, 5 2 0, 0 0 0, 0 0 0円	
		貸付金交付額	2, 0 1 0, 0 0 0, 0 0 0円	
		貸 付 事 業 名	さが中小企業応援基金事業貸付 (平成20年度貸付)	
		貸 付 事 業 費	1, 3 0 0, 0 0 0, 0 0 0円	
		貸付金交付額	1, 0 5 0, 0 0 0, 0 0 0円	
		貸 付 事 業 名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付	
		貸 付 事 業 費	1 4 4, 7 8 0, 0 0 0円	
	貸付金交付額	7 2, 3 7 0, 0 0 0円		
負担金	負 担 事 業 名	中小企業勤労者福祉サービスセンター事業運営費 負担金		
	負 担 事 業 費	3 3, 3 7 2, 2 8 6円		
	負担金交付額	4, 0 0 0, 0 0 0円		
公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県地域産業支援センター		
	委 託 額	6, 8 1 6, 0 0 0円		
	施 設 名	佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター		
	委 託 額	3 6 3, 3 8 4, 0 0 0円		
所 管 課	新産業課、商工課、雇用労働課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 賛助会員加入促進活動で、不十分なものがあつた。</p> <p>賛助会員は、平成16年度当初412会員、767口であったが、平成22年7月末現在では370会員、653口となっている。この間、組織的な新規加入促進依頼としては、解散した財団法人佐賀経済調査協会会員に対し、平成20年度に行った文書依頼程度となっており、平成16年度以降の新規賛助</p>			

会員は、平成16年度1会員、平成20年度4会員のみとなっていた。賛助会費は当財団の貴重な財源であり、賛助会員加入促進に努められたい。

(2) 賛助会員加入申込書の保存方法について、不適切なものがあった。

平成20年度の新規賛助会員の加入申込書は、賛助会員加入申込書綴に綴じずに賛助会員の一般文書に綴じ込み倉庫に保管されていた。加入申込書は、賛助会費の根拠になるものであり、申込書綴として適切に保管されたい。

2 補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。

【佐賀県地域産業支援対策事業費補助金関係】

(1) 財務規程で、見直しの検討を要するものがあった。

県補助金交付要綱第7条において、売買、その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこととし、一般の競争が困難若しくは不適当である場合は、指名競争又は随意契約によることができると規定されているが、財団の財務規程では一般競争入札の規定がなく、契約に当たっては、指名競争入札又は随意契約が実施されていた。より一層競争原理を働かせるため、財務規程の見直しを検討されたい。

【佐賀県技術振興等補助金関係】

(1) 物品の管理事務手続きについて、適正でないものがあった。

補助事業で実施した試験委託で取得した物品について、委託契約書第12条第3項に基づき、委託期間終了後も受託者に継続して使用させていたが、受託者からの継続使用申請を徴しておらず、また、使用承諾の決裁を行っていなかった。

物品名 : 紫外可視分光光度計
取得価格 : 770,000円(1台)

3 貸付事業は、計画どおり完了し、貸付金は貸付目的に沿って執行されていた。

4 負担事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。

(1) 資金運用で、改善を要するものがあった。

年間のほとんどの期間で、2,000万円前後の資金が普通預金で管理されていた。

資産が有効に活用されているとは言い難い状況なので、資産の有効活用について検討されたい。

5 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。

【佐賀県地域産業支援センター関係】

(1) 仕様書に定める指定管理業務にかかる自己評価が、実施されていなかった。

仕様書では、業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見・要望等のアンケート調査を実施し、定期的な自己評価

	<p>を実施することとされているが、実施されていなかった。</p> <p>(2) 行政財産使用許可に係る維持管理費の負担方法について、適正でないものがあった。</p> <p>財団法人佐賀県地域産業支援センターは、指定管理施設の一部（事務所等）を行政財産の使用許可を受けて使用している。使用料は免除であるが、使用物件の使用に伴う管理費については使用者負担となっている。使用に伴う管理費の負担について調査したところ、電気料のみが負担され、水道・下水道料、ガス代、建物の維持管理に要する経費（警備、清掃等）等が負担されていなかった。</p> <p>施設管理については、指定管理者が実施していることから、使用に伴う管理費は、財団法人佐賀県地域産業支援センターが指定管理者に対して、応分の負担をすべきである。</p> <p>(3) 施設の利用に関して、努力すべきものがあった。</p> <p>貸研究開発室6室のうち、平成22年3月末の利用は1室のみとなっている。</p> <p>利用者の確保に努力されたい。</p>
--	--

団 体 名	社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社			
所 在 地	佐賀市城内一丁目6番5号			
監 査 執 行 年 月 日	平成22年11月 1日			
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝			
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	21,120,000円	
		出 資 額	10,600,000円	
		出 資 率	50.2%	
	出 資 金	基 本 財 産	632,850,000円	
		出 資 額	155,681,000円	
		出 資 率	(特定鉱害復旧事業関係) 24.6%	
	補 助 金	補 助 事 業 名	佐賀県農地保有合理化促進対策費補助	
		補 助 事 業 費	21,026,876円	
		補 助 金 交 付 額	18,463,540円	
所 管 課	農産課、農山漁村課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 理事会の在り方で、改善を要するものがあった。</p> <p>代理人が大半で、理事会が開催されていた。理事会の在り方について検討されたい。</p> <p>2 補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事業の実績確認が不十分なまま県へ実績報告書が提出されているもの</p>			

	<p>があった。</p> <p>農地保有合理化促進対策費補助金の実績報告書は、県に平成22年4月28日付けで提出されたが、同補助金を使用した公社から市町への農地保有合理化事業等業務委託では、平成22年5月10日付けで市から公社に実績が報告されたものがあり、事業の実績確認が不十分なまま、県へ実績報告書が提出されていた。</p>
--	---

団 体 名	財団法人佐賀県青年農業者育成センター			
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号			
監査執行年月日	平成22年10月7日			
監査執行者	監査委員 篠塚周城			
財政的援助内容	出資金	基本財産	20,000,000円	
		出資額	20,000,000円	
		出資率	100.0%	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県青年農業者育成センター補助	
		補助事業費	10,082,358円	
		補助金交付額	9,820,527円	
		補助事業名	佐賀県若い農業者就農促進事業費補助	
		補助事業費	14,350,000円	
	補助金交付額	11,480,000円		
所 管 課	農産課			
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計規程に定める取扱いをなされていないものがあった。</p> <p>収支予算書及び収支決算書に記載している勘定科目の表記が、会計規程に定める勘定科目と一致していなかった。新公益法人制度改革への対応に向けて、会計規程を見直されたい。</p> <p>(2) 一般会計への繰出金の増額を検討されたい。</p> <p>一般会計で計上されている就農支援資金貸付事務費の財源として、就農支援資金貸付金特別会計から貸付原資残額の運用益を繰り出されているが、貸付金特別会計で正味財産が増加していた。これは、貸付原資残額の運用益が、全額一般会計へ繰り入れられていないためである。特別会計で正味財産を増加させる必要がないことから、県からの補助金を減額できるよう特別会計の運用益から一般会計への繰出しの増を検討されたい。</p> <p>(3) 理事会の在り方で、改善を要するものがあった。</p> <p>議案が事前に理事に対し配付されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、事実上の白紙委任状態となっているものがあった。</p> <p>(4) 理事に対する報償費及び旅費の支給の扱いを明確にされたい。</p> <p>財団では、佐賀県職員に準じて支給するとされているが、理事会出席に当</p>			

	<p>たつて、報償費と旅費が支給されている理事と支給されていない理事がいたので、支給の基準を明確にされたい。</p> <p>(5) 当法人の文書開示事務取扱要領第5に規定する検索資料が未作成であった。 財団法人佐賀県青年農業者育成センター法人文書開示事務取扱要領 第5 法人文書の検索資料の作成等 1 検索資料の作成及び送付 育成センターは、検索資料として管理する法人文書に係る文書分類表、文書分類表細別、完結文書目録、永久保存文書目録、永久保存文書件名目次集、保存文書引継目録、保存文書件名目次集及び電磁的記録簿を作成するものとする。</p> <p>2 補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>
--	---

団 体 名	社団法人佐賀県野菜価格安定基金協会			
所 在 地	佐賀市栄町2番1号			
監査執行年月日	平成22年 9月 2日			
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中 俊雄			
財政的援助内容	出資金	基本財産	102,100,000円	
		出 資 額	45,000,000円	
		出 資 率	44.1%	
	補助金	補助事業名	佐賀県野菜出荷安定資金造成費補助	
		補助事業費	161,829,000円	
		補助金交付額	22,402,000円	
		補助事業名	佐賀県野菜価格安定対策事業費補助	
		補助事業費	101,093,975円	
	補助金交付額	44,868,372円		
所 管 課	園芸課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 理事会の在り方で、改善を要するものがあった。 議案が事前に役員に対し配付されていないにもかかわらず、書面議決書が提出されていた。 また、理事の代理人が出席しているが、代理権を証する書面がなかった。 理事会の在り方について検討されたい。</p> <p>2 補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事業計画の提出について、遅れているものがあった。 佐賀県野菜価格安定対策事業費補助金で実施される契約特定野菜安定供給事業は、食品製造業等の実需者と取引契約を締結している共同出荷組織等に</p>			

	<p>対し、対象出荷期間内に対象野菜の価格が著しく下落した場合に、共同出荷組織等が生産委託している生産者に、共同出荷組織等が補給金を交付するための補給交付金などを交付する事業である。県実施要領では、同事業を実施しようとするときは、あらかじめ、事業計画を提出するよう規定されているが、業務対象期間が事業計画提出日の前となっているものがあつた。</p> <p>事業計画の提出日 平成21年6月25日 補給交付金対象出荷期間 平成21年4月～5月（いちご）</p>
--	---

団 体 名	財団法人佐賀県教育文化振興財団			
所 在 地	佐賀市富士町関屋字六反田514番1			
監査執行年月日	平成22年10月 7日			
監 査 執 行 者	監査委員 田 中 俊 雄			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	20,000,000円	
		出 資 額	20,000,000円	
		出 資 率	100.0%	
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県北山少年自然の家	
		委 託 額	76,984,000円	
		施 設 名	佐賀県黒髪少年自然の家	
		委 託 額	59,142,000円	
		施 設 名	佐賀県波戸岬少年自然の家	
	委 託 額	105,877,000円		
所 管 課	社会教育・文化財課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>2 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 利用料金の設定で、検討を要するものがあつた。</p> <p>2期目の指定管理から利用料金制が導入され、利用料金は、宿泊利用料と日帰り利用者の施設利用料（体育館、研修室等）が設定されているが、宿泊者については施設利用料が徴収されていない。</p> <p>しかしながら、利用者の中には、施設の設置目的に該当しない利用として、企業の職員研修等に利用する団体も含まれ、利用方法としては宿泊及び研修室等の長時間占有が多い。</p> <p>設置目的外の利用者に対する利用料金の設定については、別料金(割増加算)等の利用料金の設定を検討されたい。(北山、黒髪、波戸岬の3施設)</p> <p>また、施設利用者の増加を図るため、施設を活用した団体主催の自主事業が開催されているが、実施経費に見合う参加料が徴収されていない。参加者から応分の負担を求めるなど参加料算定を検討されたい。</p>			

	<p>(例) ○○参加料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業及び自主事業決算額 1, 336, 177円 (人件費を除く。) ・ " に伴う収入額 450, 715円 (事業充当率33.7%) <p>(2) 財団が指定管理業務を行っている施設で、異なった契約事務が行われているものがあつた。</p> <p>財団の会計規程では、売買、賃貸借、請負、委託その他の契約については、佐賀県の例によると規定しているが、佐賀県北山少年自然の家と佐賀県黒髪少年自然の家とでは、清掃等委託業務における予定価格算定方法が異なっているなど、契約事務が異なっていた。</p> <p>契約事務が各施設で異なることがないよう指導されたい。</p> <p>【佐賀県北山少年自然の家関係】</p> <p>(1) 施設利用者の増加に努力されたい。</p> <p>事業計画書に記載されている利用者数及び利用料金とも、目標を達成されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標延利用者数 56, 200人→実績利用者数 52, 498人 (93.4%) ・目標利用料金額 5, 282, 000円 →利用料金実績額 4, 922, 060円 (93.2%) <p>(2) 事業計画書に記載されている自主事業で、実施されていないものがあつた。</p> <p>実施されていなかった事業 北山出前講座</p> <p>(3) 主催事業及び自主事業収入に係る現金出納簿の作成及び領収書が、発行されていなかった。</p> <p>(4) 委託料の支払方法で、検討を要するものがあつた。</p> <p>施設管理業務委託については、清掃や空調設備維持管理など月毎に業務内容の異なるものが含まれているにもかかわらず、業務毎の経費内訳が明確にされないまま、毎月均等に委託料が支払われていた。委託期間や契約内容に変更が生じた場合に、過払いとなるおそれもあるので、委託料の経費内訳を明確にするよう検討されたい。</p> <p>【佐賀県黒髪少年自然の家関係】</p> <p>(1) 管理運営業務で、事業計画どおり実施されていないものがあつた。</p> <p>協定書第20条第1項に基づき提出された事業計画書で、施設の管理運営に関する研修の1つとして、パソコン研修を実施する旨記載されていたが、実施されていなかった。</p> <p>(2) 事業報告書の内容で、不十分なものや記載誤りがあつた。</p>
--	--

	<p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィールドの開発・整備の項目の一部で記載漏れ <ul style="list-style-type: none"> 報告 平成21年8月施設点検業務実施なし 実績 平成21年8月3日点検実施・・・報告漏れ ・主催事業の実施日の記載誤り <ul style="list-style-type: none"> 事業名：黒髪自然体験事業「黒髪自然体験教室」(主催事業) 報告 実施日 平成22年3月25日～27日 実績 実施日 平成22年3月26日～28日 ・施設の維持及び管理に関する業務の契約方法の記載誤り <ul style="list-style-type: none"> 委託名：施設利用予約システム開発業務 報告 コンペーションによる随契 実績 単一業者との随契 <p>(3) 委託仕様書の内容で、見直しを要するものがあった。</p> <p>清掃業務のうち日常清掃業務については、県の管理運営仕様書では、清掃回数等は使用頻度に応じて、適切に設定することとされている。財団は、同業務において、委託料設計に用いた常駐作業員の人員では、実施困難な過剰な業務内容を記載した委託仕様書を委託業者に示しており、実際には、必要な都度清掃を行うよう指示していた業務があった。また、財団は、この指示に基づいて実施された業務の報告書により、委託業務の履行確認を行っていた。日常業務の委託仕様書については、実態に応じた内容に見直されたい。</p> <p>事例</p> <p>業務内容：宿泊棟のリネン庫・廊下・各室防塵(2段ベット含む)及びモップ拭き</p> <p>仕様書では、日1回実施と記載されているが、実際は、利用前など必要な都度実施</p> <p>(4) 契約方法について、適正でないものがあった。</p> <p>財団の会計規程では、売買、賃貸借、請負、委託その他の契約については、佐賀県の例によると規定している。ホームページ作成業務については、企画コンペを実施し、受託業者を選定していたが、企画コンペの仕様書では、オンライン予約管理システムを含むとされているのにもかかわらず、予約管理システムを含まない内容で企画提案した参加業者を失格とせず、この業者と契約していた。</p> <p>(5) 単価契約で、予定価格調書が作成されていないものがあった。</p> <p>財団の会計規程では、売買、賃貸借、請負、委託その他の契約については、佐賀県の例によると規定しており、クリーニング業務については単価契約としていたため、平成20年度までは、予定価格調書を作成していたが、平成21年度においては、作成されていなかった。</p>
--	--

団 体 名	財団法人佐賀県体育協会			
所 在 地	佐賀市日の出二丁目1番11号			
監査執行年月日	平成22年10月20日			
監 査 執 行 者	監査委員 篠塚周城			
財政的援助内容	出資金	基本財産	300,323,000円	
		出 資 額	100,000,000円	
		出 資 率	33.3%	
	補助金	補助事業名	(財)佐賀県体育協会運営事業費補助	
		補助事業費	74,162,257円	
		補助金交付額	74,162,257円	
		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助(国民体育大会第29回九州ブロック大会派遣事業費補助)	
		補助事業費	14,596,622円	
		補助金交付額	7,306,000円	
		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助(第64回国民体育大会派遣事業費補助)	
		補助事業費	41,726,269円	
補助金交付額		29,918,000円		
公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館		
	委 託 額	189,941,000円		
所 管 課	体育保健課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 資金調達の方針を決定していながら、取り組まれていないものがあった。 賛助会員制度導入を平成21年6月の理事会で決定していながら、実現に向けて取り組まれていなかった。財団の自立のために必要であるため、その実現を図られたい。</p> <p>2 補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 加盟競技団体育成補助金の交付要綱の規定で、検討を要するものがあった。 当財団補助金は、県の(財)佐賀県体育協会運営事業費補助金の一部を原資にしたものである。 しかしながら、当財団が、加盟競技団体育成補助金交付要綱第7条に規定する補助事業者から実績報告書等を求める最終期限と県補助金交付要綱第5条第2項に規定する当財団が県に実績報告書等を提出する期限が同日(翌年度の4月10日)となっているため、補助事業者から提出された実績報告書等を十分に審査する時間が確保できない状況にあることから、実績報告書の提出期限について検討されたい。</p> <p>(2) 選手強化費補助金交付要綱の取扱いについて、適正でないものがあった。 当財団の選手強化費補助金交付要綱については、平成15年度に全面改定</p>			

されていたが、平成21年度の同要綱の一部改正の際に、平成14年度までに適用していた旧補助金交付要綱（平成15年度改定に併せ廃止）を元に改正を行い、その改正処理が誤っていた補助金交付要綱を元に補助事業を実施していた。

補助金交付要綱規定の不一致の例

平成15年度改定後の交付要綱		平成21年度改正後の交付要綱							
第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに要する補助額は次のとおりとし、各経費の補助対象単価等については、別表に定める範囲内とする。		第2条 補助対象事業は各関係団体等が行う選手強化事業とし、その経費は次に掲げる経費で別表に定める補助基準単価の範囲内とする。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 中学生競技力向上推進費</td> <td rowspan="5">10/10以内 但し、別に通知する金額を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 高校生競技力向上推進費</td> </tr> <tr> <td>(3) 指定競技クラブ競技力向上推進費</td> </tr> <tr> <td>(4) 指定競技団体競技力向上推進費</td> </tr> <tr> <td>(5) 器具等運搬費</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助額	(1) 中学生競技力向上推進費	10/10以内 但し、別に通知する金額を上限とする。	(2) 高校生競技力向上推進費	(3) 指定競技クラブ競技力向上推進費	(4) 指定競技団体競技力向上推進費	(5) 器具等運搬費	(1) 県内における合同練習及び合同練習に要する経費 (2) 県内における他県チームとの合同練習及び合同練習並びに招聘に要する経費 (3) 県内における県外からのアドバイザーコーチ招聘に要する経費 (4) 県外における他県チームとの合同練習及び合同練習に要する経費 (5) 海外での強化練習に要する経費 (6) その他、特に必要と認められる経費
補助対象経費	補助額								
(1) 中学生競技力向上推進費	10/10以内 但し、別に通知する金額を上限とする。								
(2) 高校生競技力向上推進費									
(3) 指定競技クラブ競技力向上推進費									
(4) 指定競技団体競技力向上推進費									
(5) 器具等運搬費									
		2 補助金の額は、予算の範囲内において各関係団体毎に配分額を内示する。ただし、実績報告において決算額のうち、補助対象経費の合計額がその額に達しない場合は、期限を定めてその差額の返納を命ずるものとする。							

3 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で、一部には是正又は改善を要するものが見受けられた。

(1) 備品の管理について、適正でないものがあつた。

管理運営に関する協定書第11条には、委託料により備品を購入した際は、県が定める備品台帳にその旨を記載するとともに、その所属は、県のものとして記載されているが、委託料により購入された備品について、備品台帳に記載されておらず、県の備品札も貼られていないものがあつた。

- 平成21年8月19日購入
パソコン用プリンター 3台 299,250円

	<p>(2) 再委託について、協議されていないものがあつた。</p> <p>管理運営に関する協定書第9条の規定により、協定書別記2に定める第三者への委託が可能な業務以外の再委託は、あらかじめ県の承認が必要となるが、ホームページ保守、公認会計業務委託など、別記2に明確に記載されていないもので、再委託の協議がなされていなかった。</p> <p>【市村記念体育館関係】</p> <p>(1) 施設利用許可日の記載について、誤っているものがあつた。</p> <p>市村記念体育館の利用許可の記録で、利用日以後の日付が記載されていた。</p> <p>事例</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">利用日</td> <td>平成22年2月 4日</td> </tr> <tr> <td>利用許可申請書の許可日の欄の記載内容</td> <td>平成22年2月10日</td> </tr> </table> <p>(2) 管理規則で、改正を要するものがあつた。</p> <p>財団の施設の利用及び管理に関する規則第5条第5項で市村記念体育館の施設利用料については、利用日の10日前までに納付しなければならないと規定されているが、利用日当日に申込があつた場合は、利用日当日に施設利用料を納入させていた。実態に応じ、規則を改正されたい。</p> <p>(3) 施設利用許可の決裁で、見直しを要するものがあつた。</p> <p>市村記念体育館の利用許可の決裁は、財団施設局長の専決事項となっているが、施設局長は、総合運動場及び総合体育館の管理も兼務されていることから、市村記念体育館には常駐していないため、利用日当日に申込があつた場合の利用許可の決裁は、事後に行われていた。施設利用許可は、指定管理上、重要であることから、決裁規程について見直されたい。</p>	利用日	平成22年2月 4日	利用許可申請書の許可日の欄の記載内容	平成22年2月10日
利用日	平成22年2月 4日				
利用許可申請書の許可日の欄の記載内容	平成22年2月10日				

団 体 名	財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター			
所 在 地	佐賀市松原一丁目1番1号			
監査執行年月日	平成22年10月 5日			
監 査 執 行 者	監査委員 篠塚周城			
財政的援助内容	出資金	基本財産	428,636,926円	
		出 資 額	200,000,000円	
		出 資 率	46.7%	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター補助	
		補助事業費	9,782,399円	
		補助金交付額	5,616,000円	
所 管 課	組織犯罪対策課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 人件費（時間外勤務手当）の支出で、年度区分が誤っているものがあつた。</p> <p>年度末（3月分）の時間外勤務手当の支出年度が翌年度で処理されていた。</p>			

	<p>勤務実態に応じた年度で、適切に処理されたい。（決算年度で未払金計上すべきもの）</p> <p>平成21年3月分→平成21年4月（平成21年度処理） 支給額 13,208円</p> <p>平成22年3月分→平成22年4月（平成22年度処理） 支給額 6,486円</p> <p>2 補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>
--	--

2 補助金等交付団体

団体名	佐賀陸上競技協会		
所在地	佐賀市中折町10-18		
監査執行年月日	平成22年10月27日		
監査執行者	監査委員 中村 孝		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	さがんアスリートジュニアサポート事業補助
		補助事業費	13,539,912円
		補助金交付額	13,537,000円
所管課	政策監グループ		
監査の結果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 団体の決算書が、適正な決算とはなっていなかった。 佐賀陸上競技協会は暦年（1-12月）決算を採用しているが、当該補助事業に関して、未収であるのに収入に計上し、未払いであるのに支払予定額を支出に計上していた。また、これに対する監事の指摘はなく、監査も不十分であった。</p> <p>(2) 委託契約に当たって、団体内部の決裁がなかった。 スーパーバイザーと佐賀陸上競技協会との委託契約締結に当たって、協会内部の決裁がなかった。</p> <p>(3) 事務処理体制が、不十分であった。 佐賀陸上競技協会への補助事業であるにもかかわらず、当該補助事業の競技指導者である学校教員が片手間に事務処理を行う等、13,537,000円もの補助金を処理するにあたっての事務処理体制がとられていなかった。</p>		

団 体 名	佐賀県バレーボール協会																										
所 在 地	佐賀市天佑二丁目6番1号																										
監査執行年月日	平成22年10月22日																										
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝																										
財政的援助内容	補助金	補助事業名	さがんアスリートジュニアサポート事業補助																								
		補助事業費	1,996,983円																								
		補助金交付額	1,996,000円																								
所 管 課	政策監グループ																										
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 知事承認が必要な補助対象経費の取扱いで、知事特例による支出承認を受けないままに、執行されている事業があった。</p> <p>さがんアスリートジュニアサポート事業補助事業においては、指導者の育成及び選手強化を目的に、久光製菓スプリングスの協力を受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校指導者を久光チームに派遣し、久光チーム指導者からの直接指導 ・久光チーム指導者を招聘し、選手への指導 <p>が計画されていたが実施されておらず、事業経費のほとんどが(財)日本体育協会公認トレーナーの指導経費として支出されていた。</p> <p>この経費については、補助金交付要綱の「その他特に必要と認められる経費」に該当するものであり、支出する場合は、特例支出承認申請書を提出し、知事の承認を受けることと規定されているが、承認を受けていなかった。</p> <p>補助事業実績額 1,996,983円</p> <p>うちトレーナーの謝金 1,773,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">// 旅費 196,720円</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 40px;"/> <p style="padding-left: 40px;">計 1,969,720円</p> <p>(2) 補助金変更承認申請時期で、大幅に遅延しているものがあった。</p> <p>社会人チームの指導者派遣及び招聘が困難で、事業内容の変更が必要であるにもかかわらず、事業年度が終了する3月31日に、補助事業内容の変更承認申請書が提出されていた。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">当 初 計 画</th> <th colspan="4">変 更 計 画</th> </tr> <tr> <th>対 象 経 費</th> <th>事 業 内 容</th> <th>事 業 費</th> <th>経 費 の 内 訳</th> <th>対 象 経 費</th> <th>事 業 内 容</th> <th>事 業 費</th> <th>経 費 の 内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 導 者 育 成 費</td> <td>体 力 ト レ ー ニ ン グ 指 導</td> <td>1,200</td> <td>6,000円 ×200回 トレーナーによる部活及び対外試合</td> <td>指 導 者 育 成 費</td> <td>体 力 ト レ ー ニ ン グ 指 導</td> <td>1,518</td> <td>3,000円 ×494時間、 宿泊費 トレーナーによる部活及び対外試合</td> </tr> </tbody> </table>			当 初 計 画				変 更 計 画				対 象 経 費	事 業 内 容	事 業 費	経 費 の 内 訳	対 象 経 費	事 業 内 容	事 業 費	経 費 の 内 訳	指 導 者 育 成 費	体 力 ト レ ー ニ ン グ 指 導	1,200	6,000円 ×200回 トレーナーによる部活及び対外試合	指 導 者 育 成 費	体 力 ト レ ー ニ ン グ 指 導	1,518	3,000円 ×494時間、 宿泊費 トレーナーによる部活及び対外試合
当 初 計 画				変 更 計 画																							
対 象 経 費	事 業 内 容	事 業 費	経 費 の 内 訳	対 象 経 費	事 業 内 容	事 業 費	経 費 の 内 訳																				
指 導 者 育 成 費	体 力 ト レ ー ニ ン グ 指 導	1,200	6,000円 ×200回 トレーナーによる部活及び対外試合	指 導 者 育 成 費	体 力 ト レ ー ニ ン グ 指 導	1,518	3,000円 ×494時間、 宿泊費 トレーナーによる部活及び対外試合																				

			時の同行 指導経費				時の同行 指導経費
	指導者 派遣 研修	300	指導者の 報償費及 び旅費		指導者 派遣 研修	0	
選手 強化 費	体 力 トレ ーニ ング 指 導 (選 手 ケア)	160	県外遠征 時のトレ ーナー 帯同経費	選手 強化 費	体 力 トレ ーニ ング 指 導 (選 手 ケア)	452	県外遠征 時のトレ ーナー 帯同経費
	指導者 招 聘	300	指導者の 報償費及 び旅費		指導者 招 聘	0	
健 康 ・ 栄 養 指 導 費	消耗品	40	テーピン グ等	健 康 ・ 栄 養 指 導 費	消耗品	27	テーピン グ等
合計		2,000		合計		1,997	
<p>(3) 報償費(トレーナー)の支出で、実績確認がなされていなかった。 トレーナーへの報償費の支払いに際して、監督の実績確認検査が実施されていなかった。</p>							

団 体 名	佐賀県ラグビーフットボール協会		
所 在 地	唐津市西唐津一丁目6127-1		
監 査 執 行 年 月 日	平成22年10月22日		
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝		
財 政 的 援 助 内 容	補助金	補 助 事 業 名	さがんアスリートジュニアサポート事業補助
		補 助 事 業 費	1,437,402円
		補 助 金 交 付 額	1,434,000円
所 管 課	政策監グループ		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業について総会や理事会への報告が、事後となっていた。 平成21年度は、当事業について、総会や理事会でも議題とされておらず、協会の予算にも計上されていなかった。 当事業の財政的援助団体等監査での他協会への指摘があり、県の所管課から</p>		

	平成22年に入り機関決定等の指導が当協会に行われたことを受け、理事会へは、平成22年4月初旬に報告され、総会へは、平成22年4月の決算報告で決算額が計上され、報告されていた。平成21年度の当補助事業については、総会や理事会への報告が、事後となっていた。
--	--

団 体 名	社団法人佐賀県サッカー協会		
所 在 地	佐賀市日の出二丁目1番11号		
監査執行年月日	平成22年10月27日		
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	さがんアスリートジュニアサポート事業補助
		補 助 事 業 費	2,000,000円
		補助金交付額	2,000,000円
所 管 課	政策監グループ		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	学校法人光薫学園（あさひ幼稚園）		
所 在 地	鳥栖市儀徳町2609番地		
監査執行年月日	平成22年 8月18日		
監査執行者(書面)	監査委員 中 村 孝 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補 助 事 業 費	未確定
		補助金交付額	33,657,000円
		補 助 事 業 名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助
		補 助 事 業 費	6,206,932円
		補助金交付額	6,128,000円
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金の補助対象経費である人件費において、理事長の了解は得ていたものの、給与規程等に定めのない手当が支給されているものがあった。</p> <p>事例：副園長等に対する役職手当 定期券の額で支給された通勤手当 基準が明確でないまま支給された特別業務手当</p>		

団 体 名	学校法人鍋島学園（新栄幼稚園・鍋島幼稚園）		
所 在 地	佐賀市八戸溝二丁目9番4号		
監査執行年月日	平成22年 8月 9日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助事業費	未確定
		補助金交付額	43,622,000円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助
		補助事業費	未確定
		補助金交付額	5,066,000円
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助対象が他の受託事業と重複し、補助金の返還を要するものがあつた。</p> <p>佐賀県私立幼稚園運営費補助事業の変更承認申請書において、補助対象にできない幼稚園等支援要員配置事業業務委託事業による採用職員1名を含んで申請したため、補助金額が過大となり、返還を要することとなつていた。</p> <p>過大となつた補助金額</p> <p>84,000円/月×12月=1,008,000円</p> <p>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 教材費の中に、補助対象経費ではないものが含まれていて。</p> <p>事例：新栄幼稚園 卒園式のマグカップ代 22,140円 月刊誌「チャイルドジュニア」代 10,730円</p> <p>(2) 実績報告書の記載で、誤っているものがあつた。</p> <p>事例：鍋島幼稚園 ○○○○氏の1ヵ月分の人件費 (実績) 45,000円 (報告額) 42,000円 新栄幼稚園 7月の休業日預かり時間が記載されていなかった。</p> <p>(3) 平成20年度の春休み期間中の預かり保育に関する支出が、平成21年度の補助事業実績報告書に計上されていた。</p>		

団 体 名	学校法人佐賀龍谷学園 (龍谷高等学校・龍谷中学校・九州龍谷短期大学付属龍谷幼稚園)		
所 在 地	佐賀市水ヶ江三丁目1番25号		
監査執行年月日	平成22年10月 8日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助

		補助事業費	649,588,000円
		補助金交付額	289,154,000円
		補助事業名	佐賀県私立高等学校授業料減免補助
		補助事業費	7,757,200円
		補助金交付額	5,117,200円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助事業費	未確定
		補助金交付額	18,792,000円
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人吉祥会（湊保育園）																						
所 在 地	唐津市湊町817番地																						
監 査 執 行 年 月 日	平成22年 8月17日																						
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 中 村 孝 田 中 俊 雄																						
財 政 的 援 助 内 容	補助金	補助事業名	佐賀県脱石油・省資源型設備導入費補助																				
		補助事業費	13,440,000円																				
		補助金交付額	3,105,000円																				
所 管 課	こども未来課																						
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実績報告書の支出明細で、領収書と相違しているものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績報告書記載内容</th> <th colspan="2">領収書記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材料費</td> <td>9,823,700</td> <td>材料費</td> <td>9,348,500</td> </tr> <tr> <td>工事費・試運転調整費</td> <td>2,976,300</td> <td>工事費・代行申請費・諸経費</td> <td>3,451,500</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>640,000</td> <td>消費税</td> <td>640,000</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>13,440,000</td> <td>合 計</td> <td>13,440,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 実績報告書の提出が、遅延していた。 実績報告書は、補助金交付要綱で事業を完了した日から起算して30日以内の提出を求められているが、遅延していた。 ・請負事業者の完了届：平成21年12月17日 ・実績報告書提出日：平成22年 3月 5日</p> <p>(3) 補助事業の履行確認で、不十分なものがあった。 太陽電池モジュールの数量等が誤った請求書を受領し、支払いを行っていた。</p>			実績報告書記載内容		領収書記載内容		材料費	9,823,700	材料費	9,348,500	工事費・試運転調整費	2,976,300	工事費・代行申請費・諸経費	3,451,500	消費税	640,000	消費税	640,000	合 計	13,440,000	合 計	13,440,000
実績報告書記載内容		領収書記載内容																					
材料費	9,823,700	材料費	9,348,500																				
工事費・試運転調整費	2,976,300	工事費・代行申請費・諸経費	3,451,500																				
消費税	640,000	消費税	640,000																				
合 計	13,440,000	合 計	13,440,000																				

	(正)				
	項目	数量	単位	単価(円)	金額(円)
	太陽電池モジュール 200W	75	枚	100,512	7,538,400
	(誤)				
	項目	数量	単位	単価(円)	金額(円)
太陽電池モジュール 210W	72	枚	104,700	7,538,400	

団体名	相賀区自治会		
所在地	唐津市相賀2377番地1		
監査執行年月日	平成22年 8月10日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県廃棄物処理施設整備関連唐津市湊地区地域振興特別助成
		補助事業費	17,640,000円
		補助金交付額	17,640,000円
所管課	循環型社会推進課		
監査の結果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	有限会社鳥栖環境開発総合センター		
所在地	鳥栖市轟木町929番地2		
監査執行年月日	平成22年 9月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助
		補助事業費	29,150,000円
		補助金交付額	16,000,000円
所管課	循環型社会推進課		
監査の結果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会			
所 在 地	佐賀市鬼丸町7番18号			
監査執行年月日	平成22年10月12日			
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝			
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県社会福祉協議会運営事業（県単）補助	
		補助事業費	41,424,071円	
		補助金交付額	33,342,612円	
		補助事業名	佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助 （地域福祉増進事業費及び住宅・生活支援対策 事業費）	
		補助事業費	未確定	
		補助金交付額	1,040,368,000円	
		補助事業名	佐賀県福祉施設経営指導事業費補助	
		補助事業費	5,589,268円	
		補助金交付額	3,400,000円	
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立児童養護施設聖華園	
		委 託 額	なし	
		施 設 名	佐賀県立婦人保護施設佐賀婦人寮	
委 託 額		なし		
所 管 課	地域福祉課、母子保健福祉課			
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県社会福祉協議会運営事業（県単）補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に即した事務処理について、行われていないものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱第4条で、補助金の交付条件の1つとして、補助対象の職員及び常勤の役員の給与に関する規程を改正したときは、速やかに知事に報告するよう規定されているが、平成21年12月1日付けで施行した「社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会職員給与規程施行細則」の改正については、県に報告されていなかった。</p> <p>(細則の改正内容)</p> <p>12月支給の期末手当、勤勉手当の支給率の改正</p> <p>【佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助金関係】</p> <p>(1) 委託契約書の内容で、検討を要するものがあつた。</p> <p>当協議会は、県内20の市町社会福祉協議会とそれぞれ「生活福祉資金貸付事務委託契約書」と「臨時特例つなぎ資金貸付事務委託契約書」の2種類の契約を締結しているが、各契約書には金額の記載がなく、市町社会福祉協議会への委託金交付通知文書にも、両契約の金額区分がなかった。両契約は、種目の相違する契約であり、それぞれの委託金額を明確にするよう検討されたい。</p> <p>(2) 貸付金に係る収入未済額の解消に、努力されたい。</p> <p>・生活福祉資金貸付金</p> <p>平成21年度末収入未済額 277,956,289円</p>			

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職者支援資金貸付金 平成21年度未収入未済額 59,617,877円 <p>2 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県立児童養護施設聖華園関係】</p> <p>(1) 事業計画書に、管理運営組織が記載されていなかった。 佐賀県立児童養護施設聖華園の管理運営に関する協定書第15条には、県に提出する事業計画書に管理運営組織の体制についても、記載することとなっているが、管理運営組織の体制について記載されていなかった。</p> <p>(2) 仕様書に定める施設の管理状況が、事業計画書及び実績報告書に明記されていなかった。 施設の維持管理状況が、確認できる様式の作成を検討されたい。 (例) 固定資産の購入 自動車：3,099,644円 施設の保守点検状況 消防設備、浄化槽等 50万円以上の大規模修繕の状況</p> <p>【佐賀県立婦人保護施設佐賀婦人寮関係】</p> <p>(1) 監査の指摘事項に対する不誠実な対応があった。 前回（平成19年度）の監査で指摘され「ご指摘を踏まえ経理規程を精査し、問題点を改善する。」と回答されていたにもかかわらず、一切改善されていなかった。</p> <p>(2) 年度当初の事業計画書及び収支予算書が、提出されていなかった。 管理運営仕様書では、「指定管理者は、毎年度当初に事業計画書及び収支予算書を作成し、県に提出すること。」と規定されているが、提出されていなかった。</p> <p>(3) 仕様書及び協定書に定める業務で、事業計画書及び事業報告書に記載されていないものがあった。 協定書第3条（2）には「施設の維持及び管理に関する業務」を行わせると規定されているが、県に提出した事業計画書及び事業報告書にはこの業務に関する記載がなかった。 (例示) <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設及び備品等の管理、維持及び修繕業務 ・ 清掃業務 ・ 警備業務 </p>
--	--

団 体 名	社会福祉法人済昭園 (児童養護施設 済昭園・軽費老人ホーム(ケアハウス) 和泉式部の里)
所 在 地	嬉野市塩田町大字五町田甲3443番地
監査執行年月日	平成22年 9月30日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中 俊雄

財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県児童養護施設整備費補助
		補助事業費	279,090,000円
		補助金交付額	151,774,000円
		補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	21,011,795円
		補助金交付額	13,597,000円
所管課	母子保健福祉課、長寿社会課		
監査の結果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	社会福祉法人聖母の騎士会（児童養護施設 聖母園）		
所在地	佐賀市大和町大字久池井1521番2		
監査執行年月日	平成22年 8月 9日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助
		補助事業費	10,451,000円
		補助金交付額	10,451,000円
所管課	母子保健福祉課		
監査の結果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 契約事務において、適正でないものがあった。</p> <p>社会福祉法人聖母の騎士会の経理規程で、100万円を超える契約については、契約書を作成するよう規定されているものの、契約書が作成されていなかった。</p> <p>契約内容：滑り台付ジャングルジム組立据付及び既存ジャングルジム撤去（補助事業）</p> <p>契約金額：1,470,000円</p>		

団体名	財団法人佐賀県老人クラブ連合会		
所在地	佐賀市神野東二丁目3番33号		
監査執行年月日	平成22年11月10日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人クラブ活動推進員設置費補助
		補助事業費	8,046,226円
		補助金交付額	4,068,000円
所管課	長寿社会課		
監査の結果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人松風会 (養護老人ホーム 松風園)																							
所 在 地	唐津市相賀772番地1																							
監査執行年月日	平成22年10月14日																							
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中 俊雄																							
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助																					
		補助事業費	342,457,500円																					
		補助金交付額	308,462,000円																					
所 管 課	長寿社会課																							
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実績報告書の内容で、誤りがあるものがあつた。</p> <p>① 設置者の総事業費について、本来含めるべき解体費等を除外した金額で報告されていた。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>設置者の総事業費</td> <td>正当額</td> <td>408,457,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績報告額(誤)</td> <td>342,457,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(解体費除く)</td> </tr> </table> <p>② 工事事務費の支出済事業費の記載が、誤っていた。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>工事事務費</td> <td>正当額</td> <td>25,200,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績報告額(誤)</td> <td>25,600,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 補助金交付要綱に即した事務処理が行われていないものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱第8条第1項で、工事を着手したときは、着工した日から5日以内に工事着手報告書を、知事に提出するよう規定されているが、工事着工報告書の提出が遅れていた。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>提出期限</td> <td>着工した日から5日以内</td> </tr> <tr> <td>着工年月日</td> <td>平成21年10月 8日</td> </tr> <tr> <td>報告書提出日</td> <td>平成21年10月15日</td> </tr> </table>			設置者の総事業費	正当額	408,457,500円		実績報告額(誤)	342,457,500円			(解体費除く)	工事事務費	正当額	25,200,000円		実績報告額(誤)	25,600,000円	提出期限	着工した日から5日以内	着工年月日	平成21年10月 8日	報告書提出日	平成21年10月15日
設置者の総事業費	正当額	408,457,500円																						
	実績報告額(誤)	342,457,500円																						
		(解体費除く)																						
工事事務費	正当額	25,200,000円																						
	実績報告額(誤)	25,600,000円																						
提出期限	着工した日から5日以内																							
着工年月日	平成21年10月 8日																							
報告書提出日	平成21年10月15日																							

団 体 名	社会福祉法人麗風会 (軽費老人ホーム(ケアハウス)桜の園)		
所 在 地	杵島郡白石町大字福富下分2387番地3号		
監査執行年月日	平成22年10月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中 俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	37,295,467円
		補助金交付額	23,328,000円
		補助事業名	佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業(既存施設の sprinkler 整備支援特別対策事業)補助
		補助事業費	48,929,000円
		補助金交付額	48,929,000円

所 管 課	長寿社会課																								
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 軽費老人ホーム（ケアハウス）利用者の収入認定の誤りにより、補助金の返還を要するものがあった。</p> <p>佐賀県軽費老人ホーム事務費補助事業の補助金額は、補助対象の事務費の実支出額と県の要綱に基づき算定された事務費の年間合算額（事務費基準額）とのいずれか少ない方の額から、本人から徴収した事務費徴収額（以下「サービス提供料」という。）を控除し得られた額を基本とし、決定される。利用者本人から徴収されるサービス提供料は、本人の前年の対象収入によって決定されるが、対象収入の認定に必要な利用者の収入を証明する書類（遺族厚生年金の証明書）がないままに、前年に提出されていた証明書を元に認定していたものなどがあり、その結果、サービス提供料が過少になり、補助金を過大に受領していた。</p> <p>そのため、補助金の返還を要することとなっていた。収入認定は厳格に実施されたい。</p> <p>ア サービス提供料を過少に認定していたものの 2件 事例：</p> <table data-bbox="598 1030 1257 1108"> <tr> <td>(正) サービス提供料</td> <td>月額40,000円</td> </tr> <tr> <td>(誤) サービス提供料</td> <td>月額16,000円</td> </tr> </table> <p>イ 平成21年度事業に係る補助金返還額</p> <table data-bbox="598 1153 1257 1276"> <tr> <td>既受領補助金額（A）</td> <td>23,328,000円</td> </tr> <tr> <td>修正後補助金額（B）</td> <td>22,885,000円</td> </tr> <tr> <td>補助金返還額（A－B）</td> <td>443,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 補助金申請書及び実績報告書の内容に誤りのあるものがあった。</p> <p>佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金申請書及び実績報告書のうち、「1施設当たり職員平均勤続年数算定表」及び「職員の状況」の記載に誤りがあった。</p> <p>① 「1施設当たり職員平均勤続年数算定表」の記載誤りの内容</p> <table data-bbox="614 1534 1236 1713"> <tr> <td colspan="2">施設長の勤続年数</td> </tr> <tr> <td>正当な勤続年数</td> <td>2年5月</td> </tr> <tr> <td>補助金申請記載の勤続年数</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>実績報告書記載の勤続年数</td> <td>5年10月</td> </tr> </table> <p>1施設当たり平均勤続年数</p> <table data-bbox="614 1792 1157 1915"> <tr> <td>正当な平均勤続年数</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>補助金申請記載の平均勤続年数</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>実績報告書記載の平均勤続年数</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>② 「職員の状況」（該当箇所抜すい）の記載誤りの内容</p>	(正) サービス提供料	月額40,000円	(誤) サービス提供料	月額16,000円	既受領補助金額（A）	23,328,000円	修正後補助金額（B）	22,885,000円	補助金返還額（A－B）	443,000円	施設長の勤続年数		正当な勤続年数	2年5月	補助金申請記載の勤続年数	5年	実績報告書記載の勤続年数	5年10月	正当な平均勤続年数	4年	補助金申請記載の平均勤続年数	5年	実績報告書記載の平均勤続年数	5年
(正) サービス提供料	月額40,000円																								
(誤) サービス提供料	月額16,000円																								
既受領補助金額（A）	23,328,000円																								
修正後補助金額（B）	22,885,000円																								
補助金返還額（A－B）	443,000円																								
施設長の勤続年数																									
正当な勤続年数	2年5月																								
補助金申請記載の勤続年数	5年																								
実績報告書記載の勤続年数	5年10月																								
正当な平均勤続年数	4年																								
補助金申請記載の平均勤続年数	5年																								
実績報告書記載の平均勤続年数	5年																								

	その他職員の区分誤り (正) 兼任 (誤) 専任・・・補助金申請書及び実績 報告書記載内容
--	---

団 体 名	社会福祉法人梅生会 (軽費老人ホーム (ケアハウス) 好日の園)		
所 在 地	鹿島市古枝乙1035番地2		
監査執行年月日	平成22年10月18日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業 (既存施設のスプリンクラー整備支援特別対策事業) 補助
		補助事業費	59,396,000円
		補助金交付額	59,396,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人博仁会 (軽費老人ホーム (ケアハウス) いまり)		
所 在 地	伊万里市山代町楠久字鳴石929番地97		
監査執行年月日	平成22年10月12日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	55,156,961円
		補助金交付額	33,300,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	特定非営利活動法人福祉コミュニティエル (共同生活援助事業所 (グループホーム) みやびホーム)		
所 在 地	佐賀市大和町大字尼寺1585番地1		
監査執行年月日	平成22年10月6日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者就労訓練設備等整備事業補助 (グループホーム等改修事業)
		補助事業費	7,168,569円
		補助金交付額	4,500,000円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は		

	<p>改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事業実績報告書に、効果が記載されていなかった。 事業実績報告書には、「事業の目的及び効果」の記載が求められているが、目的のみ記載されていた。</p> <p>(2) 団体の決算書と事業実績報告書とが、一致していなかった。 改修工事費が、団体の決算書では4,500,000円、事業実績報告書では7,300,000円と記載されていた。</p>
--	---

団 体 名	<p>社会福祉法人たちばな会 (共同生活介護事業所(ケアホーム)・共同生活援助事業所(グループホーム)メゾン高津原及びみかざきハイツ、障害福祉サービス事業所かがやきの丘、知的障害者更生施設たちばな学園、知的障害者通勤寮九千部学園及び金立寮、障害福祉サービス事業所チョコボラ鹿島店)</p>								
所 在 地	嬉野市塩田町大字五反田甲1354番地1								
監 査 執 行 年 月 日	平成22年 9月29日								
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 中 村 孝 田 中 俊 雄								
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	障害福祉関係施設整備費補助						
		補 助 事 業 費	26,040,000円						
		補 助 金 交 付 額	18,700,000円						
		補 助 事 業 名	佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助						
		補 助 事 業 費	32,214,757円						
		補 助 金 交 付 額	30,000,000円						
		補 助 事 業 名	佐賀県脱石油・省資源型設備導入費補助						
		補 助 事 業 費	10,311,000円						
		補 助 金 交 付 額	5,000,000円						
		補 助 事 業 名	佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成						
		補 助 事 業 費	4,519,076円						
補 助 金 交 付 額	4,511,237円								
所 管 課	障害福祉課								
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実績報告書の内容で、誤りのあるものがあつた。 佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成金により実施した賃金改善所要額について、労災保険料の計上が漏れているなど、誤った額が報告されていた。</p> <table border="1" data-bbox="529 1805 1449 1888"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実績報告額(誤)</th> <th>決 算 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃金改善所要額</td> <td>4,518,534円</td> <td>4,519,076円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	実績報告額(誤)	決 算 額	賃金改善所要額	4,518,534円	4,519,076円
区分	実績報告額(誤)	決 算 額							
賃金改善所要額	4,518,534円	4,519,076円							

団 体 名	社会福祉法人友悠会 (精神障害者福祉工場 サン・フレンド)																	
所 在 地	嬉野市嬉野町大字下宿乙1790番地																	
監査執行年月日	平成22年10月19日																	
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄																	
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県精神障害者社会復帰施設運営事業費補助															
		補助事業費	36,786,623円															
		補助金交付額	31,844,000円															
所 管 課	障害福祉課																	
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあつた。</p> <p>本来、補助対象とならない補助対象外職員等に係る旅費や消耗品費を、補助対象経費に計上していた。</p> <p>○対象経費支出額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>実績報告額</th> <th>正 当 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅 費</td> <td>15,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>35,601円</td> <td>22,633円</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>36,749,990円</td> <td>36,749,990円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>36,800,591円</td> <td>36,786,623円</td> </tr> </tbody> </table>			種別	実績報告額	正 当 額	旅 費	15,000円	14,000円	消耗品費	35,601円	22,633円	その他経費	36,749,990円	36,749,990円	合 計	36,800,591円	36,786,623円
種別	実績報告額	正 当 額																
旅 費	15,000円	14,000円																
消耗品費	35,601円	22,633円																
その他経費	36,749,990円	36,749,990円																
合 計	36,800,591円	36,786,623円																

団 体 名	社会福祉法人天童会 (知的障害児施設くろかみ学園、知的障害者更生施設すみよしの里、知的障害者更生施設いぶき村、天童会居宅介護事業所、くろかみ学園児童デイサービス事業所)		
所 在 地	武雄市山内町大字大野7206番地1		
監査執行年月日	平成22年10月 5日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備事業費補助
		補助事業費	34,895,805円
		補助金交付額	26,171,000円
		補助事業名	佐賀県脱石油・省資源型設備導入費補助
		補助事業費	18,585,000円
		補助金交付額	5,000,000円
		補助事業名	佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成
補助事業費	3,989,226円		
		補助金交付額	3,459,314円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 助成金交付要綱に即した事務処理について、なされていないものがあつた。</p> <p>佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成金交付要綱第13条ただし書きで、</p>		

	助成金の交付額の増減を伴わない場合においても、福祉・介護職員の処遇改善に係る就業規則等を改正したときは、改正後の就業規則等を県に提出するよう規定されているが、平成22年3月に処遇改善に係る給与規程等の改正があったにもかかわらず、県に報告がなされていなかった。
--	---

団 体 名	佐賀大学医学部附属病院		
所 在 地	佐賀市鍋島五丁目1番1号		
監査執行年月日	平成23年 1月17日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ICT医療連携推進設備整備費補助
		補助事業費	9,877,000円
		補助金交付額	9,877,000円
所 管 課	地域医療体制整備室		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	不二コンクリート工業株式会社		
所 在 地	武雄市東川登町大字永野7552番地2		
監査執行年月日	平成23年 1月14日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	廃棄物抑制等技術研究開発推進事業費補助
		補助事業費	10,413,506円
		補助金交付額	5,100,000円
所 管 課	新産業課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社日立物流		
所 在 地	東京都江東区東陽七丁目2番18号		
監査執行年月日	平成22年 8月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県物流施設立地促進補助
		補助事業費	333,807,147円
		補助金交付額	30,675,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	鳥栖Iロジスティック特定目的会社 (旧鳥栖I 特定目的会社)		
所 在 地	東京都港区東新橋一丁目5番2号		
監査執行年月日	平成22年 8月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助
		補助事業費	6,668,184,840円
		補助金交付額	133,363,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	基山ロジスティック特定目的会社		
所 在 地	東京都港区東新橋一丁目5番2号		
監査執行年月日	平成22年 8月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助
		補助事業費	3,570,788,000円
		補助金交付額	71,415,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	美光九州株式会社		
所 在 地	佐賀市久保泉町上和泉1848番地1		
監査執行年月日	平成22年 8月23日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県工場等立地促進補助
		補助事業費	1,224,120,747円
		補助金交付額	115,929,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社SUMCO		
所 在 地	東京都港区芝浦一丁目2番1号		
監査執行年月日	平成22年 8月25日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県工場等立地促進補助
		補助事業費	5,000,000,000円

	補助金交付額	521,000,000円
所 管 課	企業立地課	
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。	

団 体 名	職業訓練法人唐津高等職業訓練運営会（唐津高等職業訓練校）	
所 在 地	唐津市養母田78番1号	
監 査 執 行 年 月 日	平成22年10月26日	
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 中村 孝 田中 俊雄	
財 政 的 援 助 内 容	補助金	補助事業名 佐賀県認定職業訓練運営費補助
		補助事業費 6,107,546円
		補助金交付額 4,069,000円
所 管 課	雇用労働課	
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。	

団 体 名	佐賀県商工会連合会									
所 在 地	佐賀市松原一丁目2番35号									
監 査 執 行 年 月 日	平成22年10月25日									
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 中村 孝 田中 俊雄									
財 政 的 援 助 内 容	補助金	補助事業名 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助								
		補助事業費 1,055,151,635円								
		補助金交付額 704,995,445円								
		補助事業名 佐賀県経営支援緊急対策事業費補助								
		補助事業費 18,751,796円								
		補助金交付額 17,789,229円								
所 管 課	商工課									
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の記載で、誤っているものがあった。</p> <p>佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、提出された実績報告書の内容に、誤りがあった。</p> <p>収支決算の一部誤り</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>指導事業費中の指導旅費</td> <td>(決算額) 3,348,904円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(報告額) 3,348,238円</td> </tr> <tr> <td>指導事業費中の指導事務費</td> <td>(決算額) 7,432,910円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(報告額) 7,625,360円</td> </tr> </table>		指導事業費中の指導旅費	(決算額) 3,348,904円		(報告額) 3,348,238円	指導事業費中の指導事務費	(決算額) 7,432,910円		(報告額) 7,625,360円
指導事業費中の指導旅費	(決算額) 3,348,904円									
	(報告額) 3,348,238円									
指導事業費中の指導事務費	(決算額) 7,432,910円									
	(報告額) 7,625,360円									

	<p>【佐賀県経営支援緊急対策事業費補助金関係】</p> <p>(1) 経営改善サポーターの任命・変更で、知事へ届けられていないものがあった。 補助金交付要綱第8条（補助金の交付の条件）（6）に「経営改善サポーターの任命又は変更をしたときは、すみやかに知事に届けること。」と規定されているにもかかわらず、届けがなされていなかった。</p> <p>(2) 経営改善サポーターの要件を満たすことを証する書類で、ないものがあった。 補助金交付要綱第4条（経営改善サポーターの要件）に規定する知識、資格等を証する書類で、ないものがあった。</p>
--	--

団 体 名	佐賀県中小企業団体中央会		
所 在 地	佐賀市松原一丁目2番35号		
監査執行年月日	平成22年10月22日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中 俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県中小企業連携組織対策事業費補助
		補助事業費	107,390,897円
		補助金交付額	91,561,004円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 給与規程で、不備のあるものがあった。 当中央会の職員給料表は、県の行政職給料表に準じて作成されているが、平成18年4月に、中央会の職員給料表の減額改定が行われ、それ以降、改定前の給料月額を保障するため、会長の決裁の上、改定前と改定後の給料月額の差額を給料月額に加算して支給することとしていたが、給与規程の改正が行われていなかった。</p> <p>(2) 扶養手当の取扱いで、見直しを要するものがあった。 補助金の対象経費である扶養手当は、職員扶養親族認定要領により、職員からの届け出に基づき、扶養手当の支給対象となる扶養親族を認定し、支給されているが、届け出に当たって、認定基準に合致していることを確認するために必要な公的証明書類を提出するような規定がなかった。</p> <p>認定基準の例： 勤労所得、事業所得、資産所得等の合計額が基準年額130万円以下であること。</p>		

団 体 名	佐賀県玄海地区漁業協同組合合併推進協議会		
所 在 地	唐津市海岸通り7182番地217		
監査執行年月日	平成22年 8月 2日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中 俊雄		

財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県玄海地区漁業協同組合合併促進事業費補助
		補助事業費	6,122,390円
		補助金交付額	3,000,000円
所管課	生産者支援課		
監査の結果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>① 宛名、日付、用途の記載がない領収書があった。</p> <p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009年6月16日 ○○○[写真店] (空欄)様 23,110円 但し、(空欄) ・(日付なし) 有限会社△△△ (空欄)様 840円 旅客運賃 以上が3件 ・平成21年7月28日 □□□ホテル (空欄)様 9,450円 但(空欄) <p>② 補助金の入金までの間、別組織である佐賀県玄海漁業協同組合連合会が、支払を立て替えていた。</p> <p>(2) 監事が、選任されていなかった。</p>		

団体名	佐賀県玄海漁業協同組合連合会		
所在地	唐津市海岸通り7182番地217		
監査執行年月日	平成22年 8月 2日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県玄海地区漁業協同組合事業連携・新事業開発事業費補助
		補助事業費	3,000,000円
		補助金交付額	3,000,000円
所管課	生産者支援課		
監査の結果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	佐賀県農業会議		
所在地	佐賀市城内一丁目6番5号		
監査執行年月日	平成22年11月12日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県農業委員会交付金等
		補助事業費	21,135,716円
		補助金交付額	17,467,000円

		補助事業名	佐賀県農の雇用定着促進事業費補助
		補助事業費	3,357,000円
		補助金交付額	3,357,000円
		補助事業名	佐賀県経営構造対策推進事業費補助
		補助事業費	6,200,000円
		補助金交付額	6,200,000円
所 管 課	農産課、生産者支援課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県耕作放棄地対策協議会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目6番5号		
監査執行年月日	平成22年11月12日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県耕作放棄地再生利用緊急対策事業費補助
		補助事業費	8,806,643円
		補助金交付額	8,806,643円
所 管 課	農産課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社団法人佐賀県果実生産出荷安定基金協会		
所 在 地	佐賀市栄町2番1号		
監査執行年月日	平成22年 7月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県果実生産出荷安定基金造成事業費補助
		補助事業費	65,008,000円
		補助金交付額	5,031,753円
所 管 課	園芸課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 交付決定通知に付すべき条件で、記載されていないものがあった。</p> <p>県から当協会への補助金交付決定通知においては、協会は、補給金を交付する際は、交付対象者に対し、帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保存すること、実施要綱及び実施要領に従って適正に実施すること等の条件を付すこととされているが、協会から交付対象者への交付決定通知書には、条件が付されていなかった。</p>		

団 体 名	佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会		
所 在 地	佐賀市大財三丁目8番15号		
監査執行年月日	平成22年10月25日		
監 査 執 行 者	監査委員 田 中 俊 雄		
財 政 的 援 助 内 容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県農地・水・環境保全向上対策支援事業費補助
		補 助 事 業 費	(共同活動支援事業) 1,260,399,740円
		補助金交付額	297,074,220円
		補 助 事 業 費	(営農活動支援事業) 99,362,885円
		補助金交付額	27,642,986円
所 管 課	園芸課、農山漁村課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 返還免除の案件について、返還免除の理由書の添付のないものがあつた。 対象面積の減少により、交付金が減額され、交付金返還となる案件について、返還免除が決定されていたが、返還免除の理由を電話で確認後、理由を記載した書類の提出を依頼していたものの、書類が提出されないまま、返還免除を承認していたものがあつた。 ・〇〇〇会 平成21年6月5日返還免除決裁</p> <p>(2) 適正な管理が必要な機械及び備品について、協議会事務局では把握されていなかった。 県の補助金交付要綱では、県補助金等交付規則の規定に基づく、財産の処分制限の対象となる財産は、50万円以上の機械及び器具とする旨を定めているが、補助事業で取得した50万円以上の機械及び器具について、当協議会事務局では把握されていなかった。</p> <p>(3) 現金の管理について、適正でないものがあつた。 当協議会から活動組織に対し、申請に基づき交付された営農活動支援交付金については、年度末に残金が生じる場合は、協議会に対し残金が返還される。 交付金残金が現金で直接収納され、即日、協議会名義の金融機関口座に入金されていない場合があつたが、協議会の会計規程には、こうした一時的に金庫に保管される現金の取り扱いについての規定がなかった。現金の管理について、規程の見直しを行われたい。</p> <p>(4) 実績報告書記載の金額で、実績額と異なっているものがあつた。 事業実績報告書の「補助事業に要した経費」及び「負担区分の備考」の欄については、実際に積み立てられた県補助金、国の交付金及び市町の補助金等の額とそれらの合計額を記載すべきであつたにもかかわらず、補助金申請書記載の金額をそのまま記載されていた。</p>		

	(正当額) 経費の配分		
	(単位：円)		
	区分	補助事業に 要した経費	負担区分 県の補助金 備考
	1. 共同活動 支援事業費	1,260,399,740	297,074,220 国の交付金： 656,596,000 市町の補助金等： 306,729,520
	2. 営農活動 支援事業費	99,362,885	27,642,986 国の交付金： 44,012,000 市町の補助金等： 27,707,899
	合計	1,359,762,625	324,717,206 国の交付金： 700,608,000 市町の補助金等： 334,437,419
	(報告額) 経費の配分		
	(単位：円)		
	区分	補助事業に 要した経費	負担区分 県の補助金 備考
	1. 共同活動 支援事業費	1,188,296,880	297,074,220 国の交付金： 594,148,440 市町の補助金等： 297,074,220
	2. 営農活動 支援事業費	110,571,944	27,642,986 国の交付金： 55,285,972 市町の補助金等： 27,642,986
	合計	1,298,868,824	324,717,206 国の交付金： 649,434,412 市町の補助金等： 324,717,206

団 体 名	佐賀県鶏卵販売農業協同組合		
所 在 地	佐賀市天神一丁目2番53号		
監査執行年月日	平成22年 7月20日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県鶏卵価格安定対策事業費補助

		補助事業費	34,896,000円
		補助金交付額	3,489,600円
所 管 課	畜産課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県農業協同組合		
所 在 地	佐賀市栄町2番1号		
監査執行年月日	平成22年 9月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県繁殖雌牛導入対策事業費補助
		補助事業費	14,362,660円
		補助金交付額	14,362,660円
所 管 課	畜産課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 繁殖雌牛導入対策事業実施要領に即した貸付を行われていないものがあった。</p> <p>佐賀県農業協同組合は、補助事業の実施に当たって、県補助金交付要綱第4条第1項第3号規定の「佐賀県繁殖雌牛導入対策事業実施基準」第3の規定に基づき、繁殖雌牛の貸付要領として実施要領を作成し、その中で、対象者の選定基準として、経営農用地面積は、繁殖雌牛1頭当たりの飼料供給地面積を概ね6a以上であるよう規定していたが、貸付申込時の畜産経営計画で、この基準を満たしていない繁殖農家に、貸付を行っていた。</p> <p>基準外の貸付の例 繁殖農家 : ○○○○氏 繁殖雌牛1頭当たり飼料供給地面積 : 4.91a</p>		

団 体 名	富士大和森林組合		
所 在 地	佐賀市富士町大字古湯2794番地		
監査執行年月日	平成22年 8月23日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助事業費	187,599,200円
		補助金交付額	75,798,640円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。		

	<p>(1) 補助金交付要綱に即した事務処理について、行われていないものがあつた。 補助金交付を受けようとする施行主体が、申請事務を森林組合に委任する場合は、補助金交付申請書に、委任状及び精算依頼書の写しを添付する必要があるが、添付されていなかった。</p> <p>(2) 県造林事業実施要領に即した事務処理について、行われていないものがあつた。 補助金の申請事務の委任を受けた森林組合は、補助事業の施行主体への補助金交付完了後、速やかに知事へ補助金交付完了報告を提出すべきであつたが、提出していなかった。</p>
--	---

団 体 名	まつら森林組合 (旧七山村森林組合)		
所 在 地	唐津市七山村仁部105番地 (旧七山村森林組合)		
監査執行年月日	平成22年11月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助事業費	103,100,100円
		補助金交付額	41,442,040円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団 体 名	武雄杵島森林組合		
所 在 地	武雄市武雄町大字武雄4167-2		
監査執行年月日	平成22年11月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助事業費	20,552,200円
		補助金交付額	8,546,370円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団 体 名	株式会社JTB西日本メディア販売事業部		
所 在 地	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目15番27号		
監査執行年月日	平成22年 7月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成21年度佐賀県誘客連携促進事業費補助
		補助事業費	17,864,000円
		補助金交付額	17,864,000円

所 管 課	空港・交通課
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。

団 体 名	第62回全国人権・同和教育研究大会佐賀県実行委員会 (旧第62回全国人権・同和教育研究大会佐賀県準備委員会)		
所 在 地	佐賀市大和町大字川上		
監 査 執 行 年 月 日	平成22年 7月30日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 中 村 孝 田 中 俊 雄		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	平成21年度第62回全国人権・同和教育研究大会開催費補助
		補 助 事 業 費	6,039,106円
		補 助 金 交 付 額	5,500,000円
所 管 課	学校教育課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>補助対象経費の人件費において、事務局員（勤務時間1日6時間）に対し、事務局員取扱要綱で年次有給休暇を付与できない期間内に休暇を与え、また、同要綱に規定のない「夏季休暇」を与えるなど、事務局員取扱要綱に違反する取扱いがなされていたが、月額報酬は満額支払われていた。</p> <p>なお、他事業で支払った経費のうち、今回判明した補助対象外経費に相当する額で、県補助対象事業に該当する経費があり、修正実績報告書の提出がなされたため、補助金返還は生じていない。</p> <p style="text-align: center;">事務局員給与費 (誤) 3,840,000円 (正) 3,749,613円</p> <p>(2) 補助事業の執行について、適正でないものがあった。</p> <p>平成21年5月15日に、三重県で開催された「第57回全国同和教育研究協議会総会」に、次年度に本県で開催される全国大会のPRを兼ねて4名が出席され、出席旅費が全て補助対象経費として執行されていた。</p> <p>この総会には、従来から2名が、別団体である佐賀県人権・同和教育研究協議会から出席してきた経緯があり、また、当準備委員会への補助金の算定基礎の中にも、総会出席旅費は積算されていない。少なくとも4名のうち準備委員会職員2名分を補助対象経費とし、残りの2名については、別団体である佐賀県人権・同和教育研究協議会から支出すべきであった。</p> <p style="text-align: center;">補助対象外経費：2名分旅費 86,480円</p>		

団 体 名	財団法人筑後川昇開橋観光財団		
所 在 地	福岡県大川市大字小保6 1 4 番地の6		
監査執行年月日	平成23年 1月11日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県文化財保存事業補助
		補助事業費	46,000,000円
		補助金交付額	3,066,000円
所 管 課	社会教育・文化財課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	市民がつくる2009年レーザーラジアルヨット世界選手権大会実行委員会		
所 在 地	佐賀県唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成23年 1月11日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成21年度市民がつくる2009年レーザーラジアルヨット世界選手権大会開催費補助
		補助事業費	33,220,135円
		補助金交付額	5,000,000円
所 管 課	体育保健課		
監 査 の 結 果	補助事業は、計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成22年10月 7日		
監 査 執 行 者	監査委員 中村 孝		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会負担金
		負担事業費	8,049,000円
		負担金交付額	7,971,000円
所 管 課	くらしの安全安心課		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実行委員会規約に、予算・決算の規定がなかった。</p> <p>総会の権能として、最も重要な予算・決算が実行委員会規約に規定されていなかった。事務局長を務める県の所管課長が、実行委員会事務局規程を作成する際、予算・決算については、事務局の分掌事務としていた。</p> <p>その結果、事務局長の権限のみで予算額が流用されていた。</p> <p>監査の際、所管課からは、予算・決算に関し、実行委員会事務局規程に基づき適正に処理したとの説明があったが、予算科目毎の予算額と決算額の差額が</p>		

大きいにもかかわらず、予算額変更に係る事務局の決裁等の記録もなかった。実行委員会規約に、予算・決算についても規定し、実行委員会として適正に管理すべきであった。

また、実行委員会規約には、監事の規定も定めておらず、やむなく関係者(幹事)に監査をさせていた。

(平成21年度実行委員会支出額)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	科 目	予算額	決算額
賃 金	244,000	0	役務費	97,000	576,605
社 会 保険料	34,000	0	委託料	0	500,000
旅 費	2,195,000	374,360	負担金、補 助及び交付 金	4,500,000	3,438,427
需用費	901,000	3,048,375	使用料及び 賃借料	0	111,233
計				7,971,000	8,049,000

(2) 事業計画変更にあたって、機関決定がなされないままに、執行されている事業があった。

広報計画については、平成21年9月3日開催の第2回実行委員会において、実行委員会規約第11条に基づき、事業計画の一部として審議決定されているが、決定された計画にない広報事業が実施されていた。

また、広報事業の計画変更についての事務局の決裁等の記録もなかった。

(主な広報事業)

項 目	計 画	実 績	決 算 額
ポスター	1,200枚	4,000枚	231,000円
チラシ	9,000枚	120,000枚	409,500円
パネル	なし	A0判13枚、特大1枚	287,500円

(3) 事業計画書に基づかないで経費支援の支出を行っているものがあつた。

地域実行委員会に、15万円の活動経費支援の支出を行っていたが、A町は10万円の事業計画書、B町は計画書の経費額未提出の段階で、それぞれ15万円の経費支援の支出を行っていた。事業計画書に基づいた支出をすべきであつた。

団 体 名	「家族だんらん県民運動」みんなで食卓推進委員会		
所 在 地	佐賀市天神三丁目2番23号		
監 査 執 行 年 月 日	平成22年10月 5日		
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝		
財 政 的 援 助 内 容	負担金	負 担 事 業 名	家族だんらん県民運動みんなで食卓推進委員会 負担金

		負担事業費	11,030,000円
		負担金交付額	3,000,000円
所 管 課	くらしの安全安心課		
監 査 の 結 果	負担事業は、計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会																	
所 在 地	佐賀市栄町2番1号																	
監査執行年月日	平成22年 8月 5日																	
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中 俊雄																	
財政的援助内容	負担金	負担事業名	佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会負担金															
		負担事業費	66,357,000円															
		負担金交付額	22,119,000円															
所 管 課	流通課																	
監 査 の 結 果	<p>負担事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 米穀事業の執行で、事業計画及び予算に計上されていない米袋を作成し、卸・小売店等に販売するなど、適正でないものがあった。</p> <p>事業計画では、米袋のロゴタイプ・パッケージの「デザイン開発等」を行うとされている。したがって、開発後の統一デザインを活用した米袋の作成及び販売は、JA及び卸・小売店等自身が行うべきものである。</p> <p>米袋の作成、販売が協議会事業として必要であれば、事業計画及び予算に計上し、執行すべきであった。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成21年度の米袋の作成費支出(借用)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">米袋販売収入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(収入分は、支出に戻入)</td> </tr> <tr> <td>・新県産米マーケット確立対策費</td> <td style="text-align: right;">1,861,388円</td> <td style="text-align: right;">972,993円</td> </tr> <tr> <td>・米穀事業販売促進対策費</td> <td style="text-align: right;">2,028,363円</td> <td style="text-align: right;">3,088,460円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td style="text-align: right;">3,889,751円</td> <td style="text-align: right;">4,061,453円</td> </tr> </table> <p>(2) 単一事業者からの見積りにより契約を締結する場合は、その理由を明確に記録すべきであった。</p> <p>(3) 補正予算の承認手続きについて、適正でないものがあった。</p> <p>協議会規約第8条第5項(3)には、「予算及び事業計画、決算及び事業報告に関すること」は、委員会に附議するとされているが、平成21年度補正予算が、委員会の報告事項として処理されていた。</p> <p>(4) 会計主任が、任命されていなかった。</p> <p>協議会会計規程第11条第3項では、「会計主任は事務局長が任命する。」と規定されているが、事務局長が会計主任という認識で運営されており、任命行為がなされていなかった。</p>			平成21年度の米袋の作成費支出(借用)		米袋販売収入			(収入分は、支出に戻入)	・新県産米マーケット確立対策費	1,861,388円	972,993円	・米穀事業販売促進対策費	2,028,363円	3,088,460円	合 計	3,889,751円	4,061,453円
平成21年度の米袋の作成費支出(借用)		米袋販売収入																
		(収入分は、支出に戻入)																
・新県産米マーケット確立対策費	1,861,388円	972,993円																
・米穀事業販売促進対策費	2,028,363円	3,088,460円																
合 計	3,889,751円	4,061,453円																

	<p>(5) 50万円以下の契約の規定がなかった。 協議会会計規程第20条では、 次の場合は、契約書の作成を省略することができる。この場合において、次の(1)に該当する場合は、契約に必要な事項を記載した請書を提出させなければならない。ただし、軽易なもの又は時価にて購入する農畜産物及び契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときについては、見積書又は納品書をこれに代えることができる。 (1) 契約金額が50万円を超え100万円を超えない契約を行うときと規定されているが、「次の場合」とは、どのような場合を指すのか不明確であった。</p> <p>(6) イベント補助金で、不適切な事務処理をなされているものがあつた。 「さがびより/佐賀日和」地域密着型イベント事業費補助の中で、不適切な事務をなされていたものがあつた。 ① 事業終了後に、補助金の事務処理がなされていた。 <事例> 補助金の実施伺 平成22年3月30日 補助事業実施者 県内20の大規模米麦共同乾燥調製施設利用組合 補助金総額 3,686,489円 実施期間 平成21年10月～22年3月</p> <p>② 補助金交付申請書で、日付、申請団体印のないものがあつた。</p>
--	---

団 体 名	平成21年度全国中学校体育大会佐賀県実行委員会		
所 在 地	小城市小城町松尾4104番地		
監査執行年月日	平成22年 9月 6日		
監査執行者(書面)	監査委員 中 村 孝 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	平成21年度全国中学校体育大会佐賀県実行委員会負担金
		負担事業費	31,519,077円
		負担金交付額	15,000,000円
所 管 課	体育保健課		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 物品の管理で、不十分なものがあつた。 新体操競技で、ネックピースを1,246枚購入したが、参加者は502人であつた。在庫は、143枚(平成22年10月19日報告)であり、管理が不十分であつた。</p> <p>(2) 単一事業者からの見積りにより契約を締結する場合は、その理由を明確に記録すべきであつた。 ソフトボール大会の会場の設営の一部を、佐賀県ソフトボール協会と単一</p>		

	<p>業者との随意契約で行っていたものの、決定理由を記載した書類がなかった。</p> <p>(3) 事業計画及び事業報告の承認について、改善を要するものがあった。 平成21年5月25日に、事業計画、予算等、同年11月26日に事業報告、決算等の総会が開催されているが、議事録を作成する等、承認の確認方法を明確にすべきであった。</p>
--	--

団 体 名	財団法人佐賀県市町村振興協会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目5番14号		
監査執行年月日	平成22年 8月 3日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中 俊雄		
財政的援助内容	交付金	交付金事業名	市町村振興宝くじ交付金
		交付事業費	612,445,099円
		交付金交付額	612,445,099円
所 管 課	市町村課		
監 査 の 結 果	<p>交付金事業は、計画どおり完了していたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 基金積立運用規程で、不備なものがあった。 当交付金で造成される基金の各年度の積立額は、市町村振興宝くじ発売要領に基づき、県交付金から財団法人全国市町村振興協会への納付金を差し引いて算定される。平成20年に、財団法人全国市町村振興協会において、納付金率が20/100から10/100に見直されたことに伴い、財団法人佐賀県市町村振興協会においても、平成20年度以降は、交付金の額の90/100に相当する額を積み立てていたが、財団法人佐賀県市町村振興協会基金積立運用規程第2条では、基金の積立額は、交付金の額の80/100に相当する額と規定されており、改正がされていなかった。</p> <p>(2) 基金貸付事務で、適正でないものがあった。 基金による市町への貸付事業において、貸付決定の決裁文書がなかった。 また、同貸付事業は、財団法人佐賀県市町村振興協会基金貸付細則に基づき実施されているが、同細則第8条の規定に基づき、貸付先の市町から提出される借用証書については、貸付利率が記載されないまま受領し、そのまま保存していた。</p> <p>(3) 市町村交付金事業実績の確認で、検討を要するものがあった。 財団法人佐賀県市町村振興協会は、財団法人佐賀県市町村振興協会市町村交付金交付規程に基づき、市町村交付金を県内市町に配分し、同規程第7条に基づき、配分を受ける市町から事業計画を提出させているが、事業実績については確認していなかった。市町村交付金事業の実績の確認について、検討されたい。</p>		

3 公の施設の指定管理団体

団 体 名	社会福祉法人佐賀ライトハウス		
所 在 地	佐賀市天神一丁目4番16号		
監査執行年月日	平成22年10月22日		
監 査 執 行 者	監査委員 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県立点字図書館
	管 理	委 託 額	23,301,000円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 郵便物の発送で、不適正な取り扱いがなされていた。 運営懇談会の開催に当たって、ボランティアに開催通知を郵送しているが、それを第四種郵便扱いで行っていた。</p> <p>(2) 事業計画書の提出が、遅れていた。 佐賀県立点字図書館管理運営業務仕様書で、指定管理者は、前年度の9月末日までに次年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)を、前年度の2月末日までに事業計画書を県へ提出することになっているが、次年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)が平成21年11月に、事業計画書が平成21年3月20日に提出されていた。</p> <p>(3) 施設の維持・管理に関する業務で、仕様書どおりに実施されていないものがあった。</p> <p>① 佐賀県立点字図書館管理運営業務仕様書には、指定管理者は個人利用者の意見や満足度等を聴取する利用者モニタリングを実施することとされているが、実施されていなかった。</p> <p>② 施設の維持・管理業務で、仕様書どおり実施されていないものがあった。 ・業務名：窓ガラスの特別清掃 ・清掃面積：仕様書 116㎡ 実績 72㎡</p> <p>(4) 指定管理者指定申請書に記載しながら実施されていないものがあった。 ・運営懇談会を3回開催するとしながら、実績は2回であった。 ・職員の内部研修</p> <p>(5) 運営懇談会で、不十分なものがあった。 利用者からの意見を点字図書館運営に反映させるため、「点字図書館運営懇談会」が設置されているが、平成22年1月31日に開催された運営懇談会は、挨拶や講演の記録ばかりで、設置の趣旨に合致した内容ではなかった。</p> <p>(6) 保守料金の支払いについて、適正でないものがあった。 点字プリンター保守契約で、契約書第6条に基づいて、契約日から1か月以内に、指定管理者が支払うべき基本保守料金を、使用実態に応じたものとして、その契約額の半額を別団体に支払わせ、残り半分の額を、契約日の11か</p>		

	<p>月後に支払っていた。</p> <p>契約上の基本保守料金 346,500円 指定管理者が支払った額 173,250円</p>
--	--

団 体 名	特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会		
所 在 地	佐賀市大和町大字久池井3669番地		
監査執行年月日	平成22年10月19日		
監査執行者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県射撃研修センター
	管 理	委 託 額	3,868,000円
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 備品の管理について、適正でないものがあった。 協定書第11条に基づき、管理委託料で備品を購入した場合は、県の所属とし、備品台帳に記載する必要があるが、備品台帳に記載されていない備品があった。また、県の備品札も、貼られていなかった。 ・平成21年11月24日購入 背負いブロワー 65,940円</p>		

団 体 名	マベック・松尾建設共同企業体		
所 在 地	佐賀市新中町11番18号		
監査執行年月日	平成22年10月12日		
監査執行者	監査委員 篠塚周城		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県営住宅(佐賀県東部地区)
	管 理	委 託 額	311,708,000円
所 管 課	建築住宅課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	川原建設株式会社		
所 在 地	伊万里市二里町八谷搦115番地10		
監査執行年月日	平成22年 7月20日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県営住宅(佐賀県西部地区)
	管 理	委 託 額	131,954,000円
所 管 課	建築住宅課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 個人情報の開示請求への対応に必要な規程が、整備されていなかった。</p>		

	<p>協定書では、指定管理者は、個人情報の開示請求の対応に必要な規程を整備するよう規定されているが、整備されていなかった。</p> <p>(2) 事業報告の内容に、誤りがあった。</p> <p>協定書第16条に基づく管理業務の実施状況の報告内容に、誤りがあった。</p> <p>① 一般修繕件数の報告誤り 唐津管理室所管件数 (実績) 197件 (報告) 199件</p> <p>② 計画修繕の工期の報告誤り 伊万里管理室所管 工事名：平成21年度県営住宅岩栗ヶ丘第二団地RC1棟浴槽風呂釜 新設工事 工 期：(実績) 自 平成22年 1月6日 至 平成22年1月31日 (報告) 自 平成21年12月1日 至 平成22年1月31日</p> <p>③ 施設の運営実績及び管理体制のうち、年間報酬額の報告誤り</p> <p>(3) 財産の管理について、適正でないものがあった。</p> <p>指定管理業務のために指定管理者の負担により調達した備品について、協定書第11条第4項に基づく備品管理簿が作成されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者が調達し指定管理業務に供した備品 軽自動車 6台 (指定管理者所有3台、リース車両3台) 小型自動車 1台 (指定管理者所有1台) 計7台
--	--

団 体 名	財団法人スマイルアース		
所 在 地	佐賀市富士町藤瀬724番地の4		
監査執行年月日	平成22年 9月29日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中 俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県立二十一世紀県民の森
	管 理	委 託 額	13,240,000円
所 管 課	森林整備課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 施設等利用承諾書の様式について、定められていないものがあった。</p> <p>仕様書では、森林学習展示館研修室、学習室は利用に際し施設等利用申込書を提出してもらい、利用を認める場合は、利用承諾書を交付することとなっているが、利用承諾書の様式が定められておらず、利用申込書の写しで</p>		

	<p>代用されていた。</p> <p>(2) 事業報告の内容について、適正でないものがあった。 指定管理業務に係る委託費の報告額に、指定管理業務以外の財団運営に係る経費が含まれていた。</p> <p>支出科目 草刈外部委託費 (正当額) 291,000円 (報告額) 337,918円</p>
--	--

団 体 名	乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体		
所 在 地	東京都港区台場二丁目3番4号		
監査執行年月日	平成22年10月29日		
監査執行者	監査委員 篠塚周城		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県立宇宙科学館
	管 理	委 託 額	294,553,000円
所 管 課	社会教育・文化財課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事業体で購入された備品の管理簿が、作成されていなかった。 協定書第16条第4項では、事業体が事業体の負担により購入した備品については、県が定める備品台帳とは別の管理簿を作成し、管理することとされているが、事業体で購入されたミュージアムショップのレジ(約60万円、平成18年3月購入)の管理簿が、作成されていなかった。</p> <p>(2) 管理運営業務の再委託で、県の承認を得ていないものがあった。 協定書第9条では、「乙は、管理運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得て、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この限りではない。」と規定されているが、財団から県への承認申請の手続がなされずに再委託されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業務名 建築設備、特殊建築物定期報告業務 ・ 委託金額 531,300円 <p>(3) 規程に基づく領収書の様式が、定められていなかった。 入館料の徴収に当たって、佐賀県立宇宙科学館経理運用手引き第17条に基づく領収証の様式が定められていなかった。実態を踏まえて、当運用手引きを見直されたい。</p>		

所 管 課 ご と の 監 査 結 果

1 出資団体関係

所 管 課	男女参画・県民協働課		
団 体 名	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	20,000,000円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯 学習センター
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理者から提出された施設・設備の更新計画に対して、県の対応方針（回答）が示されていなかった。 施設・設備の更新については、計画的な更新に努める必要があるが、指定管理者から提出された計画書に対する県の対応方針（回答）が示されていなかった。指定管理者の施設・設備の修繕計画に支障がないよう適切な対応を図らきたい。</p> <p>(2) 備品管理簿の提示で、不十分なものがあつた。 協定書第6条に基づき、所管課は、年度当初に、財団に対し、管理物件として財産台帳の写し及び備品管理簿を提示していたが、管理物件の備品の一部を処分した際に、修正した備品管理簿を改めて財団に提示していなかった。 財産台帳や備品台帳の整備は、管理業務の基本的事項であり、指定管理者が管理対象物件を常時把握できるように、管理対象物件に変更が生じた場合は、変更内容を記載した管理簿等を適時財団に対し、提示されたい。</p> <p>処分した管理物件（備品）の例：テレビ、舞台</p> <p>(3) 利用料金設定に当たって、知事の承認が必要なものを明確にされたい。 事例：プラステート 460円</p>		

所 管 課	循環型社会推進課		
団 体 名	財団法人佐賀県環境クリーン財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	30,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	財団法人佐賀県環境クリーン財団運営費補助
		補 助 事 業 費	33,204,438円
		補 助 金 交 付 額	33,204,438円
		補 助 事 業 名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備事業費補助
		補 助 事 業 費	42,626,000円
		補 助 金 交 付 額	42,626,000円
		補 助 事 業 名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助
		補 助 事 業 費	471,437,454円
補 助 金 交 付 額	463,570,000円		
監 査 の 結 果	<p>【財団法人佐賀県環境クリーン財団運営費補助金関係】</p> <p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。</p>		

	<p>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> <p>【平成20年度佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱の規定で、不明確なものがあった。</p> <p>補助金交付要綱第6条で、「(5) 工期の変更 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由その他必要な事項を記載した書面を知事に提出して、その指示を受けなければならない。」と規定されているが、当該書面の様式が示されていなかったため、必要性が不明な書類が、多数添付されていた。</p> <p>(2) 補助金交付要綱に、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除規定が、設けられていなかった。</p>
--	---

所 管 課	地域福祉課		
団 体 名	財団法人佐賀県地域福祉振興基金		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	(地域福祉活動推進事業)
			450,000,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 団体の在り方について、検討されたい。</p> <p>当基金は、「外郭団体の見直し」で、「平成17年度中に県社会福祉協議会との統合の可能性について結論を出す。」としていながら、いまだ結論が出されていない。新公益法人制度改革への対応期限もあり、早急に団体の在り方について、検討されたい。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
団 体 名	財団法人佐賀県地域福祉振興基金		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	(高齢者保健福祉推進事業)
			2,430,000,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 基金の管理について、指導を要するものがあった。</p> <p>高齢者保健福祉推進事業会計の流動資産の平成21年度残高については、予算額(41,390,000円)をはるかに超える金額(131,242,472円)が、無利子の決済性普通預金で管理されていた。事業費規模や基本財産の繰入、県への返納など検討し、基金の管理について、指導されたい。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
団 体 名	財団法人佐賀県長寿社会振興財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	200,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助

		補助事業費	37,967,000円
		補助金交付額	37,967,000円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県介護実習普及センター
監 査 の 結 果	<p>【佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 実績報告書に補助金交付要綱規定の事業の効果の記載がないにもかかわらず、修正指示をすることなく受理し、額の確定を行っていた。</p> <p>(2) 補助金交付要綱の内容について、適正でないものがあつた。 当事業は、県費だけを財源とした県単独補助事業であるが、補助金交付要綱では、補助事業で取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間については、「厚生労働大臣が別に定める期間と同等の期間とする。」と規定されていた。県単独補助事業に応じた規定に、見直されたい。</p> <p>(3) 補助金の実績報告書の提出時期について、適正でないものがあつた。 補助金交付要綱第5条第2項の規定で、全額概算払を行った場合の実績報告書の提出期限を、翌年度の4月30日としているにもかかわらず、4月30日付けの実績報告書が、実際は5月28日頃に提出され受理していた。 所管課にあつては、補助金交付要綱の規定に基づき、実績報告書の提出期限を遵守させるよう団体への指導を徹底されたい。</p> <p>【佐賀県介護実習普及センター関係】</p> <p>(1) 指定管理施設の利用で、検討を要するものがあつた。</p> <p>① 施設の一部（研修室、実習室）について、他の団体（福祉用具事業者、介護施設職員団体）に貸出されているが、「介護実習普及センター設置条例」及び施行規則には、他の団体等への貸出ができる規定とされていない。</p> <p>② 当施設は、介護の実習、福祉用具を利用した体験学習等を通じて、高齢者の介護に関する県民の知識及び技術の向上並びに意識の啓発を目的に設置された施設であることから、広く県民が利用できるよう検討されたい。</p> <p>③ 貸出に当たっては、指定管理者にインセンティブの働く利用料金制を検討されたい。</p>		

所 管 課	健康増進課		
団 体 名	財団法人佐賀県臓器バンク		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	48,351,324円
監 査 の 結 果	<p>(1) 団体の寄附行為に記載のない骨髄移植普及啓発事業を委託していた。 当初、県は、骨髄移植普及啓発事業については、ふるさと雇用再生特別基金事業として日本赤十字社に委託しようとしたが、断られたため、財団法人佐賀県臓器バンクに受託させていた。結果として、当財団の寄附行為で事業として位置付けられていない骨髄移植普及啓発事業を委託していた。</p>		

- (2) 委託先の実態の把握や検討について、不十分なまま、委託しているものがあつた。
骨髄移植普及啓発事業を受託した（財）佐賀県臓器バンクにおいては、急遽受託することになったため、指揮命令系統等の体制づくりなどの検討・準備がなされないまま、事業に着手し、その結果、法的に何ら権限のない別団体の佐賀県赤十字血液センターが時間外勤務命令を行うなど不適切な労務管理が行われていた。県は、委託先の課題等を確認し、十分な協議を行った上で委託すべきであつた。
- (3) 当財団の在り方について、検討を要するものがあつた。
平成17年度から21年度までの5年間を見直し期間とする県の「外郭団体の見直し」に当たって、見直しの方向性として「（財）佐賀県総合保健協会との統合の可能性について検討する。」、「経営状況は、特に問題なし。ただし、低金利のため基金からの運用益が低いことから、基金を一部取り崩して事業費に充てる。」等が示されているが、統合は断念され、基金も取り崩しを続ける状態が続いており、今後の当財団の在り方を早急に検討されたい。
- (4) 外郭団体の見直し内容の取組みで、不十分なものがあつた。
平成17年度から21年度までの5年間を見直し期間とする県の「外郭団体の見直し」内容で、「財務諸表を財団のホームページで公開する。」と掲げていながら、平成19年度までの分しか掲載されていなかった。
- (5) 知事への届出・報告を要するもので、行われていないものがあつた。
寄附行為第10条及び第12条で、事業計画、予算に関する書類、事業報告及び決算に関する書類は、知事に届出・報告をしなければならないと規定されているが、届出・報告をさせていなかった。
- (6) 理事及び副理事長を選任する理事会で、出席していない理事が議事録に署名していた。
県の人事異動に伴い、新任の理事及び副理事長の選任が書面表決でなされているが、当財団の寄附行為では「理事は、理事会において選任する。」、「理事は、互選により副理事長を選任する。」、「理事会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。」と規定されている。
当理事会は、理事1名のみの出席で開催され、欠席した理事長及び理事が、議事録署名人欄に、記載、押印されていた。
- (7) 社団法人日本臓器移植ネットワークの業務方法・体制について、検討されたい。
県から推薦依頼を受け、（財）佐賀県臓器バンクの職員1名が（社）日本臓器移植ネットワークの佐賀県臓器移植コーディネーターに委嘱され、当該コーディネーターとしても業務を行っているが、コーディネーター業務は、他県での臓器移植発生時の支援依頼などで多忙な実態にあり、当財団の業務の実施にも影響が出ている状況にある。

	当財団と協議し、(社)日本臓器移植ネットワークの業務方法・体制について、検討されたい。
--	---

所 管 課	生活衛生課		
団 体 名	財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	10,000,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 久留米市の検査業務について、経理を区分するよう検討されたい。</p> <p>当協会の久留米市との検査業務の受託契約においては、契約書で、委託料の余剰が生じた場合は、久留米市に返還する旨の規定がある。</p> <p>また、平成20年度から平成24年度までの間は、この受託業務については、法人税法基本通達15-1-28(実費弁償による事務処理の受託等)に該当し、非収益事業であることを確認した旨の通知が、平成20年7月2日付けで、佐賀税務署からあっているが、この通知の中で、平成25年度以降の同受託業務については、平成24年度までに、同通達に基づき、佐賀税務署の再確認を受けなくてはならないこととされている。</p> <p>しかしながら、久留米市との検査業務に関する支出が、他の業務と明確に区分されていないので、経理の区分について、検討するよう指導されたい。</p> <p>(2) 会計処理規則の見直しについて、指導を要するものがあつた。</p> <p>当協会の会計処理は、財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会会計処理規則に基づき、行われているが、同規則には、契約方法(入札、随意契約)など、契約事務に関する規定が設けられていない。平成21年度の工事契約では、複数業者による見積合せが行われるなど競争原理を働かせるよう努められていたが、経済性や公平性の確保を図るためには、明確な契約事務に係る基準の整備が必要であることから、協会の同規則の見直しについて、指導されたい。</p>		
監 査 意 見	<p>○検査体制の維持について</p> <p>当協会は、県内の食鳥処理業に必要不可欠な唯一の指定検査機関であるが、老朽化に伴う検査用備品等の再整備のための資金については、事業収益により造成されているものの、不十分な造成状況にあり、必要な額を造成するには、相当の期間を要すると見込まれる。また、県から借り受けている協会事務所(平成4年建設)の設備についても、近い将来、老朽化に伴う改修が必要となるが、費用負担をどのようにするのか、具体的な検討は、行われていない。</p> <p>厳しい経済情勢の中においては、事業収入の増加につながる検査手数料の増額改定は困難な状況にあり、また、協会には、借入に必要な担保に供する十分な資産がないことから、県内唯一の指定検査機関の運営に必要な検査機器整備や施設改修について、所管課は、十分検討されたい。</p>		

所 管 課	新産業課		
団 体 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	8,000,000円
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助
		補助事業費	114,581,610円
		補助金交付額	114,581,610円
		補助事業名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助
		補助事業費	27,923,737円
		補助金交付額	26,423,937円
		補助事業名	佐賀県技術振興等補助
		補助事業費	12,947,365円
		補助金交付額	12,947,365円
	貸付金	貸付事業名	さが農商工連携応援基金事業資金貸付
		貸付事業費	2,520,000,000円
		貸付金交付額	2,010,000,000円
		貸付事業名	さが中小企業応援基金事業貸付 (平成20年度貸付)
		貸付事業費	1,300,000,000円
貸付金交付額		1,050,000,000円	
公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県地域産業支援センター 佐賀県立九州シンクロトン光研究センター	
監 査 の 結 果	<p>【財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で、必要な改正が行われていないものがあった。 補助金交付要綱で、県派遣職員人件費を補助対象経費としていたが、平成22年1月27日に締結した「派遣職員の取扱いに関する取決め書」により、平成22年2月以降の県派遣職員人件費については、補助対象経費から除外されることとなっていた。しかしながら、所管課は、補助金交付要綱の改正を行っていなかったため、財団においては、補助金変更申請等の事務処理が遅れ、誤った決算計上を行っていた。</p> <p>平成21年度財団決算（該当分のみ記載） (正) 未収金 5,495,650円（未受領補助金分） 未払金 1,614,040円（2月以降の県派遣職員人件費補助金の返還分） (誤) 未収金 5,495,650円（未受領補助金分）…決算計上額</p> <p>【佐賀県技術振興等補助金関係】</p> <p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。 佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p>		

【さが農商工連携応援ファンド事業費貸付金関係】

(1) 基金事業計画実施要領の内容で、見直しを要するものがあつた。

県は、さが農商工連携応援基金事業の会計処理については、特別会計で行うよう県実施要領で規定しているが、実際には、当財団の一般会計の中で区分経理されている。所管する(独)中小企業基盤整備機構は、他の経理と明確に区分することが要件であり、特別会計の設置まで要件とはされていない。したがって、実施要領の規定を見直されたい。

【佐賀県地域産業支援センター関係】

(1) 協定書に定める管理物件で、除外すべきものがあつた。

① 財団法人佐賀県地域産業支援センターが、県から行政財産の使用許可を受けて使用している事務室等は、管理物件から除外すべきである。

・使用目的 (財) 佐賀県地域産業支援センターの事務所設置

・使用物件明細

1階事務室	227.105	m ²
2階事務室	96.50	m ²
2階コンピュータ室	43.925	m ²
計	367.53	m ²

・使用期間 平成21年4月1日～平成23年3月31日

② 財団法人佐賀県地域産業支援センターで使用している備品(理事長室、事務室)については、管理備品から除外し、財団法人佐賀県地域産業支援センターと県で備品の貸借契約を締結されたい。

備品名	数量	金額(円)
事務用机(理事長室)	1	86,800
多機能肘付回転椅子(理事長室)	1	91,600
応接セット(理事長室)	1	129,000
アコーディオンスクリーン(事務室)	1	52,600
パーテーション1式(事務室)	1	594,000
合計	5	954,000

(2) 事業報告書の様式で、検討を要するものがあつた。

実績報告書で、仕様書及び事業計画書どおりに業務が履行されているか確認できないものがあつた。報告書の様式を仕様書に対応した様式となるよう指定管理者と協議のうえ、様式を検討されたい。

(例)

施設の維持及び管理に関する業務については、実績報告書に施設の維持管理業者の実績報告書の一部が添付されているだけであつた。

- ・警備業務 : 3月9日の警備報告書添付
- ・清掃業務 : 3月分の日常清掃完了報告書、定期清掃完了報告書(執務室内のワックス作業分)
- ・廃棄物収集業務 : 3月分の実績報告書 など

【佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター関係】

(1) 管理委託料の支払いで、遅れているものがあつた。

管理運営協定書第12条第4項では、管理委託料の支払いは、支払いの請求があつたときは、その日から起算して30日以内に管理委託料を支払うとなつ

	<p>ているが、管理委託料の請求が3月31日付けで、支払いが5月26日となっており、管理委託料の支払いが遅れていた。</p>
監 査 意 見	<p>○九州シンクロトン光研究センターの在り方について</p> <p>シンクロトン光研究センターは、地域産業支援センターが指定管理者であるが、当初は、知事が地域産業支援センターの理事長で、理事にも、関係部長が参画されていたが、現在は、県関係者を引き上げ、理事長は県OBで、県との関係が切れた形になっている。</p> <p>シンクロトン光研究センターで運営にあたる研究者は、地域産業支援センターの職員という位置付けであるが、シンクロトン光研究センターの所長以下、県の研究機関であると認識されており、ある意味ねじれが生じている。今後、新公益法人制度改革への対応の検討の中で、実態にあった雇用関係を構築する必要がある。</p> <p>また、シンクロトン光研究センターの平成21年度事業費は、417百万円と多額であるが、それを賄う収入は、施設利用料収入等57百万円とわずかであり、残りの360百万円は、地域産業支援センターへの指定管理に係る管理委託料の中で県が負担しており、予算執行が外には見えない状況である。県の持ち出しが多額であり、産学官連携、産業振興のためシンクロトン光研究センターが、いかに必要であるかをきちんと県民に開陳し、予算の執行を行うべきである。</p> <p>なお、県の試験研究機関も、地域産業育成の観点から、有田焼の発色メカニズム解明、工業材料の評価、農水産物の品質評価・産地識別・品種改良の研究で利用しており、これらの研究成果等を広報するなど、県有施設としてのシンクロトン光研究施設の存在価値を高められたい。</p>

所 管 課	雇用労働課		
団 体 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター		
負担金	負 担 事 業 名	中小企業勤労者福祉サービスセンター事業運営費負担金	
	負 担 事 業 費	33,372,286円	
	負担金交付額	4,000,000円	
監 査 の 結 果	<p>(1) 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の在り方について、検討されたい。</p> <p>当財団は、中小企業の福利厚生事業を、県内の中小企業者と共同で実施する中小企業勤労者福祉サービスセンター事業に取り組んでいる。当事業の推進に当たっては、会員獲得目標20,000人の計画を掲げられているものの、開設当初から、営業職は1名で困難な営業が続いており、当事業の信用度合いも浸透していない。会員数は、平成21年度末で2,668人と目標を大きく下回っている。また、現会員のサービスの利用も、低調で、そのため繰越金だけが年々拡大している。この繰越金は、サービスの原資であり、当事業の運営に使うことはできず、運営経費は県の負担金だよりの状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の在り</p>		

	方について、再度検討されたい。
--	-----------------

所 管 課	農産課		
団 体 名	社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	10,600,000円
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県農地保有合理化促進対策費補助
		補 助 事 業 費	21,026,876円
		補助金交付額	18,463,540円
監 査 の 結 果	<p>(1) 有明佐賀空港建設に伴う代替農地の長期保有の対応について、関係課に協議されたい。</p> <p>有明佐賀空港建設に伴う代替農地は、当公社で長期保有となっており、関係課（空港・交通課）に対応方針を決定するよう協議されたい。</p> <p>(2) 公社から市町への委託契約日について、指導を要するものがあつた。</p> <p>当公社から市町への農地保有合理化事業等業務委託の委託期間の始期については、農地保有合理化事業等業務委託実施要領では契約締結の日となっていたが、農地保有合理化事業等業務委託契約書（8月20日契約締結）では4月1日から契約締結日までの期間についても適用するとされていた。補助金の内示日、交付決定日、業務内容等も考慮し、早期の委託契約の実施、同要領や契約の規定の適用について、指導されたい。</p>		

所 管 課	農産課		
団 体 名	財団法人佐賀県青年農業者育成センター		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	20,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	財団法人佐賀県青年農業者育成センター補助
		補 助 事 業 費	10,082,358円
		補助金交付額	9,820,527円
		補 助 事 業 名	佐賀県若い農業者就農促進事業費補助
		補 助 事 業 費	14,350,000円
補助金交付額		11,480,000円	
監 査 の 結 果	<p>(1) 外郭団体の見直し内容の取組みに、不十分なものがあつた。</p> <p>① 平成17年度から21年度までの5年間を見直し期間とする県の「外郭団体の見直し」内容で、「県職員の役員就任の見直し」を掲げているが、役員は、平成16年度と同様の5名のままであつた。</p> <p>② 平成17年度から21年度までの5年間を見直し期間とする県の「外郭団体の見直し」内容で、「(社)佐賀県農地保有合理化事業公社との統合」を掲げているが、検討が先送りにされていた。</p>		

	<p>(2) 団体の在り方について、検討されたい。</p> <p>当センターは、所管課内にあり、理事長、常務理事、事務局長を県職員が兼務し、事務局は、非常勤嘱託職員5名（県職員OB）、日々雇用職員1名の体制で行っており、理事や監事に県職員、同OBが多数就任し、公益法人の指導監督基準も満たしていなかった。新公益法人制度改革への対応を見据え、団体の在り方について、早急に検討されたい。</p> <p>(3) 県委託事業の契約内容で、検討を要するものがあつた。</p> <p>地域就農促進員設置事業業務委託（県委託事業）が、委任契約（お願い委託）でなされているが、委託内容の確実な履行の確保を図るものは、請負契約を検討されたい。</p>
--	--

関 係 課	空港・交通課		
団 体 名	社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	【農産課所管】 10,600,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 有明佐賀空港建設に伴う代替農地の長期保有の対応方針をまとめられたい。</p> <p>県は社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社と覚書を締結して、有明佐賀空港建設に伴う代替農地として、当公社に昭和62年度から平成4年度にかけて約55.1ha（圃場整備後面積、以下同じ）の農地を取得させているが、代替農地として、約40.6haを平成5年度までに利用して以降、約14.5ha（簿価額663百万円）を、現在公社に保有させたままになっている。この農地については、農業が低迷する中で農地価格が下落し、実勢価格は簿価額を大きく下回っている。当公社が、当該代替農地を売却する際の簿価額との差額補填は、申合せに基づき県の責任となるが、県の今後の対応方針が明確に決定していないため、公社は処分もできず困惑している状況にある。</p> <p>有明佐賀空港建設に伴う代替農地の対応方針をまとめられるとともに、公社に負担を負わせることのないようにされたい。</p>		

所 管 課	園芸課		
団 体 名	社団法人佐賀県野菜価格安定基金協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	45,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県野菜出荷安定資金造成費補助
		補 助 事 業 費	161,829,000円
		補 助 金 交 付 額	22,402,000円
		補 助 事 業 名	佐賀県野菜価格安定対策事業費補助
		補 助 事 業 費	101,093,975円
補 助 金 交 付 額		44,868,372円	

監 査 の 結 果	<p>(1) 知事への報告を要するもので、行われていないものがあつた。 知事が所管する出資法人等の情報公開の推進に関する要綱第4条及び知事が所管する出資法人等の個人情報の保護に関する要綱第4条に基づき、所管課長は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する運用状況の報告を求めることになっているが、報告をさせていなかった。</p> <p>(2) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 事業完了日については、県補助金の支払日を記載すべきであつたが、年度末日を事業完了日とした実績報告書を、修正指示を行うことなく受理していた。 所管課においては、審査を徹底されたい。</p> <p>佐賀県野菜価格安定対策事業費補助金実績報告書 事業完了年月日 (正) 平成21年10月16日 (誤) 平成22年 3月31日</p> <p>佐賀県野菜生産出荷安定資金造成費補助事業実績報告書 事業完了年月日 (正) 平成22年 2月 1日 (誤) 平成22年 3月31日</p> <p>(3) 事業実施計画の提出が遅れているなど補助金交付事務で、適正でないものがあつた。 佐賀県野菜価格安定対策事業費補助金で実施される契約特定野菜安定供給事業について、所管課は、平成21年3月に、国実施要領に基づき、当協会の供給計画を承認し、平成21年度から事業が実施されている。県実施要領では、同事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業計画を提出させるよう規定しているにもかかわらず、計画提出前の期間が業務対象期間に含まれている事業計画をそのまま受理し、また、本来、補給交付金が交付される前に、協会に対し交付すべき県補助金交付の事務処理が遅れ、補給交付金交付後に、県補助金が交付されていた。</p> <p>事業計画の提出日 平成21年6月25日 補給交付金対象出荷期間 平成21年4月～5月 (いちご) 上記補給交付金交付年月日 平成21年 8月27日 (交付額809,385円) 県補助金交付日 平成21年10月16日</p>
-----------	--

所 管 課	社会教育・文化財課		
団 体 名	財団法人佐賀県教育文化振興財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	20,000,000円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県北山少年自然の家 佐賀県黒髪少年自然の家 佐賀県波戸岬少年自然の家

<p>監 査 の 結 果</p>	<p>【佐賀県北山少年自然の家関係】</p> <p>(1) 事業報告の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>所管課は、平成21年度事業から事業の履行状況を確認するため、実績報告の様式を改正しているが、具体的な記載内容についての指導が不十分で、実績の記載がないものがあり、また、所管課は、不十分な内容の実績報告書を修正指示することなく受理していた。記載内容について指導されたい。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設点検日（全て記載漏れ） ・フィールドの開発・整備（全て記載漏れ） ・研修等の実施（救命講習、パソコン研修の実施記録記載漏れ） <p>(2) 財産台帳及び備品管理簿の提示で、不十分なものがあつた。</p> <p>協定書第6条に基づき、所管課は年度当初に、財団に対し、管理物件として財産台帳の写し及び備品管理簿を提示していたが、管理物件の施設の改修や備品の処分を行ったものがあつたにもかかわらず、修正後の財産台帳や備品管理簿を、改めて財団に提示していなかった。</p> <p>財産台帳や備品台帳の整備は、管理業務の基本的事項であり、指定管理者が管理対象物件を常時把握できるよう、管理対象物件に変更が生じた場合は、変更内容を記載した管理簿等を適時財団に対し、提示されたい。</p> <p>(3) 備品の管理について、検討を要するものがあつた。</p> <p>使用が見込めない備品については、他施設での活用等を含め、今後の取り扱いについて検討されたい。</p> <p>(例) 電子オルガン（昭和62年4月1日取得）</p> <p>【佐賀県黒髪少年自然の家関係】</p> <p>(1) 実績報告の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>平成21年度事業から、事業の履行状況を確認するため、実績報告の様式を改正しているが、具体的な記載内容についての指導が不十分で、実績の記載がないものがあるなど、不十分な実績報告書を受理していた。記載内容について指導されたい。</p> <p>(例) 貯水槽清掃業務の点検日</p> <p>(2) 備品の管理について、検討を要するものがあつた。</p> <p>使用が見込めない備品については、処分を含め、今後の取り扱いについて検討されたい。</p> <p>(例) 吊り縄（昭和54年3月31日取得） 滑降ロープ（昭和54年3月31日取得）</p>
<p>監 査 意 見</p>	<p>○指定期間の見直しについて 施設の利用促進や県民サービスの向上を図る上で、魅力的なプログラムの</p>

	開発など事業の改善は極めて重要である。事業改善を行うためには、それらを担う経験豊富な職員は欠かせないが、指定期間が3年と短く、また、再指定を受ける保証がないため、優秀な職員の長期雇用が困難な状況にある。職員の資質向上や意欲の醸成を図り、県民サービスの向上を図る上で、現在の指定期間が十分なものが再度検討をされたい。
--	---

所 管 課	体育保健課		
団 体 名	財団法人佐賀県体育協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	100,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	(財) 佐賀県体育協会運営事業費補助
		補 助 事 業 費	74,162,257円
		補助金交付額	74,162,257円
		補 助 事 業 名	各種競技大会派遣事業費補助 (国民体育大会第29回九州ブロック大会派遣事業費補助)
		補 助 事 業 費	14,596,622円
		補助金交付額	7,306,000円
		補 助 事 業 名	各種競技大会派遣事業費補助 (第64回国民体育大会派遣事業費補助)
		補 助 事 業 費	41,726,269円
	補助金交付額	29,918,000円	
公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館	
監 査 の 結 果	<p>(1) 教育長への報告を要するもので、行われていないものがあつた。 佐賀県体育協会個人情報保護に関する規程第34条及び佐賀県体育協会情報公開に関する規程第19条に基づく教育長への運用状況報告をさせていなかった。</p> <p>(2) 加盟競技団体育成補助金交付要綱及び選手強化費補助金交付要綱について、見直しを要するものがあつた。 (財) 佐賀県体育協会運営事業費補助金交付要綱第4条で規定する補助金交付の条件として、(財) 佐賀県体育協会が加盟各種団体等への助成事業を行う場合には、(財) 佐賀県体育協会は、県が付した交付の条件と同様の条件を付すべきことが、明記されていなかった。明記するよう指導されたい。</p> <p>(3) 補助金の実績報告書の提出時期について、適正でないものがあつた。 (財) 佐賀県体育協会運営事業費補助金交付要綱 (県補助金) 第5条第2項で全額概算払を行った場合の実績報告書の提出期限を、翌年度の4月10日としているにもかかわらず、(財) 佐賀県体育協会から平成22年4月9日付けの実績報告書が、実際は同年5月31日頃に提出され受理していた。 所管課にあつては、補助金交付要綱の規定に基づき、実績報告書の提出期限を遵守させるよう団体への指導を徹底されたい。</p>		

	<p>(4) 協定書に基づく財産台帳及び備品台帳が、提示されていなかった。 管理運営に関する協定書第6条には、管理物件は県が別に定める財産台帳及び備品台帳のとおりとされているが、県から指定管理者である財団に対し、財産台帳及び備品台帳が提示されていなかった。</p> <p>(5) 監査調書で、誤った資料を提出しているものがあつた。 監査実施に際し、所管課は、監査調書の一部として指定管理に係る管理運営業務仕様書を県監査委員事務局に提出したが、誤って、施設管理上、重要な変更である利用料金制の導入が行われる前の平成20年度の仕様書を提出し、事務監査の際の監査委員事務局からの指摘で誤りに気づき、再提出した。監査調書は、監査の際の重要な資料であることから、適切な書類を提出されたい。</p>
--	---

所 管 課	組織犯罪対策課		
団 体 名	財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	200,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター補助
		補 助 事 業 費	9,782,399円
		補助金交付額	5,616,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 県委託事業の契約種別で、検討を要するものがあつた。 不当要求防止責任者講習事務委託（県委託事業）は、委任（お願い委託）契約となっているが、長年、当財団に委託され、業務内容も熟知していることから、見積額が算定できるような仕様書の作成を行い、請負契約で締結されたい。</p> <p style="text-align: center;">委託契約額 2,111,928円</p> <p>(2) 補助金交付事務について、適正でないものがあつた。 県の補助金交付事務が遅れ、県から財団への補助申請可能額の通知が、平成21年5月19日となった。このため、県への補助金交付申請や補助金交付決定も遅れていた。当補助事業は県単独補助事業で、補助対象はほとんどが人件費であり、必要な時期に補助金が交付できるよう、補助限度額の通知は、年度当初に速やかに実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">補助限度額通知日 平成21年5月19日 交付申請日 平成21年5月20日 交付決定日 平成21年6月 9日</p>		

2 補助金等交付団体関係

所 管 課	政策監グループ		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	さがんアスリートジュニアサポート事業補助
		補助団体数	佐賀陸上競技協会ほか3団体
		補助事業費	18,974,297円
		補助金交付額	18,967,000円
監査実施団体数	4団体		
監査の結果	<p>(1) 現場の実態の調査・把握が不十分で、事業手段の検討・検証が不足していた。</p> <p>「さがんアスリートジュニアサポート事業補助事業」（平成20～22年度の3か年事業）については、佐賀県の存在感を高めるとともに、県民の盛り上がりを創出することを目的に、高校生スポーツ活動を支援することとし、マスコミへの露出度の高い特定の競技（駅伝、バレーボール、ラグビー、サッカー）について強化を行い、平成22年度までに、高校スポーツの全国大会で表彰台に1回立つことを成果目標とされていたが、目標は達成できていない。</p> <p>平成19年度の県の新規事業評価では、「これまでの取組の反省等を踏まえた事業手段で、常勝チームを構築するためのプログラムも含まれており、成果は見込まれる」と評価されていたが、目標実現には、効果的で高度な対応が求められる中、事業実施についても、団体の組織的な支援体制がなされておらず、県が指定した公立高等学校の現場責任者任せになっていた。また、いずれの競技団体も、経理処理には携わっておらず、実質指導教師任せになっており、経理処理が不適切な事例も多くあった。県は、経理指導についても、きめ細かな指導をしておらず、加えて実績報告書のチェックも杜撰であった。</p> <p>当事業は、非常に高い目標を目指す事業であるにもかかわらず、現場の実態の調査や状況把握が十分になされておらず、当初の新規事業評価時の事業手段の検討や事業実施後の効果の検証が、杜撰であった。</p> <p>(事業実施が現場責任者任せの例や経理方法の指導が不十分な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の決算書が、適正な決算とはなっていなかった。 (佐賀陸上競技協会) ・ 委託契約に当たって、団体内部の決裁がなかった。 (佐賀陸上競技協会) ・ 補助金変更承認時期で、大幅に遅延していた。 (佐賀県バレーボール協会) ・ 補助対象経費で、知事の承認を受けないままに、事業が執行されていた。 (佐賀県バレーボール協会) ・ 総会や理事会への補助金の報告が、事後となっていた。 (佐賀県ラグビーフットボール協会) ・ 領収書の記載内容が、誤っていながら、そのまま保存していた。 (佐賀県ラグビーフットボール協会) ・ 補助事業について、関係団体と県の調整不足など不十分な処理があった。 ((社) 佐賀県サッカー協会等) <p>(2) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。 佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等</p>		

交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。

【佐賀陸上競技協会関係】

(1) 補助対象経費の確認で、不十分なものがあつた。

補助対象経費のうち指導者の交通費については、指導業務の従事時間に応じ、全日当又は半日当が支給されているが、所管課は、指導業務の従事時間を確認していなかった。実績報告書の審査を徹底されたい。

(2) 補助金交付事務について、適正でないものがあつた。

① 当補助事業は、補助金交付要綱第9条で補助金交付については、概算払を可能とする旨規定しており、平成21年7月28日及び同年12月8日に、事業実施に必要な補助金を概算払で交付していたにもかかわらず、第3回目の補助金交付において、平成22年4月11日に提出された実績報告書を同年3月31日付で提出されたものとして、同日付けで補助金の額の確定を行い、同年5月21日に完了払で補助金の交付を行っていた。

	交付年月日	交 付 額
第1回目補助金交付（概算払）	平成21年7月28日	7,000,000円
第2回目補助金交付（概算払）	平成21年12月8日	5,309,500円
第3回目補助金交付（完了払）	平成22年5月21日	1,227,500円

※さがんアスリートジュニアサポート事業補助金交付要綱

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、毎年度3月31日又は事業完了後1ヶ月以内のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。ただし、補助金が全額概算払で支払われた場合は、翌年度4月10日までとする。

第9条 この交付金は、知事が必要と認めた場合は、概算払で交付することができるものとする。

② 平成22年3月31日付けで行った補助金変更交付決定通知において、補助事業に要する経費については、変更承認申請書に正当な額が記載されていたにもかかわらず、誤った額で通知していた。

(正)

補助事業に要する経費 13,539,912円
 (うち今回減少額 460,088円)
 ※自主財源2,912円含んだ額

(誤)

補助事業に要する経費 13,537,000円
 (うち今回減少額 463,000円)

- (3) 交付先の事務処理体制を勘案した上で、補助金を交付されたい。
団体の財務処理が、杜撰になっていた。補助金の交付に当たっては、交付先の事務処理体制も勘案した上で、行われたい。

【佐賀県バレーボール協会関係】

- (1) 補助事業成果の継承に当たって、改善を要するものがあつた。
専門的知識を持つトレーナーに指導を受けたとされているが、何を学ばれているか、どのような指導を受けているか一切の記録がなかった。指導の成果が継承できるよう報告様式を定められたい。

- (2) 補助金の交付事務について、適正でないものがあつた。
平成22年4月に入ってから提出された実績報告書を、同年3月31日に、協会から県へ提出されたように書き直す等不適正な事務処理がなされていた。

- (3) 補助事業の進行管理について、適正でないものがあつた。
補助金交付要綱で、「知事は、必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることができる。」と規定しているが、補助事業等の遂行の状況についての確認が十分でなく、当初に計画していた指導者育成費（指導者派遣研修）及び選手強化費（指導者招聘）の600,000円の事業が、実施されていなかった。
事業計画に変更が生じた時点（7月）で、補助事業者から補助事業等の報告を求め、事業内容等の変更指示を行うべきであった。

【佐賀県ラグビーフットボール協会関係】

- (1) 補助事業について、関係団体との調整不足など不十分な処理があつた。
県ラグビーフットボール協会会長の話では、「一番最初話があつたのは、高校に話がいきっており、ラグビー協会に話はきていなくて、協会は関係ないという感覚であつた。したがって、初年度は、計画にも、決算書にも上げていなかった。2年度目に監査の指摘を受けられ、県からラグビー協会に受け皿になってくれとのことだった。前年度総会で予算にも載せていない、それをどうするかということで、総会前の役員会で、事業計画になかった事業を受けざるを得なくなったと理事の方に承認をお願いし、決算書の中に、アスリート事業の県補助金ということで、入れさせていただいた。」とのことであつた。
県ラグビーフットボール協会の中で、高校のラグビーがどう位置付けられ、どんな支援が得られるのかを適切に把握した上で、事業実施すべきであつた。

- (2) 領収書記載の出張日について、誤っているものがあつた。
指導者派遣研修で、1名が平成21年8月11日～17日に早稲田大学菅平グラウンド（長野県上田市）に出張しているが、領収書記載の出張日の日付は同年8月7日～11日となっており誤っていた。実際に出張した日を書類上、明らかにすべきであつた。

	<p>【社団法人佐賀県サッカー協会関係】</p> <p>(1) 補助事業について、関係団体との調整不足など不十分な処理があった。</p> <p>当補助事業は、平成20年度から開始されているが、平成19年度末頃に、県サッカー協会事務局に当補助事業の説明があっており、その後、県サッカー協会関係者で協議が行われたが、当補助金の対象先や利用方法等について結論が出ず、平成20年度の当補助金は、県サッカー協会としては辞退された。</p> <p>平成21年度は、県サッカー協会で検討し、対象校2校が決定され、当補助金は、平成21年3月の総会で、県サッカー協会として事業申請することが提案、承認され、決算も、平成22年6月の総会で議案として報告されている。なお、県サッカー協会は、公益法人で、補助金は不特定多数のチームへの配分を基本とすることや、(財)日本サッカー協会との関係等があり、当補助金は、通常の一般会計とは別の特別の事業として審議され了承されている。</p> <p>県サッカー協会に、会計上無理を強いているところもあり、県サッカー協会の中で、高校サッカーがどう位置付けられ、どんな支援が得られるのかを、適切に把握した上で、支援方法等も含め検討し、事業実施すべきであった。</p>
--	---

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助団体数	学校法人佐賀龍谷学園ほか73団体
		補助事業費	未確定
		補助金交付額	1,424,205,000円
監査実施団体数	3団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 他の委託事業との重複確認を怠り、補助金を過大に交付しているものがあった。</p> <p>学校法人鍋島学園に対する佐賀県私立幼稚園運営費補助事業の変更承認申請書において、対象にできない県の幼稚園等支援要員配置事業業務委託事業の採用職員1名を含んで申請されたものを、そのまま交付決定し、補助金額が過大となり、返還を要することとなっていた。両事業は、いずれも所管課が管理する事業であり、重複の確認を行うべきであったが、行っていなかった。</p> <p>(2) 団体に提出させて処理すべき補助金変更承認申請書を県が改ざんしていた。</p> <p>平成21年度の佐賀県私立幼稚園運営費補助事業について、平成22年2月に、園児数割や経費割などの補助単価を変更したため、73団体から平成22年2月下旬に、補助金変更承認申請書の提出を受けた。その後、平成22年3月に、再度補助単価を変更したため、2回目の補助金変更承認申請書を提出させる必要があったが、職員の1名減等もあり、団体への指導に手が回らず、平成22年2月下旬に提出された1回目の補助金変更承認申請書を、県が勝手に、補助単価、補助金額及び日付を改ざんして、補助金を交付していた。</p> <p>(3) 補助金の変更承認申請時の誤りで、補助金が過少に交付決定されているものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で補助金額の算定は、均等割、園児数割、経費割、調整割と</p>		

なっている。そして、経費割については、「本務教員の当該年度における勤務期間により按分（幼稚園教諭免許を保有し、常勤雇用であり私学共済等に加入している者。ただし、園長は除く。）」となっているが、当初申請時点の本務教員（17人）の中から年度途中で園長に昇格したことから、変更承認申請時点で本務教員数の算定を誤り補助金交付申請額が過少となっていた。

補助事業者に不利益とならないよう補助金交付事務の審査を徹底されたい。

【経費割分】

正当な補助金交付申請額（A） 16,632,000円

実際の補助金交付申請額（B） 15,624,000円

過少交付となった補助金額（A-B） 1,008,000円

(4) 実績報告書の記載内容で、不十分なものがあつた。

「事業概要およびその成果」の欄には、「人格の育成と能力の開発に努めてまいりました」「日々の保育に努めました」とのみ記載されていた。

所管課においては、実績報告の審査を徹底されたい。

(5) 補助金の額の確定が、なされていなかった。

平成21年度補助金の額の確定が、監査日現在行われていなかった。

実績報告書提出日 平成22年4月30日付け

額の確定年月日 未了（平成22年10月8日現在）

(6) 補助金の変更承認事務で、遅延しているものがあつた。

団体は、変更承認申請書を平成22年2月26日付けで提出していたが、所管課が同年3月15日付けと書き直していた。

変更交付決定通知は、平成22年3月15日付けとされているが、団体の收受日は同年4月14日であった。

(7) 実績報告書で、期限を過ぎて提出されていたものがあつた。

補助金交付要綱に定める提出期限を過ぎているにもかかわらず、期限内の日付となっている実績報告書を期限後に受理していた。

・提出期限 平成22年4月30日

・実績報告書の日付 平成22年4月30日

・実際の提出日 平成22年5月11日以降

（団体内部の提出伺は、同年5月11日付け）

(8) 交付決定に当たって、不要な条件が付されていた。

補助金の交付団体が、学校法人であるにもかかわらず、補助金交付決定に当たって、学校法人化措置状況報告書の提出を求めるような条件を付していた。

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助
		補助団体数	学校法人光薫学園ほか34団体
		補助事業費	121,491,244円
		補助金交付額	65,272,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。 佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> <p>(2) 補助金交付要綱の内容について、適正でないものがあった。 補助金交付申請時には、補助対象人件費の確認のため「障害児担当教職員に関する調書」を添付させているが、事業実績報告書には添付するよう規定してなかった。同調書に記載された給料年額は、補助対象経費の根拠を示したものであり、実績報告書の審査を行う上で不可欠であることから、提出させ、厳格な審査を実施されたい。</p> <p>(3) 補助金申請書の審査で、不十分なものがあった。 平成21年度佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金交付申請書で、未記載や記載誤りがあった。所管課においては、審査を徹底されたい。 (内容) ・障害児の年齢及び生年月日について、記載誤りがあった。 ・障害区分の判定資料区分について、記載誤りがあり、また、判定の基礎となった資料名が未記載であった。 ・収支予算書について、園児納付金の額並びに補助対象人件費の額、積算基礎及び教育管理費の額に、誤りがあった。</p> <p>(4) 実績報告書の記載の審査で、不十分なものがあった。 平成21年度佐賀県私立幼稚園特別支援教育事業実績報告書添付の収支決算書が実績額ではなく、補助金申請書添付の収支予算書と同じ内容で記載されていたにもかかわらず、受理し、補助金の額の確定を行っていた。所管課においては、審査を徹底されたい。 <事例> (実績) 収入の部及び支出の部の計 6,206,932円 (報告) 収入の部及び支出の部の計 7,871,981円</p> <p>(5) 補助金交付事務について、適正でないものがあった。 補助事業者からは、補助金交付要綱規定の補助単価784,000円(限度額)により算定した補助金額で、交付要綱規定の提出期限(平成22年1月末日)までに交付申請されていた。所管課は、県補助金の財源である国庫補助金の減額に伴い、</p>		

	<p>平成22年3月3日に交付決定の補助単価を766,000円とすることとしたが、本来、交付申請額は、そのまま、減額となった交付決定額により通知すべきところ、申請額を交付決定額に合わせるよう依頼し、必要のない申請書の差し替えを行わせていた。</p> <p>〈事例〉</p> <p>平成22年1月29日提出の申請書に記載されていた交付申請額 6,272,000円(8名分)</p> <p>平成22年3月3日に依頼して差し替えさせた交付申請額 6,128,000円(8名分)</p> <p>※佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱</p> <p>第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="628 736 1450 999"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児の教育のために必要な人件費(役員報酬及び退職金支出を除く。)及び教育管理経費</td> <td>定額補助とし、1園あたりの障害児数が1人の幼稚園にあっては幼児1人あたり392千円、1園あたりの障害児数が2人以上の幼稚園にあっては幼児1人あたり784千円を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 補助金の額の確定が遅れ、出納整理期間後に行われているものがあつた。 実績報告書提出日 : 平成22年4月30日 補助金の額の確定日 : 平成22年6月 3日</p>	補助対象経費	補助金額	障害児の教育のために必要な人件費(役員報酬及び退職金支出を除く。)及び教育管理経費	定額補助とし、1園あたりの障害児数が1人の幼稚園にあっては幼児1人あたり392千円、1園あたりの障害児数が2人以上の幼稚園にあっては幼児1人あたり784千円を限度とする。
補助対象経費	補助金額				
障害児の教育のために必要な人件費(役員報酬及び退職金支出を除く。)及び教育管理経費	定額補助とし、1園あたりの障害児数が1人の幼稚園にあっては幼児1人あたり392千円、1園あたりの障害児数が2人以上の幼稚園にあっては幼児1人あたり784千円を限度とする。				
<p>監 査 意 見</p>	<p>○佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助事業について</p> <p>佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助事業の対象である障害児教育では、園児1人当たり、実質、教職員がほぼ1名従事する場合もあり、補助金の交付を受けたとしても、障害児教育は、幼稚園の経営上は大きな負担となっている。また、補助金の交付を受けるためには、保護者からは、判定資料として診断書の写し等の提供が不可欠であるが、中には、対外的に障害児として扱われるのを嫌い、診断書等の写しの提出を拒まれる保護者もあり、結果として、幼稚園が補助金申請できない案件もある。この制度の運用について、県は、実態等を見極め、更なる配慮を行う必要があると思われる。</p>				

<p>所 管 課</p>	<p>こども未来課</p>		
<p>財政的援助内容</p>	<p>補助金</p>	<p>補助事業名</p>	<p>佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助</p>
		<p>補助団体数</p>	<p>学校法人鍋島学園ほか71団体</p>
		<p>補助事業費</p>	<p>未確定</p>
		<p>補助金交付額</p>	<p>135,460,000円</p>
<p>監査実施団体数</p>	<p>1団体</p>		
<p>監査の結果</p>	<p>(1) 補助金の交付決定時期で、検討を要するものがあつた。</p>		

	<p>この補助事業は、財源として国庫補助金を受けていることから、国からの交付内定通知（平成22年3月）後に、県の補助金交付決定がなされているため、補助金の交付が遅れていた。</p> <p>補助事業を効果的に機能させ、補助事業者の負担軽減を図る上からも、国の通知を待たずに、県費相当額の補助金交付決定を行い、補助金の早期支払いができるよう検討されたい。</p> <p>(2) 補助金の額の確定が、なされていなかった。 平成21年度補助金の額の確定が、監査日現在行われていなかった。 額の確定は速やかに（出納整理期間末までに）行われたい。 実績報告書提出日 平成22年4月23日 額の確定年月日 未了（平成22年11月10日現在）</p> <p>(3) 補助対象経費となる教材費の基準を明確にされたい。 新栄幼稚園の砂（1.5m³）代が、全額、佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金の補助対象とされていたが、幼稚園の通常保育時にも使用されるものであるため、補助対象経費の計上基準を検討されたい。</p>
--	--

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補 助 団 体 数	学校法人佐賀龍谷学園ほか7団体
		補 助 事 業 費	5,195,678,000円
		補助金交付額	2,280,451,000円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。 佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> <p>(2) 補助金の額の確定が遅れ、出納整理期間後に行われているものがあつた。 実績報告書提出日 : 平成22年4月30日 補助金の額の確定日 : 平成22年6月28日</p>		

所 管 課	くらしの安全安心課		
財政的援助内容	負担金	負 担 事 業 名	第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会負担金
		団 体 名	第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会
		負 担 事 業 費	8,049,000円
		負担金交付額	7,971,000円
監査実施団体数	1団体		

監 査 の 結 果	<p>(1) 実行委員会規約や規程の作成で、所管課としての指導的役割が果たされていなかった。</p> <p>第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会規約は、所管課職員が事務局職員を兼務し作成していたが、総会の権能として、最も重要な予算・決算や、監事の設置について、当該規約に規定していなかった。予算の大部分が県の負担金であったとしても、資金の用途は、総会の総意で決定すべきものであり、実行委員会規約の中に規定すべきであった。</p> <p>また、予算・決算を事務局の分掌とした実行委員会事務局規程の素案作成に当たって、本部長及び副本部長の判断を仰ぐべきであった。</p>
-----------	--

所 管 課	くらしの安全安心課		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	家族だんらん県民運動みんなで食卓推進委員会負担金
		団 体 名	「家族だんらん県民運動」みんなで食卓推進委員会
		負担事業費	11,030,000円
		負担金交付額	3,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 支出科目に、検討を要するものがあった。</p> <p>当推進委員会の事業としては、所管課の説明によれば、企業・団体からの協賛金を使った12回の啓発、県負担金3,000,000円による3回の啓発があり、この両事業を互いが持ち寄り、効果をあげる新しいしくみの県民協働の手法として、負担金で交付したとしているが、こうした手法で取り組むことが、推進委員会の理事会資料等では不明確であった。また、県の3回分の啓発分は県負担金のみで実施されており、県啓発分としては、委託料の業務内容であり、負担金の支出科目でよかったかについて疑義がある。県啓発分の実施のみであるならば、支出科目は負担金以外で検討すべきであった。</p>		

所 管 課	循環型社会推進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県廃棄物処理施設整備関連唐津市湊地区地域振興特別助成
		補助団体数	相賀区自治会ほか1団体
		補助事業費	69,539,500円
		補助金交付額	69,539,500円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあった。</p> <p>「事業の成果」の欄については、補助金交付申請書に記載の「事業の目的及び効果」と同じ内容が記載されており、事業成果が記載されていなかった。</p> <p>所管課においては、実績報告書の審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	循環型社会推進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助
		補助団体数	有限会社鳥栖環境開発総合センターほか1団体
		補助事業費	59,495,000円
		補助金交付額	29,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付決定通知書の補助金の交付条件の記載について、不十分なものがあった。</p> <p>補助金交付要綱第11条の補助金の交付に関する条件に、4項目の条件が規定されているが、補助金交付決定通知には、そのうち3項目が記載されており、条件のうち、「出勤簿、賃金台帳、労働者名簿を整備していること。」という条件が、記載されていない。雇用者数は、補助金額の算定基礎となるものでもあり、交付決定通知書に、補助金の交付の条件として記載されたい。</p>		

所 管 課	地域福祉課																		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県社会福祉協議会運営事業（県単）補助																
		補助団体数	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会																
		補助事業費	41,424,071円																
		補助金交付額	33,342,612円																
監査実施団体数	1団体																		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付事務について、適正でないものがあった。</p> <p>県の補助金交付事務が遅れ、また、9月議会で予算額の補正（県派遣職員1名増）があったこともあり、県から協議会への補助基準額等の通知が、9月議会後の平成21年10月19日となった。このため、県への補助金交付申請や補助金交付決定も遅れていた。当補助事業は、県単独補助事業で、補助対象は、ほとんどが人件費であり、必要な時期に補助金が交付できるよう、内示通知に当たる補助基準額等の通知は、年度当初に、速やかに実施し、予算額の補正等がある場合は、補助金の変更手続きで対応されたい。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助基準額等通知</th> <th>交付申請日</th> <th>交付決定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>5月25日</td> <td>5月28日</td> <td>6月11日</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>9月22日</td> <td>9月30日</td> <td>10月16日</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>10月19日</td> <td>10月22日</td> <td>11月6日</td> </tr> </tbody> </table>				補助基準額等通知	交付申請日	交付決定日	平成19年度	5月25日	5月28日	6月11日	平成20年度	9月22日	9月30日	10月16日	平成21年度	10月19日	10月22日	11月6日
	補助基準額等通知	交付申請日	交付決定日																
平成19年度	5月25日	5月28日	6月11日																
平成20年度	9月22日	9月30日	10月16日																
平成21年度	10月19日	10月22日	11月6日																
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助（地域福祉増進事業費及び住宅・生活支援対策事業費）																
		補助団体数	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会																

		補助事業費	未確定									
		補助金交付額	1,040,368,000円									
監査実施団体数	1団体											
監査の結果	<p>(1) 補助金の交付事務で、適正でないものがあった。 平成21年4月から事業を開始されているにもかかわらず、補助金が、平成22年1月27日及び同年3月31日に交付されていた。 補助事業を効果的に機能させ、補助事業者の負担軽減を図る上からも、補助金の早期支払いができるよう検討されたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付の状況</th> <th>交付年月日</th> <th>交付金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>平成22年1月27日</td> <td>1,007,610,000</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>平成22年3月31日</td> <td>32,758,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補助金の返還通知が、なされていなかった。 平成22年4月30日付けで実績報告書が提出され、411,153円の返還が必要であるにもかかわらず、補助金の額の確定が未済で、返還事務がなされていなかった。</p> <p>(3) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。 佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> <p>(4) 実績報告書が、期限を過ぎて提出されていた。 補助金交付要綱に定める提出期限を過ぎているにもかかわらず、期限内の日付となっている実績報告書を、期限後に受理していた。 ・提出期限 平成22年4月30日 ・実績報告書の日付 平成22年4月30日 ・実際の提出日 平成22年6月8日</p> <p>(5) 補助金交付事務の標準処理期間短縮について、検討されたい。 補助金交付要綱には、補助金の交付申請が到達してから交付決定をするまでに、通常要すべき標準的な期間は90日とされているが、要綱上求められている書類から判断して90日も要するとは考えられない。また、補助金の中には、多額の人件費も含まれており、標準処理期間の短縮について検討されたい。</p> <p>(6) 緊急小口資金の貸付が、実施されていなかった。 生活福祉資金貸付事業の貸付原資を補助金として交付していながら、その事業メニューの一つである「緊急小口資金」の貸付が、実施されていなかった。</p> <p>(7) 貸付実績が、あがっていなかった。 生活福祉資金貸付のために補助金が交付されているが、貸付の実績があがっ</p>			交付の状況	交付年月日	交付金額(円)	1回目	平成22年1月27日	1,007,610,000	2回目	平成22年3月31日	32,758,000
交付の状況	交付年月日	交付金額(円)										
1回目	平成22年1月27日	1,007,610,000										
2回目	平成22年3月31日	32,758,000										

	ていないので、補助事業の目的が達成されるよう団体を指導されたい。		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県福祉施設経営指導事業費補助
		補助団体数	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
		補助事業費	5,589,268円
		補助金交付額	3,400,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付事務について、適正でないものがあった。</p> <p>県の補助金交付事務が遅れ、県から協議会への補助限度額の通知が平成21年6月30日となっていた。このため、県への補助金交付申請や補助金交付決定も遅れていた。当補助事業は、県単独補助事業で、補助対象は、ほとんどが人件費であり、必要な時期に補助金が交付できるよう、内示通知に当たる補助限度額の通知は、年度当初に速やかに実施されたい。</p> <p>補助限度額通知日 平成21年6月30日 交付申請日 平成21年7月21日 交付決定日 平成21年8月5日</p> <p>(2) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p>		

所 管 課	母子保健福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県児童養護施設整備費補助
		補助団体数	社会福祉法人済昭園
		補助事業費	279,090,000円
		補助金交付額	151,774,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 児童養護施設整備費補助金で、交付要綱どおりに事業が実施されていないものがあった。</p> <p>補助金交付額の算定は、「対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額と、補助基準額により算出された額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。」となっているが、実態は、比較して少ない方の額に2分の1を県単独で加算して得た額の範囲内で予算化され、交付されていた。</p> <p>補助金交付要綱どおりの事業実施（予算化）をするか、実情に応じた要綱に見直されたい。</p>		

所 管 課	母子保健福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助
		補助団体数	社会福祉法人聖母の騎士会ほか7団体
		補助事業費	18,315,700円
		補助金交付額	18,076,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業に係る指導不足で、補助金申請をなされていないものがあつた。</p> <p>この補助事業の財源の大半は、経済対策として造成された安心こども基金であり、基金の趣旨から、補助要件に合致するものについては、最大限、補助制度を活用すべきであつたが、所管課の補助事業者に対する指導が十分でなかつたため、冷凍庫及び製氷機の整備において、本来補助対象経費となる電気・配管工事費（281,768円）について、補助金申請がなされていながつた。所管課は、補助金申請が適切に行われ、安心こども基金が有効に活用されるよう、指導を徹底されたい。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助団体数	社会福祉法人麗風会ほか22団体
		補助事業費	804,961,976円
		補助金交付額	525,270,000円
監査実施団体数	3団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金申請書等の審査や団体への指導を徹底すべきものがあつた。</p> <p>佐賀県軽費老人ホーム事務費補助制度では、補助金の交付を受ける施設は、年1回、利用料の見直しのために、施設利用者の収入階層認定を行うこととなっているが、証拠書類の確認が不十分で、認定を誤り、補助金を過大に申請しているものがあつた。また、補助金申請書及び実績報告書について、「佐賀県軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する要領」の規定に沿って記載されていないものもあつた。</p> <p>所管課においては、補助金申請書等の審査や団体への指導を、徹底されたい。</p> <p>ア 利用者の収入認定を誤り、利用者からの事務費徴収額（サービス提供料）を過少に算定し、結果、補助金を過大に受領していた。</p> <p>平成21年度補助金返還額：443,000円</p> <p>イ 補助金申請書及び実績報告書の記載内容に誤りがあつた。</p> <p>事例： 1施設当たり平均勤続年数の記載誤り</p> <p>(2) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかつた。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果を記載するよう規定され</p>		

	<p>ていなかった。</p> <p>(3) 補助対象経費でないもので、事務費対象経費として算入されているものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費でないものが事務費対象経費に算入されていた。所管課は指導を徹底されたい。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度の佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金の返納金 301,000円 ・親睦会賛助金 5,200円
--	---

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助
		補助団体数	社会福祉法人松風会ほか1団体
		補助事業費	542,314,500円
		補助金交付額	448,672,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>設置者の総事業費や工事事務費の支出済事業費の記載が、誤っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置者の総事業費の記載誤り (正) 408,457,500円 (誤) 342,457,500円 (解体費除く) ・工事事務費の記載誤り (正) 25,200,000円 (誤) 25,600,000円 		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業(既存施設のスプリンクラー整備支援特別対策事業)補助
		補助団体数	社会福祉法人麗風会ほか9団体
		補助事業費	315,045,700円
		補助金交付額	249,600,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業者への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>平成21年度9月議会で予算計上され、所管課の補助金内示が、平成21年11月18日付け、補助金交付決定が、平成21年12月17日付け、また、指令前着手承認が平成21年12月10日付けであり、施工期間が限られている中、設計監理費については、平成21年12月8日付けの補助金申請書及び平成22年2月18日付けの補助金変更申請書では、補助対象経費となっていたが、県の完了検査時に、指令前着手承認前の着手等として補助対象外と指摘</p>		

	<p>され、平成22年3月25日の補助金変更申請では補助対象外経費とされていた。補助対象者に、当初申請時から、指令前着手承認や補助対象の考え方、指令前着手申請日等について、十分に指導すべきであった。</p> <p>(2) 補助事業者への指導が不十分で、補助事業者に不利益を与えているものがあった。</p> <p>補助金の内示事務（平成21年11月18日）が遅れ、補助金交付申請及び交付決定が遅れたことから、年度内の事業完了に向けて補助事業者は、事業の指令前着手承認申請書を知事に提出した。（申請日空欄）</p> <p>県は、事業着手日を確認しないまま、工事の入札日を事業開始承認日としたことから、補助事業の対象経費である事業執行に伴う工事事務費（設計・施工監理費）が、補助対象外とされていた。</p> <p>県は、指令前着手承認申請書が提出された時点で、事業着手日を確認の上指令前着手承認日を決定すべきであった。</p> <p>また、補助事業者は、指令前着手承認申請書を提出したことから、工事事務費も、補助対象と理解していたが、県の完了検査（平成22年3月29日）時に、事業開始日（承認）前の設計委託料については、補助対象外として変更申請するよう県の指示を受け、処理されていた。さらに、補助事業者の設計・監理委託契約書が業務に応じた設計業務、監理業務ごとの請負額となっていなかったことから、監理委託料に相当する部分まで補助対象外として処理されていた。</p>
--	---

所 管 課	障害福祉課																
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県障害者就労訓練設備等整備事業補助 (グループホーム等改修事業)														
		補 助 団 体 数	特定非営利活動法人福祉コミュニティエル ほか4団体														
		補 助 事 業 費	17,500,970円														
		補助金交付額	12,248,000円														
監査実施団体数	1団体																
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が、提出されていなかった。</p> <p>(2) 補助金の交付事務が、遅延していた。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国の県に対する国庫補助内示</td> <td style="text-align: right;">平成21年 7月22日</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工事着手</td> <td style="text-align: right;">平成21年 8月23日</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工事完成</td> <td style="text-align: right;">平成21年11月30日</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事業開始</td> <td style="text-align: right;">平成21年12月 1日</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">県から団体への交付申請書提出期限の通知</td> <td style="text-align: right;">平成21年12月15日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(提出期限：平成22年3月15日)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">団体から県への交付申請書の提出</td> <td style="text-align: right;">平成22年 2月 1日</td> </tr> </table>			国の県に対する国庫補助内示	平成21年 7月22日	工事着手	平成21年 8月23日	工事完成	平成21年11月30日	事業開始	平成21年12月 1日	県から団体への交付申請書提出期限の通知	平成21年12月15日		(提出期限：平成22年3月15日)	団体から県への交付申請書の提出	平成22年 2月 1日
国の県に対する国庫補助内示	平成21年 7月22日																
工事着手	平成21年 8月23日																
工事完成	平成21年11月30日																
事業開始	平成21年12月 1日																
県から団体への交付申請書提出期限の通知	平成21年12月15日																
	(提出期限：平成22年3月15日)																
団体から県への交付申請書の提出	平成22年 2月 1日																

	<p>県から団体への交付決定の通知 平成22年 3月25日</p> <p>県から団体への補助金額の確定の通知 平成22年 3月31日</p> <p>(3) 補助金の審査事務について、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付申請書や実績報告書で、記載の不備、記載誤り及び添付書類の不足があるにもかかわらず、修正指示を行うことなく受理し、補助金交付決定や補助金の額の確定を行っていた。</p> <p>(補助金交付申請書の記載の不備の例)</p> <p>補助金交付要綱で規定の敷地の所有関係が記載されていなかった。</p> <p>(実績報告書の記載の不備の例)</p> <p>補助金交付要綱で規定の事業効果及び敷地の所有関係が記載されていなかった。</p> <p>(実績報告書記載内容の誤りの例)</p> <p>補助金交付要綱で規定の精算書に記載誤りがあった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実績報告額 (誤)</th> <th>正 当 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象経費の実支出額</td> <td>7,300,000円</td> <td>7,168,569円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(添付書類の漏れの例)</p> <p>① 補助金交付申請の際の事業計画書に、工事費費目別内訳書が添付されていなかった。</p> <p>② 実績報告書に、抵当権の設定を証明する書類（登記簿の写し等）が添付されていなかった。</p>	区分	実績報告額 (誤)	正 当 額	対象経費の実支出額	7,300,000円	7,168,569円
区分	実績報告額 (誤)	正 当 額					
対象経費の実支出額	7,300,000円	7,168,569円					

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県脱石油・省資源型設備導入費補助
		補助団体数	社会福祉法人たちばな会ほか1団体
		補助事業費	28,896,000円
		補助金交付額	10,000,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	(1) 補助金交付要綱に、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除規定が、設けられていなかった。		

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成
		補助団体数	社会福祉法人たちばな会ほか60団体
		補助事業費	84,556,066円
		補助金交付額	76,567,614円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	(1) 助成金の交付決定が、遅延していた。		

	<p>平成21年10月に、助成金交付申請書が提出されたものに対し、事務処理が遅れ、平成22年3月に、助成金の交付決定を行っていた。</p> <p>また、佐賀県補助金等交付規則第4条第3項で、「知事は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。」と規定されているが、標準的な期間について、助成金交付要綱に規定されていなかった。</p> <p>(2) 助成金交付要綱の内容について、適正でないものがあった。</p> <p>助成金交付要綱第8条規定の助成金交付申請の様式で、助成金の額は、報酬等の総額にサービス毎に定められた交付率を乗じて得た額（基準額）と対象経費（賃金改善額）のいずれか低い額とするよう規定しているが、同交付要綱第7条では、交付額は、報酬等の総額に交付率を乗じて得た額とだけ規定していた。本来の取扱いどおりに、助成金交付要綱第7条の規定を改正されたい。</p> <p>(3) 実績報告書の提出時期で、遅れているものがあった。</p> <p>所管課は、助成金交付要綱で、実績報告書の提出期限を定め、助成金の交付団体に遵守を求めているにもかかわらず、助成金の交付決定が遅れていたこともあり、期限内の日付となっている報告書を、期限後に受理していた。</p> <p>所管課にあつては、助成金交付要綱の規定に基づき、実績報告書の提出期限を遵守するように団体への指導を徹底されたい。</p> <p>(事例)</p> <table border="0"> <tr> <td>助成金交付申請日</td> <td>平成21年10月22日</td> </tr> <tr> <td>助成金交付決定日</td> <td>平成22年 3月 5日</td> </tr> <tr> <td>実績報告書の提出期限</td> <td>平成22年 3月31日</td> </tr> <tr> <td>実績報告書の文書の日付</td> <td>平成22年 3月31日</td> </tr> <tr> <td>実績報告書の実際の提出日</td> <td>平成22年 4月28日</td> </tr> </table> <p>(4) 実績報告書の審査で、不十分なものがあった。</p> <p>助成金交付要綱第5条で、助成金の交付対象職種が限定されているが、助成金の対象の賃金改善を実施した施設職員が対象職種に該当しているか確認されていなかった。</p>	助成金交付申請日	平成21年10月22日	助成金交付決定日	平成22年 3月 5日	実績報告書の提出期限	平成22年 3月31日	実績報告書の文書の日付	平成22年 3月31日	実績報告書の実際の提出日	平成22年 4月28日
助成金交付申請日	平成21年10月22日										
助成金交付決定日	平成22年 3月 5日										
実績報告書の提出期限	平成22年 3月31日										
実績報告書の文書の日付	平成22年 3月31日										
実績報告書の実際の提出日	平成22年 4月28日										
<p>監 査 意 見</p>	<p>○事業の課題について</p> <p>当事業は、指定障害福祉サービスの事業等を実施する福祉・介護職員の処遇改善を図るため、事業主が行う該当職員の賃金改善に対する助成事業であるが、</p> <p>① 障害者自立支援対策臨時特例基金を財源とした事業であり、事業実施期間が、平成21年度から3年間と限定され、一時的な措置となる可能性があること。</p> <p>② 対象職員が限定されており、施設の中には、事務員等補助対象にならない職員もあり、不公平が生じることから、施設全体で平等に処遇改善を図ろうとすると、事業主の新たな負担が生じること。</p>										

	<p>③ 助成金額は、事業の種別や事業規模等によって変わるものの、職員1人当たりの貸金改善額は、それほど大きくない（監査実施2団体の平均7万円程度）中、事務処理が多いこと。</p> <p>以上のことから、小規模事業所では、活用が十分にはなされていない。</p> <p>基金の有効活用を図る上で、事業期間などの見直しについて、国と協議されたい。</p>
--	---

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県精神障害者社会復帰施設運営事業費補助
		補助団体数	社会福祉法人友悠会ほか2団体
		補助事業費	108,821,579円
		補助金交付額	97,298,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付事務が、遅延していた。</p> <p>平成21年8月10日に交付申請書が提出されているにもかかわらず、交付決定が平成22年1月13日になされていた。</p> <p>(2) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が、提出されていなかった。</p> <p>(3) 実績報告書が、期限を過ぎて提出されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出期限 平成22年4月30日 ・実績報告書の日付 平成22年4月30日 ・実際の提出日 平成22年5月26日 <p>(4) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p>		

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備事業費補助
		補助団体数	社会福祉法人天童会
		補助事業費	34,895,805円
		補助金交付額	26,171,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱の規定に、不備があった。</p> <p>① 条項等で、整合性がとれていない箇所があった。</p>		

	補助金交付要綱記載内容	正当な記載
	(交付の対象経費及び補助率) 第2条第2項第3号 事業ごとに、 <u>ア</u> により選定された額と <u>イ</u> により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に <u>別添の2</u> に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。	(交付の対象経費及び補助率) 第2条第2項第3号 事業ごとに、 <u>(1)</u> により選定された額と <u>(2)</u> により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に <u>別記</u> に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。
	(補助金の交付の条件) 第4条第1項第8号 <u>第11条</u> 第2項に規定する期間内に知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。	(補助金の交付の条件) 第4条第1項第8号 <u>第8条</u> 第2項に規定する期間内に知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
	<p>② 補助金交付要綱第4条で、「帳簿、証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。」と規定していながら、附則で「この要綱は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。」と規定されていた。</p> <p>(2) 補助金の審査事務で、不十分なものがあつた。 補助金の交付申請、変更承認申請及び実績報告書に記載の延べ面積に、誤りがあつた。確認(審査)を徹底されたい。</p> <p>(3) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が、提出されていなかった。</p>	

所 管 課	地域医療体制整備室		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ICT医療連携推進設備整備費補助
		補助団体数	佐賀大学医学部附属病院ほか1団体
		補助事業費	21,114,352円
		補助金交付額	19,877,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業が、遅延していた。 補助金交付決定が、平成22年3月23日になされ、システムの導入が同年3月末となっていた。補助金の効果が、早期に発現できるよう事務を改善されたい。</p> <p>(2) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が、提出されていなかった。</p> <p>(3) 補助金交付要綱の内容で、不備なものがあった。</p>		

	<p>補助金変更承認申請書（様式第2号）には、「経費の配分を変更」する場合について記載されているが、補助金交付要綱本文には、「経費の配分を変更」する場合に承認申請が必要だとは記載されていなかった。</p> <p>(4) 補助金の額の確定通知が、遅延していた。 確定の日付が、平成22年3月31日付とされていたが、当該文書を施行したのは平成22年5月21日であった。</p>
--	---

所 管 課	企業立地課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県物流施設立地促進補助
		補助団体数	株式会社日立物流
		補助事業費	333,807,147円
		補助金交付額	30,675,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。 佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> <p>(2) 雇用促進奨励金の対象者の住所確認で、不十分なものがあつた。 雇用促進奨励金の対象者は、採用時及び補助金申請時に、佐賀県在住の常用労働者が要件であり、常用労働者の判断は、補助金取扱要領において、雇用保険一般保険者であることをもって行うとされている。このため、採用時は、社会保険事務所の資格取得等確認通知書等で、申請時は、社会保険事務所の事業所別被保険者台帳等で確認されていたが、事業所別被保険者台帳については、住所の記載がないため、申請者から別に雇用者名簿や住所変更届等の写の提出を受け、住所の確認が行われていた。住所の確認は、申請者作成資料のみではなく、公的機関書類の写しなど、第三者との関係書類で確認すべきである。</p>		

所 管 課	企業立地課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県工場等立地促進補助
		補助団体数	美光九州株式会社ほか6団体
		補助事業費	18,056,149,897円
		補助金交付額	2,246,168,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。 佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載す</p>		

	<p>るよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果を記載するよう規定されていなかった。</p> <p>(2) 雇用促進奨励金の対象者の住所確認で、不十分なものがあった。</p> <p>雇用促進奨励金の対象者は、採用時及び補助金申請時に、佐賀県在住の常用労働者が要件であり、常用労働者の判断は、補助金取扱要領において、雇用保険一般保険者であることをもって行うとされている。このため、採用時は、社会保険事務所の資格取得等確認通知書等で、申請時は、社会保険事務所の事業所別被保険者台帳等で確認されていたが、事業所別被保険者台帳については、住所の記載がないため、申請者から別に雇用保険加入者リストや通勤方法届変更書類等の写の提出を受け、住所の確認が行われていた。住所の確認は、申請者作成資料のみではなく、公的機関書類の写しなど、第三者との関係書類で確認すべきである。</p>
--	--

所 管 課	雇用労働課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県認定職業訓練運営費補助
		補助団体数	職業訓練法人唐津高等職業訓練運営会 ほか11団体
		補助事業費	53,597,697円
		補助金交付額	27,136,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改善を要するものがあった。</p> <p>① 補助金交付申請書、実施状況報告書及び実績報告書を2部提出するよう求めているが、1部で対応できるのであれば実態に即して改善されたい。</p> <p>② 標準処理期間を定めるよう検討されたい。</p> <p>③ 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果を記載するよう規定されていなかった。</p> <p>(2) 補助金の審査で、不十分なものがあった。</p> <p>補助金変更承認申請書の変更理由が「経費の増のため」とのみ記載されていた。</p>		

所 管 課	商工課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助団体数	佐賀県商工会連合会ほか28団体

		補助事業費	1, 516, 560, 082円				
		補助金交付額	1, 006, 667, 844円				
監査実施団体数	1団体						
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 実績報告書に記載誤りがあり、審査段階で把握可能であつたにもかかわらず、所管課は、修正指示を行うことなく受理していた。 また、商工会指導員の人件費は、補助対象経費となっているが、同指導員の活動実績の確認をなされていなかった。所管課は、審査を徹底されたい。</p> <p>実績報告書記載誤りの事例： 指導旅費及び指導事務費の決算額</p> <p>(2) 補助金申請書の内容で、検討を要するものがあつた。 補助金申請書の審査において、補助金交付要綱では、職員の資格取得状況の報告を求めているため、現行の補助金申請書では、補助対象職員の要件確認ができていなかった。要件審査に必要な書類の提出について検討されたい。</p> <p>事例：記帳専任職員の要件の確認</p> <p>(3) 補助金交付要綱の規定について、見直しを要するものがあつた。 補助対象職員の勤勉手当については、補助金交付要綱第3条別表規定の補助対象経費の一つである期末手当の一部として取り扱われていたが、交付要綱の補助対象経費の規定と事業主体の給与規程が一致しておらず、事務処理に誤りを招くおそれがあることから、事業主体の給与規程に合わせて、補助対象経費の規定を見直されたい。</p> <p>(4) 補助金交付要綱に即した事務処理について、なされていないものがあつた。 補助対象経費の福利環境整備費等について、知事の承認を得ないで、事業費の変更が行われていた。所管課にあつては、補助金交付要綱の規定に基づき、変更承認申請の規定を遵守させるよう団体への指導を徹底されたい。</p> <p>知事の承認が必要であつた経費の変更の事例 福利環境整備費の補助事業に要する経費</p> <table border="0"> <tr> <td>補助金申請額</td> <td>64, 121, 687円</td> </tr> <tr> <td>実績報告額</td> <td>69, 871, 607円</td> </tr> </table> <p>(5) 補助事業の経費の配分についての変更基準の妥当性を検討されたい。 知事の承認が必要な補助事業の変更の対象について、補助金交付要綱第11条(2)ロでは、「各経費区分ごとに配分された経費のうち、俸給、扶養手当、通勤手当、期末手当、役職加算、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費、福利環境整備費、記帳指導員謝金等、情報化オペレーター設置費若しくは事務局長設置に係る経費の変更又はこれらの経費区分以外の経費の30%を超える変更となっているが、各経費の項目ごとの変更まで変更申請が必要かどうかにか</p>			補助金申請額	64, 121, 687円	実績報告額	69, 871, 607円
補助金申請額	64, 121, 687円						
実績報告額	69, 871, 607円						

	ついて、他商工団体との整合性も考慮しつつ、その妥当性を検討されたい。
--	------------------------------------

所 管 課	商工課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県経営支援緊急対策事業費補助
		補助団体数	佐賀県商工会連合会ほか7団体
		補助事業費	42,978,430円
		補助金交付額	41,955,286円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が、提出されていないかった。</p> <p>(2) 補助金交付申請書及び実績報告書が、期限を過ぎて提出されていた。 提出期限を過ぎているにもかかわらず、期限内の日付となっている補助金交付申請書及び実績報告書を期限後に受理していた。</p> <p>①補助金交付申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出期限 平成21年 6月 1日 ・交付申請書の日付 平成21年 6月 1日 ・実際の提出日 平成21年 6月 4日 <p>②補助金実績報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出期限 平成22年 3月31日 ・実績報告書の日付 平成22年 3月31日 ・実際の提出日 平成22年 4月12日 		

所 管 課	商工課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県中小企業連携組織対策事業費補助
		補助団体数	佐賀県中小企業団体中央会
		補助事業費	107,390,897円
		補助金交付額	91,561,004円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の内示の在り方について、検討を要するものがあった。 中小企業連携組織対策事業費補助金については、補助対象職員の設置費に係る人件費及び人当庁費と指導事業に係る事業費補助金となっているが、内示に当たって、人件費は金額のみの内示額となっている。補助金の根拠となる職員数も含めて内示するよう検討されたい。 また、事業費の内示については、各事業費の経費区分まで細かに内示されているが、補助金交付要綱で事業内容を示していることから、団体の自主性を尊重して各事業費総額に対する補助金内示額とするよう検討されたい。</p> <p>(2) 補助対象でないものについて、補助対象事業費に計上されているものがあった。</p>		

	<p>補助金交付要綱で、補助対象経費の規定がない石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を福利厚生費の補助対象経費の一部として計上されていた。補助対象経費の取扱いについて指導を徹底されたい。</p> <p>福利厚生費</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">実績報告額</th> <th style="text-align: center;">正 当 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助事業に要した経費</td> <td style="text-align: right;">9,919,716円</td> <td style="text-align: right;">9,915,973円</td> </tr> <tr> <td>中央会が支出した経費</td> <td style="text-align: right;">9,919,716円</td> <td style="text-align: right;">9,915,973円</td> </tr> <tr> <td>補助金の額</td> <td style="text-align: right;">4,422,000円</td> <td style="text-align: right;">4,422,000円</td> </tr> <tr> <td>自己負担額</td> <td style="text-align: right;">5,497,716円</td> <td style="text-align: right;">5,493,973円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助金交付要綱で、見直しを要するものがあつた。 財産の管理及び処分の規定で、財産の単価が5,000円以上となっているが、税法及び団体の経理規程を勘案して、単価の見直しを検討されたい。</p>	区 分	実績報告額	正 当 額	補助事業に要した経費	9,919,716円	9,915,973円	中央会が支出した経費	9,919,716円	9,915,973円	補助金の額	4,422,000円	4,422,000円	自己負担額	5,497,716円	5,493,973円
区 分	実績報告額	正 当 額														
補助事業に要した経費	9,919,716円	9,915,973円														
中央会が支出した経費	9,919,716円	9,915,973円														
補助金の額	4,422,000円	4,422,000円														
自己負担額	5,497,716円	5,493,973円														

所 管 課	生産者支援課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県玄海地区漁業協同組合合併促進事業費補助
		補助団体数	佐賀県玄海地区漁業協同組合合併推進協議会
		補助事業費	6,122,390円
		補助金交付額	3,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の額の確定で、適正でないものがあつた。</p> <p>① 視察時の飲酒代が、補助対象経費とされているものがあつた。</p> <p>② 領収書のない支出があつた。</p> <p>(事例)</p> <p style="padding-left: 40px;">合併幹事会の島根県視察研修時 11,710円 バス賃及び電車賃</p> <p>(2) 実績報告書が、期限を過ぎて提出されていた。</p> <p>補助金交付要綱に定める提出期限を過ぎているにもかかわらず、期限内の日付となっている実績報告書を、期限後に受理していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出期限 平成22年3月31日 ・実績報告書の日付 平成22年3月31日 ・実際の提出日 平成22年4月16日 		

所 管 課	生産者支援課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県玄海地区漁業協同組合事業連携・新事業 開発事業費補助
		補助団体数	佐賀県玄海漁業協同組合連合会
		補助事業費	3,000,000円
		補助金交付額	3,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査事務で、不十分なものがあつた。 実績報告書で、連携して事業を実施した漁業協同組合名の記載が誤っていたにもかかわらず、所管課は、修正指示を行うことなく受理していた。 (例) 事業名：新規水産物流通促進モデル事業（介類集荷力強化） 組合名（誤） A漁協、B漁協、C漁協、D漁協 （正） A漁協、B漁協、C漁協、D漁協、 E漁協、F漁協、G漁協</p> <p>(2) 連合会の実施要領で、見直しの必要なものがあつた。 補助金交付要綱第4条で補助金交付の条件として、佐賀県玄海漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が、玄海地区の漁業協同組合に対する補助事業を行う場合には、連合会の補助金の交付条件として、県が付した交付条件と同様の条件を付すよう規定されているが、連合会補助金の交付に係る連合会の実施要領には、それらの補助条件について規定されていなかった。実施要領に、県補助金交付要綱に基づく交付要件を明記するよう指導されたい。</p> <p>(3) 補助金の額の確定通知が、遅れていた。 補助金の額の確定後、補助金を支出する場合の補助金の額の確定通知は、補助金交付の会計年度末までに行うこととされたい。 実績報告書提出日 平成22年3月31日 額の確定通知年月日 平成22年4月28日 補助金支払日（最終分） 平成22年5月21日</p>		

所 管 課	農産課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県農業委員会交付金等
		補助団体数	佐賀県農業会議
		補助事業費	21,135,716円
		補助金交付額	17,467,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 交付対象事業変更承認申請に対する交付決定が、遅れていた。 交付金等交付要綱第3条第3項では、補助金の交付の申請が到着してから、当該申請に係る補助金の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とされているが、平成21年5月27日の変更承認申請に対する交付</p>		

	決定が7月31日となっており、変更承認申請の交付決定ではあるものの60日間を超えていた。
--	--

所 管 課	園芸課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県果実生産出荷安定基金造成事業費補助
		補助団体数	社団法人佐賀県果実生産出荷安定基金協会
		補助事業費	65,008,000円
		補助金交付額	5,031,753円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付申請書の審査事務について、適正でないものがあった。 補助金交付要綱で、補助金交付申請書の事業の内容及び経費配分に係る資料に、造成残額の算定資料を添付し、また、備考欄に県補助金の算定基礎を記載する旨規定しているが、造成残額の算定資料が添付されておらず、また、県補助金の算定基礎の記載がない不十分な補助金申請書をそのまま受理し、補助金交付決定を行っていた。</p> <p>(2) 実績報告書の提出時期で、適正でないものがあった。 補助事業の完了時期は、県補助金の支出が終了した平成21年12月9日であるが、補助金交付要綱第5条で実績報告書は補助事業完了後30日以内に提出するよう規定されており、本来は、平成22年1月8日までに提出させるべきであったが、平成22年3月16日に提出された実績報告書をそのまま受理し、補助金の額の確定を行っていた。</p>		

所 管 課	園芸課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県農地・水・環境保全向上対策支援事業費補助
		補助団体数	佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会ほか8団体
		補助事業費	(営農活動支援事業) 99,362,885円 (農地・水・環境保全向上活動推進事業) 1,527,000円
		補助金交付額	(営農活動支援事業) 27,642,986円 (農地・水・環境保全向上活動推進事業) 1,527,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の交付事務で、検討を要するものがあった。 営農活動支援事業のうち、先進的営農支援に係る県補助金については、補助金交付要綱第7条に基づき、営農活動支援交付金の算定基礎である営農活動</p>		

	<p>実施面積が概ね確定すると見込まれる12月に全額概算払で交付されていたが、協議会の活動組織への交付金の支払時期については、実際は、3月が多くなっていた。県補助金が、協議会で滞留しないよう検討されたい。</p> <p>(2) 補助金の額の確定について、出納整理期間後まで遅れているものがあつた。 実績報告書提出日 : 平成22年4月30日 補助金の額の確定日 : 平成22年6月18日</p>
--	---

所 管 課	農山漁村課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県農地・水・環境保全向上対策支援事業費補助
		補助団体数	佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会ほか19団体
		補助事業費	(共同活動支援事業) 1,260,399,740円 (農地・水・環境保全向上活動推進事業) 14,000,000円
		補助金交付額	(共同活動支援事業) 297,074,220円 (農地・水・環境保全向上活動推進事業) 14,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。 佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> <p>(2) 補助金の額の確定について、出納整理期間後まで遅れているものがあつた。 実績報告書提出日 : 平成22年4月30日 補助金の額の確定日 : 平成22年6月18日</p>		

所 管 課	畜産課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県鶏卵価格安定対策事業費補助
		補助団体数	佐賀県鶏卵販売農業協同組合ほか1団体
		補助事業費	38,932,800円
		補助金交付額	3,893,280円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の支払いで、完了払を検討されたい。 補助金の対象が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの鶏卵の</p>		

	出荷契約数量に基づくものであることから、現状の支払方法（全額概算払）では、生産者が途中で廃業等した場合に、補助金返還の可能性も想定される。よって、完了払を検討されたい。
--	--

所 管 課	畜産課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県繁殖雌牛導入対策事業費補助
		補助団体数	佐賀県農業協同組合ほか1団体
		補助事業費	15,406,476円
		補助金交付額	15,406,476円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱の見直しを要するものがあつた。</p> <p>当補助事業においては、子牛の販売価格の低迷などが要因で、当初見込んでいた年間300頭の繁殖雌牛の導入計画に対し、実績は、計画の47%に当たる141頭の導入にとどまったところである。そのような中、所管課の事業の進行管理としては、繁殖農家等との意見交換などは実施していたものの、補助金の交付決定後に、進行管理に必要な導入実績等について調査を行ったのは、2月補正予算に係る調査の1回（平成21年12月実施）だけで、進行管理の方法としては不十分であつた。</p> <p>補助金交付要綱には、佐賀県補助金等交付規則第10条規定の事業の状況報告及び調査に係る規定がないので、規定整備の上、事業の進行管理を的確に実施されたい。</p> <p>(2) 補助事業採択要件の履行確認方法を検討されたい。</p> <p>補助金交付要綱では、事業の採択要件を提示し、補助事業が実施されているが、事業期間が3年から5年と数年間に及ぶことから、補助事業者に対する事業実施期間中の要件の遵守規定は設置されているが、県での事業実施の確認方法が規定されていない。</p> <p>補助事業採択要件の履行確認については、対象とする家畜の貸付期間が終了する年度まで補助事業者の履行確認ができるよう実施方法を検討されたい。</p> <p>*繁殖雌牛導入対策事業費補助金交付要綱 (事業の採択要件)</p> <p>第2条 この補助金に係る事業の要件は次のとおりとし（中略）</p> <p>(1) 繁殖雌牛の貸付対象者は、繁殖雌牛の飼養頭数を本事業により貸付を受けた頭数分増加させ、貸付期間中は増頭後の頭数以上の経営規模を維持する繁殖農家であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 対象とする家畜の貸付期間は、貸し付けた日から起算して次の期間とする。</p> <p>ア 育成雌牛 5年間</p> <p>イ 成雌牛 3年間</p>		

所 管 課	林業課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助団体数	富士大和森林組合ほか22団体
		補助事業費	732,512,100円
		補助金交付額	296,761,680円
監査実施団体数	3団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付事務について、適正でないものがあった。 補助金交付要綱や事業実施要領の規定どおり行われているか確認を行って なかった。 (適正でなかった事務の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の申請事務の受任を行う際に必要な委任状及び精算依頼書が、補助 金申請書に添付されていなかった。 補助金の申請事務の受任を行った場合に、委任者への補助金交付完了後に 提出すべき補助金交付完了報告が提出されていなかった。 <p>(2) 補助金交付申請書に、事業の効果の記載がなかった。 補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱 準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書に記載するよう示されていたが、 交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p>		

所 管 課	空港・交通課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成21年度佐賀県誘客連携促進事業費補助
		補助団体数	株式会社JTB西日本メディア販売事業部 ほか7団体
		補助事業費	63,905,500円
		補助金交付額	63,905,500円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱の内容について、適正でないものがあった。 有明佐賀空港の利用促進を図るとともに、県内への観光客の誘致促進を図る ため、有明佐賀空港発着便を利用した団体旅行を企画募集する国内旅行社に 対して、補助を実施している。 補助金申請書の提出期限は、会計年度末までと規定すべきところ、平成22 年1月1日から同年3月31日の間の利用便について申請書は、同年4月30 日まで提出できるよう規定されていた。 また、補助金交付要綱規定の正規の補助対象期間が、前年度補助事業の正規 の補助対象期間と重複していた。年度内に申請できるよう、また、前年度と 重複しないように正規の補助対象期間及び申請書提出時期について、規定を 見直されたい。</p>		

所 管 課	市町村課		
財政的援助内容	交付金	交付金事業名	市町村振興宝くじ交付金
		団 体 名	財団法人佐賀縣市町村振興協会
		交付金事業費	612,445,099円
		交付金交付額	612,445,099円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 交付金交付要綱の策定について、検討されたい。</p> <p>市町村振興宝くじ交付金については、県から当協会への交付金の交付方法や実績確認方法などを規定した交付要綱の策定について、検討されたい。</p>		

所 管 課	学校教育課																		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成21年度第62回全国人権・同和教育研究大会開催費補助																
		補助団体数	第62回全国人権・同和教育研究大会佐賀県実行委員会（旧第62回全国人権・同和教育研究大会佐賀県準備委員会）																
		補助事業費	6,039,106円																
		補助金交付額	5,500,000円																
監査実施団体数	1団体																		
監 査 の 結 果	<p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱第4条に規定の補助事業に要する経費の配分の変更について、知事の承認がなされないまま、事業が実施された事業実績報告書を受理し、補助金の額の確定を行っていた。</p> <p>※平成21年度第62回全国人権・同和教育研究大会開催費補助金交付要綱第4条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、<u>知事の承認</u>を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない次に規定する軽微な変更については、この限りではない。</p> <p><u>ア. 配分した経費の項目ごとの事業費の20%以内の変更。</u></p> <p>イ. 補助事業の目的及び計画の実施に影響を及ぼさない補助事業の内容の変更</p> <p>経費の配分 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助金額</th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①人件費</td> <td>4,372,000</td> <td></td> <td>4,365,274</td> </tr> <tr> <td>②事務局運営費</td> <td>3,038,000</td> <td></td> <td>1,673,832</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,410,000</td> <td>5,500,000</td> <td>6,039,106</td> </tr> </tbody> </table>			対象項目	補助対象経費	補助金額	実績額	①人件費	4,372,000		4,365,274	②事務局運営費	3,038,000		1,673,832	計	7,410,000	5,500,000	6,039,106
対象項目	補助対象経費	補助金額	実績額																
①人件費	4,372,000		4,365,274																
②事務局運営費	3,038,000		1,673,832																
計	7,410,000	5,500,000	6,039,106																

所 管 課	社会教育・文化財課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県文化財保存事業補助
		補助団体数	財団法人筑後川昇開橋観光財団ほか21団体
		補助事業費	380,342,000円
		補助金交付額	54,461,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の交付決定について、遅延しているものがあつた。 補助金交付要綱で定めた、補助金の交付の決定をするまでに要すべき標準処理期間を過ぎて、交付決定されているものがあつた。</p> <p>【当初交付決定】</p> <p>補助金交付申請日 平成21年6月10日 支出負担行発議日 平成21年6月27日 補助金交付決定日 平成21年9月14日 標準処理期間 30日</p>		

所 管 課	体育保健課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成21年度市民がつくる2009年レーザーラジアルヨット世界選手権大会開催費補助
		補助団体数	市民がつくる2009年レーザーラジアルヨット世界選手権大会実行委員会
		補助事業費	33,220,135円
		補助金交付額	5,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 実行委員会予算の執行について、適正でないものがあつた。 当実行委員会では、実行委員会規則第12条第1項の規定に基づき、実行委員会総会での議決を要する予算の増額及び流用について、特に緊急を要するとして、委員長の専決処分が行われていたが、同条第2項で規定の専決処分を報告すべき総会が開催されていなかった。また、平成21年度決算認定や実行委員会解散のための総会も、開催されていなかった。所管課長は、実行委員会委員で、また、所管課職員が監事であったことから、指導すべきであつた。</p> <p>(予算総額変更の状況)</p> <p>実行委員会総会 (H21.5.11) で決定した平成21年度予算総額 35,121,000円</p> <p>平成21年度決算総額 44,333,969円</p> <p>(予算の流用の状況)</p> <p>事例：競技運営準備費</p> <p>実行委員会総会決定予算額 20,450,000円 流用予算額 2,748,340円 決算額 23,198,340円</p>		

所 管 課	体育保健課		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	平成21年度全国中学校体育大会佐賀県実行委員会負担金
		団体名	平成21年度全国中学校体育大会佐賀県実行委員会
		負担事業費	31,519,077円
		負担金交付額	15,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 負担金の支出時期について、適正でないものがあつた。 総会の審議（機関決定）がなされる前に、負担金を支出していた。しかも、当実行委員会の役員及び事務局員は、県職員が兼務していた。</p> <p>負担金支出額 15,000,000円 負担金支出日 平成21年5月 1日 総会開催日 平成21年5月25日</p>		

3 指定管理団体関係

所 管 課	母子保健福祉課		
団 体 名	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立児童養護施設聖華園 佐賀県立婦人保護施設佐賀婦人寮
監査の結果	<p>【佐賀県立児童養護施設聖華園関係】</p> <p>(1) 仕様書に記載された事業計画書及び収支予算書の提出方法と実際が、異なっていた。 佐賀県立児童養護施設管理運営仕様書の第4で、前年度末日までに次年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）を、年度当初に事業計画書及び収支予算書を提出することとなっていたが、所管課からの電話指示により前年度末に事業計画書及び収支予算書が1回のみ提出されており、仕様書に記載された提出方法と実際が異なっていた。</p> <p>(2) 仕様書に基づく事業計画書及び実績報告書の審査を徹底されたい。 施設の維持管理については、仕様書で定められているが、事業計画書及び実績報告書に管理状況が明記されていないものをそのまま受理していた。指定管理者と協議の上、管理状況が確認できる様式の作成を検討されたい。</p> <p>(例) 固定資産の購入 自動車：3,099,644円 施設の保守点検状況 消防設備、浄化槽等 50万円以上の大規模修繕の状況</p> <p>【佐賀県立婦人保護施設佐賀婦人寮関係】</p> <p>(1) 協定書に定める事業計画書及び事業報告書の審査を徹底されたい。</p>		

	<p>協定書第3条(2)には「施設の維持及び管理に関する業務」を行わせると規定されているが、団体から県に提出された事業計画書及び事業報告書には、この業務に関する記載がないにもかかわらず、そのまま受理していた。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び備品等の管理、維持及び修繕業務 ・清掃業務 ・警備業務 <p>(2) 協定書で、不備なものがあった。</p> <p>① 協定書第14条第1項に、「管理運営経費に充てるべき積立金・繰越金については別表1のとおりとする。」と規定していながら、別表1が存在しなかった。</p> <p>② 協定書第6条(2)に管理させる物件として、「対象物件 甲(佐賀県)が別に定める財産台帳及び備品台帳のとおり」と規定していながら、県は指定管理者に台帳を渡していなかった。</p>
--	---

所 管 課	障害福祉課		
団 体 名	社会福祉法人佐賀ライトハウス		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立点字図書館
監 査 の 結 果	<p>(1) 点字図書館の指定管理業務の一部について、他の事業でも委託しているものがあった。</p> <p>県立点字図書館管理運営業務仕様書で、点字図書館の運営に関する業務として、</p> <p>① 点字図書及び録音テープ等の製作及び刊行並びに受入れ</p> <p>② 点訳奉仕者及び録音奉仕者の研修の実施</p> <p>③ 視覚障害者に対する点字講習等の実施</p> <p>が規定され、指定管理業務が実施されているが、県が別事業として、県から佐賀県障害者社会参加推進センター(以下、「センター」という。)に、「朗読奉仕員養成事業」及び「点訳奉仕員養成事業」を委託し、センターが、この業務を指定管理団体である社会福祉法人佐賀ライトハウスに、再委託していた。</p> <p>この別事業で委託された業務は、点字図書館の本来業務であり、別事業で委託すべきものではなく、指定管理業務の中で実施すべきものである。</p> <p>(2) 施設の維持・管理に関する業務で、仕様書どおりに実施されていないものがあった。</p> <p>① 佐賀県立点字図書館管理運営業務仕様書には、指定管理者は、個人利用者の意見や満足度等を聴取する利用者モニタリングを実施し、その聴取する意見や満足度等の項目は、県と協議して定めることとされているが、協議されていなかった。</p> <p>② 窓ガラスの特別清掃の実施面積が、仕様書で指示した面積を下回っていた。</p>		

	<p>(3) 指定管理者指定申請書に記載しながら、実施されていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営懇談会を3回開催するとしながら、実績は2回であった。 ・職員の内部研修 <p>(4) 事業報告書の審査で、不十分なものがあった。 県に提出された事業計画書には、視覚障害者（中途失明者を含む。）の更生相談に応じる業務が記載されているが、事業実績報告書には記載がなかった。</p> <p>(5) 事業計画書が、期限を過ぎて提出されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出期限 平成21年2月28日 ・事業計画書の日付 平成21年2月27日 ・実際の提出日 平成21年3月20日 <p>(6) 管理運営業務仕様書の内容で、適正でないものがあった。 管理運営業務仕様書第1で規定の管理対象施設のうち、発送室については、県は、他団体に対し目的外使用許可を行っており、指定管理者の管理業務としては、本来、清掃等に限定することとしていたが、仕様書で、管理業務を限定する旨記載していなかった。</p>
--	---

所 管 課	生産者支援課		
団 体 名	特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀射撃研修センター
監 査 の 結 果	<p>(1) 事業計画の変更手続きの指導で、不適切なものがあった。 指定管理者指定申請書には、実包販売と前売り利用券は、自主事業として記載されていたが、平成21年度の事業計画書には、記載されていなかった。また、誘客対策として実施されている1ラウンド券、サービス券（無料ラウンド券）も、事業計画書に予算計上されていなかった。いずれも事業計画の変更手続きが必要であったが行われていなかった。 指定管理者が、事業計画の変更手続きをせず運用していたのは、所管課が制度自体を十分理解しておらず、指導が不適切であったためである。指定管理者制度について、十分に理解をされた上で、指定管理者への指導を適切に行われたい。</p> <p>(2) 実績報告書の決算関係資料で、不十分なものがあった。 実績報告書の決算関係資料としては、収入・支出状況のみが提出されているが、事業実施内容の把握には不十分であり、貸借対照表についても提出を求められたい。</p> <p>(3) 指定管理経費の見直しを検討されたい。 平成21年度の指定管理経費の積算（2期目）では、週休2日の勤務体制を導入し、施設の開場日を削減（50日程度）して人件費及び管理費が削減されている。一方、利用料金収入については、1期目の3か年の平均額で算定し、</p>		

	<p>施設開場日削減に伴う施設利用料の減額は、算定されていない。</p> <p>これでは、県が一方的に指定管理経費を削減するために、指定管理者に過度の負担を強いたような積算となっている。また、平成22年度については、災害による施設閉場も継続していることから、再度、利用料金収入の見直しを行い、安心して運営ができるよう指定管理経費の算定を見直されたい。</p> <p>【指定管理経費の算定根拠】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>1期目 (A)</th> <th>2期目 (B)</th> <th>比較増減 (B-A)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>11,450,345</td> <td>8,633,000</td> <td>△2,817,345</td> <td>開場日の削減</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>10,228,510</td> <td>8,640,000</td> <td>△1,588,510</td> <td>1期目の実績額</td> </tr> <tr> <td>支出合計 ①</td> <td>21,678,855</td> <td>17,273,000</td> <td>△4,405,855</td> <td>管理経費削減額</td> </tr> <tr> <td>施設使用料 ②</td> <td>13,819,695</td> <td>13,405,000</td> <td>△414,695</td> <td>1期目の平均額</td> </tr> <tr> <td>委託料 (①-②)</td> <td>7,859,160</td> <td>3,868,000</td> <td>△3,991,160</td> <td>委託経費削減額</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1期目 (A)	2期目 (B)	比較増減 (B-A)	備考	人件費	11,450,345	8,633,000	△2,817,345	開場日の削減	管理費	10,228,510	8,640,000	△1,588,510	1期目の実績額	支出合計 ①	21,678,855	17,273,000	△4,405,855	管理経費削減額	施設使用料 ②	13,819,695	13,405,000	△414,695	1期目の平均額	委託料 (①-②)	7,859,160	3,868,000	△3,991,160	委託経費削減額
項目	1期目 (A)	2期目 (B)	比較増減 (B-A)	備考																											
人件費	11,450,345	8,633,000	△2,817,345	開場日の削減																											
管理費	10,228,510	8,640,000	△1,588,510	1期目の実績額																											
支出合計 ①	21,678,855	17,273,000	△4,405,855	管理経費削減額																											
施設使用料 ②	13,819,695	13,405,000	△414,695	1期目の平均額																											
委託料 (①-②)	7,859,160	3,868,000	△3,991,160	委託経費削減額																											
監 査 意 見	<p>○大雨による施設閉鎖の対応について</p> <p>平成21年度は、平成21年7月末の大雨による土砂崩れがあり、復旧工事等のため、同年7月末日から同年9月初日までの全日及び平成22年2月中旬から同年3月中旬の平日は、施設（クレー射撃場やライフル射撃場等）の全面閉鎖があっていた。特に、ライフル射撃場については、平成21年7月末日以降、平成23年3月まで閉鎖されていた。施設閉鎖の経営への影響については、協定書等に基づき指定管理者と協議を行い、進められているところであるが、平成21年度は、実質赤字が計上されており、経営は、困窮している。</p> <p>なお、本格的な復旧工事のため、平成22年度についても、平成22年11月中旬から平成23年3月中旬まで施設の全面閉鎖を余儀なくされている。</p> <p>これら大雨による施設閉鎖の対応については、指定管理者に過度の負担をかけぬよう、十分に協議を行い、対応されたい。</p>																														

所 管 課	建築住宅課		
団 体 名	マベック・松尾建設共同企業体		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県営住宅（佐賀県東部地区）
監 査 の 結 果	<p>(1) 財産台帳等が、指定管理者に通知されていなかった。</p> <p>協定書第6条で、県が指定管理者に管理業務を行わせるに当たって、管理</p>		

させる物件を明記し、対象物件を県が別に定める財産台帳及び備品台帳を通知することとなっているが、通知されていない。

(2) 事業報告の内容確認で、不十分なものがあつた。

指定管理業務が、仕様書どおり実施されたどうか、事業報告書において確認できないものがあつたにもかかわらず、所管課は、修正させないまま報告書を受理していた。

(報告がなかった業務)

「県発行の督促状等未送達書類」の配布

(3) 指定管理者の公募に際し、示した管理物件の数量に誤りのあるものがあつた。

平成20年度に行った公募の際に、申請者に示した「県営住宅樹木データ」については、現状の実績数量と異なっていた。

(佐賀地区県営住宅樹木データ)

種 別		公募時 提示数量	現場 実測数量	
高 さ	幹 周			
樹 木	3m以上	0.1m ～0.29m	990本	308本
		0.3m ～0.59m	737本	666本
		0.6m ～0.89m	226本	475本
		0.9m ～1.19m	297本	299本
		1.2m～	64本	97本
	2.1m～2.9m		2,638本	18,858㎡
	1.1m～2.0m ～1.0m		5,555㎡	22,109㎡
その他(除草面積)			3,294㎡	8,294㎡

(4) 事業報告書で、期限後に提出されているものがあつた。

協定書第16条第1項第1号で、「管理業務の実施状況」については、年度終了後速やかに県に提出することとされているが、「管理業務に要した経費の収支決算」と一緒に平成22年6月に提出されており、所管課はそのまま受理していた。

所管課にあつては、協定書に基づき提出期限を遵守させるよう団体への指導を徹底されたい。

所 管 課	建築住宅課		
団 体 名	川原建設株式会社		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県営住宅（佐賀県西部地区）
監 査 の 結 果	<p>(1) 防火管理者としての業務実施について、指導されたい。</p> <p>消防法に基づき、1棟当たりの収容人員が50人以上の県営住宅については、防火管理者及び消防計画を定めて消防署長に届け出るとともに、消防計画を作成することが義務づけられている。</p> <p>消防計画の作成は、1地区1団地の作成にとどまっており、県が業務仕様書で示した防火管理者としての業務実施について、指導されたい。</p> <p>(委託業務)</p> <p>防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練等の実施、消火施設の点検・整備、入居者への指導 等</p> <p>(2) 事業報告の内容確認で、不十分なものがあつた。</p> <p>指定管理業務が、仕様書どおり実施されたどうか、事業報告書において確認できないものがあつたにもかかわらず、所管課は、修正させないまま報告書を受理していた。</p> <p>(報告がなかつた業務)</p> <p>「県発行の督促状等未送達書類」の配布</p> <p>(3) 指定管理者の公募に際し、示した管理物件の数量に誤りのあるものがあつた。</p> <p>平成20年度に行った公募の際に、申請者に示した「昇降機」の数量で、現状と異なっているものがあつた。</p> <p>(昇降機設置台数)</p> <p>唐津地区栄町団地 (正) 1基 (誤) 2基・・・提示数量</p>		

所 管 課	森林整備課		
団 体 名	財団法人スマイルアース		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立二十一世紀県民の森
監 査 の 結 果	<p>(1) 財産台帳が、提示されていなかった。</p> <p>協定書第6条に定める財産台帳が、県から財団に提示されていなかった。指定管理を行う物件が、明確でない面があり、指定管理の管理物件を明示した財産台帳を提示されたい。</p> <p>(2) 施設の維持・管理業務で、仕様書どおり実施されていないものがあつた。</p>		

	<p>指定管理業務である遊具等の維持管理業務で定期点検の回数が、実際行った回数と県が定めた仕様書の回数と異なっていた。所管課においては適正な回数を判断し、指導及び修正されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際行われた回数 毎月1回 ・ 仕様書の回数 毎月3回 <p>(3) 前回監査の指摘について、改善されていなかったものがあった。</p> <p>前回監査（平成19年11月2日）で、木工芸センターの遊休化、多目的広場のテニスコートの利用できない状況を指摘し、木工芸センターは、指定管理者が行う森林環境教育、イベント活動で用いる資材準備に活用し、テニスコートは、どんぐりからの苗木づくりの場として活用するとの回答があっていたが、木工芸センターは、遊休化が続いており、テニスコートには、苗木はあったものの、雑草に覆われ、利用されている状況ではなかった。前回監査で指摘していたにもかかわらず、改善されていなかったものがあった。県と財団で今後の施設の在り方について、再度協議、検討し、適切な管理を行われたい。</p>
--	---